

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月28日
【事業年度】	第15期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	ビート・ホールディングス・リミテッド （Beat Holdings Limited）
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 レン・イー・ハン （Lian Yih Hann, Chief Executive Officer）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、 クリケットスクウェア （Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神谷 光弘
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03-3568-2600
【事務連絡者氏名】	弁護士 神谷 光弘、熊木 明
【連絡場所】	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03-3568-2600
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）

本書において使用する下記の語句は、異なる記載がないか又は文脈上、別異に解すべき場合でない限り、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- ・ 「Activate」とは、Activate Interactive Pte. Ltd.をいいます。
- ・ 「Beat Chain」とは、Beat Chain Pte. Ltd.をいいます。
- ・ 「実質株主」とは、当社株式の実質的な株主をいいます。
- ・ 「北京センチュリー・メディア・カルチャー」とは、北京センチュリー・メディア・カルチャー・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「Beijing Alpha」とは、北京アルファ・ファイナンシャル・エンジニアリング・リミテッドをいいます。
- ・ 「BOABC」とは、北京オリエント・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「カナダドル」とは、カナダの法定通貨であるカナダドルをいいます。
- ・ 「中国」とは、中華人民共和国をいいます。
- ・ 「当社」、「提出会社」又は「ビート・ホールディングス」とは、ビート・ホールディングス・リミテッドをいいます。
- ・ 「ケイマン会社法」とは、ケイマン諸島の会社法第22章（1961年法律3統合・改正済）をいいます。
- ・ 「イーコンワールド」とは、イーコンワールド・メディア・リミテッドをいいます。
- ・ 「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいいます。
- ・ 「FCBJ」とは、フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ（北京）リミテッドをいいます。
- ・ 「FCHK」とは、フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッドをいいます。
- ・ 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいいます。
- ・ 「FTSE」とは、フィナンシャルタイムズとロンドン証券取引所の合弁会社であるFTSEグループをいいます。
- ・ 「FXI」とは、FTSE新華インデックス・リミテッドをいいます。
- ・ 「GINSMS」とは、GINSMS Inc.をいいます。
- ・ 「GINSMSグループ」とは、GINSMS Inc.及び同社の連結子会社をいいます。
- ・ 「GMS」とは、GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッドをいいます。

- ・ 「GLC」とは、グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーをいいます。
- ・ 「香港」とは、香港特別行政区をいいます。
- ・ 「香港ドル」とは、香港特別行政区の法定通貨である香港ドルをいいます。
- ・ 「上海華財」とは、上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「インドネシア・ルピア」とは、インドネシア共和国の法定通貨であるインドネシア・ルピアをいいます。
- ・ 「IFRS」とは、国際財務報告基準委員会が発行した国際財務報告基準をいいます。
- ・ 「日本GAAP」とは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則をいいます。
- ・ 「JASDEC」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。
- ・ 「日本円」又は「円」とは、日本国の法定通貨である日本円をいいます。
- ・ 「キジューン」とは、キジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「関東財務局」とは、財務省関東財務局をいいます。
- ・ 「マージェント」とは、マージェント・インクをいいます。
- ・ 「MNI」とは、マーケット・ニュース・インターナショナル・インクをいいます。
- ・ 「マレーシア・リングギット」とは、マレーシアの法定通貨であるマレーシア・リングギットをいいます。
- ・ 「POBO」とは、上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「人民元」とは、中国の法定通貨である人民元をいいます。
- ・ 「SFE」とは、上海・ファー・イースト・クレジット・レーティングス・リミテッドをいいます。
- ・ 「シンガポール・ドル」とは、シンガポール共和国の法定通貨であるシンガポール・ドルをいいます。
- ・ 「SMRA」とは、ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「SMRAI」とは、SMRA・インターナショナル・インクをいいます。
- ・ 「テイラー・ラファティエール」とは、テイラー・ラファティエール・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「トンシン」とは、上海同鑫(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「トップスカイ」とは、新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「TSX-V」とは、カナダのトロント・ベンチャー証券取引所をいいます。
- ・ 「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
- ・ 「ワシントン・アナリシス」とは、ワシントン・アナリシス・コーポレーションをいいます。
- ・ 「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社をいいます。
- ・ 「XFN」とは、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッドをいいます。
- ・ 「X Holdings HK」とは、新華ホールディングス(香港)リミテッドをいいます。
- ・ 「新華モバイル」とは、新華モバイル・リミテッドをいいます。
- ・ 「新華モバイル(香港)」とは、新華モバイル(香港)リミテッドをいいます。

(注2)

当社グループの財務諸表の米ドルと日本円との換算は、便宜上、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=111.00円で行われております。金額は、別途明記される場合を除き、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

当社グループの財務諸表の米ドルと香港ドルとの換算については、1米ドル=7.80香港ドルの外国為替交換レートを使用しております。

(注3)

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

ケイマン会社法

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。ケイマン会社法の各条項は、大要以下のとおりですが、適用される全ての資格要件や例外事項を包含し、又はケイマン会社法及び税制に関する全ての事項を完全に記載したのではなく、各準拠法におけるこれらに相当する条項により異なる場合があります。

運営方法

当社は免除会社であるため、当社の運営は、主としてケイマン諸島外において行わなければなりません。当社は、毎年ケイマン諸島における会社登記所 (Registrar of Companies) 宛てに年次報告書を提出し、発行される株式資本に基づき計算される手数料を支払う必要があります。

株式資本

当社の授權株式資本は香港ドル建てとなっております。一般的に、ケイマン諸島の会社の株式は額面又は無額面株式により構成されており、記名式又は無記名式の様式により発行されます。当社の場合、基本定款により株式は記名式で発行されるものと規定されております。当社の株式は額面0.01香港ドルの額面株式です。

ケイマン会社法によると、会社が株式をプレミアム付きで発行する場合、その払込みが現金であるか否かにかかわらず、当該株式のプレミアムに係る価値の合計額は、株式払込剰余金勘定 (Share Premium Account) と呼ばれる勘定に計上される必要があります。これらの条項は、会社の選択により、他の会社の買収又は消却の手法に従い割当てられ、プレミアム付きで発行される会社の株式に係るプレミアムに対しては適用されないものとされる場合があります。また、ケイマン会社法によると、株式払込剰余金勘定は基本定款及び附属定款において、(a) 株主に対する割当又は配当の支払い、(b) 全額払込済の株式として株主に対して発行される、会社の未発行株式に対する払込み、(c) ケイマン会社法第37条の条項に従った自己株式の買取及び償還、(d) 会社の予備的な費用の清算、(e) 会社の株式又は債券の発行に係る費用、支払済手数料又は割引分の清算、及び(f) 会社の株式又は債券の償還又は買取におけるプレミアム額の提供の際に、各条項 (もしあれば) に従い、当該会社に適用されるものとされております。

なお、かかる株式払込剰余金勘定からの株主に対する割当及び配当は、当該割当又は配当がなされるべき日の翌日に、会社が通常の業務過程において支払期日の到来する負債を支払うことができる場合でない限り、行うことができないものとされております。

また、ケイマン会社法には、株式による責任制限がなされている会社又は保証によって責任制限がなされた株式資本を有する会社は、附属定款において規定されていれば、株主総会の決議により以下のとおり基本定款を変更することができます。

- (a) 適当と判断される額の新株の創設により株式資本を増加すること。
- (b) 全部又は一部の株式資本 (無額面株式を除きます。) を併合又は分割し、既存株式よりも大きい額とすること。
- (c) 全部又は一部の払込済株式 (無額面株式を除きます。) を資本に転換し、資本を払込済株式 (額面金額を問いません。) に再転換すること。
- (d) 株式の全部 (無額面株式を除きます。) 又は一部を再分割し、基本定款に定める額よりも小さい額の株式とすること。但し、当該再分割において、当該各減額された株につき、払込済の額と払込未完了 (もしあれば) の額の割合は、当該減額された株が由来する株式と同等とならなければならないものとされております。
- (e) いずれかの者により引受けられず又は引受けることにつき合意がなされていない株式を (これにつき決議がなされた日において) 消却し、当該消却された株式の額につき株式資本を減額すること、若しくは無額面株式の場合には資本が分割される株式の数を減額すること。

ケイマン会社法は、株式による責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合、裁判所の承認を得て、特別決議により株式資本をどのようにも減らすことができるものと規定しております。

附属定款の条項上特別の種類株主に対しては、その権利を変更するためにはこれらの株主の承諾を取得することを要求する一定の保護が与えられる旨規定されております。また、発行済の当該種類の株式につき特定の持分割合を有する株主の承諾、又はこれらの株式の保有者による個別の総会において決議が承認されること、が要求されております。

会社又は持株会社の株式購入に対する資金援助

ケイマン諸島には、会社が、自らの又は持株会社の株式を購入又は引受けさせるために行う、他の者に対する資金援助に関する条項についての確立した規定は存在いたしません。したがって、会社は、取締役が自らの注意義務を果たし、誠実に行為するに際し、会社の利益のため適切な目的のため、かかる資金援助が適切に与えられ得ると判断する限り、資金援助を行うことができることとなります。かかる資金援助は、独立した当事者間の取引として行う必要があります。

適用される法律及び附属定款の定めに従い、当会社は取締役及び従業員、その子会社、その持株会社又はかかる持株会社の子会社に対し、当該者が当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を購入することができるよう、資金援助を行うことができるものとされており、更に、適用される法律及び附属定款の定めに従い、当社は、信託受託者に対し、当社、子会社、持株会社又は持株会社の子会社の従業員（月額報酬を受領している取締役を含む。）のために当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を取得することができるよう、資金援助を行うことができるものとされており、

会社及び子会社による株式及びワラントの購入

ケイマン会社法の条項に従い、株式により責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合には、会社又は株主の選択により償還される株式又は償還される義務を負う株式を発行することができ、疑義を避けるために申し述べると、そのような株式が償還される義務を負うと定めるために、会社の附属定款の条項に従い、株式に付与される権利が変更されることは、適法です。これに加えて、かかる会社は、附属定款に規定がある場合、償還可能株式を含む自らの株式を購入することができます。但し、附属定款において購入の方法並びに条件が規定されていない場合、会社は、株主総会の普通決議にて株式の購入方法が決定されない限り、いかなる自己の株式も購入することができないものとされており、疑義を避けるために申し述べると、会社の附属定款又は株主総会の決議は、会社の取締役に対し、買戻しの方法及び条件の決定を授権することができ、また、附属定款又は決議によって設けられた制限の範囲内で、附属定款又は普通決議の内容と矛盾しない償還又は買戻しを授権することができます。また、会社は、いかなる場合においても、全額払込済みでない株式を償還し又は購入することはできません。加えて、会社は償還又は購入の結果、会社の株式を保有する株主が存在しなくなる場合には、いかなる株式も償還又は購入することができません。なお、自己株式の償還又は購入のために行われる資本金からの会社による支払は、払込がなされるべき日の翌日において、会社が通常の業務過程において支払期限が到来する負債を支払うことができる場合でない限り、これを行うことができないものとされており、

会社は、関連するワラント文書又はワラント証の諸条件に従い、自らのワラントを購入することを禁じられておらず、これを購入することができるものとされており、ケイマン諸島法において、会社の基本定款又は附属定款にこれらの購入についての特定の規定を置くことは求められておらず、取締役はその附属定款に規定されるあらゆる種類の財産を売買又は取引することができる一般的な権限に依拠することができます。

ケイマン諸島法において、子会社は持株会社の株式を保有することができ、一定の状況において、かかる株式を取得することができるものとされており、

株式の譲渡

ケイマン会社法上、会社の株式の譲渡に関する条項は存在しないため、株式の譲渡に際しての要件は、会社の基本定款又は附属定款によって定められることとなります。但し、ケイマン会社法上、死亡株主がその遺言執行人により行う株式その他の利益の譲渡は、当該遺言執行人自身が株主でない場合であっても、その者が当該譲渡文書の実行の時点において株主であったのと同一の有効性を有する旨の規定が存在します。

株主総会

会社の株主総会の招集、議事及び議決に関する規則は、会社の基本定款又は附属定款に従って決定されます。基本定款又は附属定款において、総会の招集方法につき規定がない場合には、株主3名により株主総会を招集することができます。基本定款又は附属定款において、招集通知の期間につき規定がない場合には、各株主に対し5日前の通知がなされることにより総会を開催することができます。基本定款又は附属定款において、総会の議決につき規定がない場合、各株主はそれぞれ1議決権を有するものとされており、

配当及び分配

ケイマン会社法第34条を除き、配当の支払に関連する規定は存在しません。ケイマン諸島において説得性があるものとみなされている英国判例法に基づき、配当は利益を原資としてのみこれを行うことができます。これに加え、ケイマン会社法第34条は、支払能力に係る調査及び基本定款及び附属定款の条項（もしあれば）に従った株式払込剰余金を原資とする配当の支払いと分配を認めております（詳細は、上記「株式資本」をご覧ください。）。

少数株主の保護

ケイマン諸島法上、株主は、一般法並びに特に会社の基本定款及び附属定款に従って会社の問題を取扱う資格を有しております。

ケイマン諸島の裁判所は、通常の場合において、(a) 越権又は違法であることを理由とする訴訟、(b) 少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら会社を支配していることを理由とする訴訟、また(c) 不公正な方法により、一定の（又は特別の）多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、会社の名において、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法に従うことが期待されているといえます。

株式資本が株式に分割されている（銀行以外の）会社の場合、裁判所は、発行済株式の5分の1以上の株式を保有する株主の申請により、検査役を選任し、裁判所が指示する方法による会社の状況の調査及び報告を求めることができるものとされております。

いかなる株主も、裁判所に対し、当該会社につき裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による会社に対する請求は、基本的には、ケイマン諸島において適用される一般的な契約法理又は不法行為に基づくものであるか、若しくは会社の基本定款又は附属定款により設定された株主としての権利に基づくものである必要があります。

経営

一般的には、会社の事業は基本定款及び附属定款に従い行われます。当社の附属定款は、当社の事業は株主総会において当社により行使されることが法令又は附属定款において要求されているものでない全ての権限を行使することができる当社の取締役会により、管理され運営されるものとしております。但し、法令、定款及び株主総会において会社により規定されたあらゆる規則に従うものとします。

ケイマン会社法は、取締役が有する会社の資産処分権限につき特段の制約を置いておりません。しかしながら、一般法上、取締役、マネージング・ディレクター及び秘書役を含む会社のあらゆる役員は、その権限を行使し、その義務を履行する際に、会社の最善の利益の観点から、信義に従い誠実に行為しなければならないと、合理的に分別のある人間が同様の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。

会計に関する規定

会社は、(i) 会社によって受領され消費される金銭の総額や、受領及び出費が生じることに係る事項、(ii) 会社による全ての商品の売買、また(iii) 会社の資産及び負債につき、適切な会計帳簿を作成しなければなりません。

当社の状況について真実かつ公正な概観を与え、及びその取引を説明するために必要な帳簿が作成されていないと、適切な会計帳簿が作成されていないとみなされるものとされております。

取締役に対する貸付

ケイマン会社法上、会社が取締役に対して貸付を行うことを禁じる明文規定は存在いたしません。

会社書類の調査

当社の株主はケイマン会社法上、株主名簿又は当社の記録を調査し又はその写しを取得する一般的な権利を有していません。但し、当社の定款に規定されればその内容に従った権利が認められます。

株主名簿

免除会社は、附属定款の規定に従い、主たる株主登録簿と、ケイマン諸島の内外を問わず、取締役が随時適当と判断する場所に従たる支店登録簿を置くことができます。ケイマン会社法上、免除会社について、ケイマン諸島の会社登記官に対し株主を報告することを要求する規定は存在しません。したがって、株主の氏名及び住所は、公衆の縦覧に供される事項ではなく、公衆の調査のために利用することもできません。但し、免除会社は、ケイマン諸島の税法に従いケイマン諸島の税務当局より要請あるいは通知を受けた場合に備え、支店登録簿を含む当該株主登録簿を電磁的又はその他の方法により簿登録された事務所にて利用できるようにしなければならないとされております。

清算

会社は、(a) ケイマン諸島の裁判所（以下「裁判所」といいます。）の命令により強制的に(b) 自発的に又は(c) 裁判所の監督下で清算されることがあります。裁判所は、様々な所定の状況（これには、裁判所の命令により清算すべき旨を株主総会の特別決議で可決した場合、会社がその負債を支払えない場合、あるいは、裁判所が清算することが正義及び衡平に適うと判断する場合を含みます。）において清算を命ずることができます。会社の株主から単に衡平に適うことに寄与するとの理由で会社を清算すべき旨の請求があった場合、裁判所は清算命令ではなく、例えば、将来の会社の活動を制限する命令、裁判所の定める条件に従い会社の名においてあるいは会社の代わって当該請求者が民事訴訟を起こす命令、又はある株主の所有する株式を他の株主あるいは会社が購入することを命じる命令など、代替する命令をする権限を有します。

会社（存続期間が限定された会社を除く）は、会社が株主総会の特別決議によって清算することを決議した場合、又はその負債を期限までに支払えないことを理由に株主総会の普通決議に清算することを決議した場合、自発的に清算することができます。自発的な清算の場合、当該会社は当該自発的解散の決議が承認されたとき、上記期間が満了したとき、又は、上記事由が発生したときからその事業の継続を中止する（会社の清算に有益である場合を除きます）義務を負います。

会社を清算し、裁判所を支援して手続を実行する目的上、公的清算人が選任され、裁判所は条件付又は無条件で、裁判所が適当と判断する方法により、かかる職にかかる者を選任することができます。二人以上の者がかかる職に選任された場合、裁判所は、公的清算人によって行うことが要求され又は授權されている行為が、全清算人によってなされるべきものであるか、一人又は二人以上の清算人によってなされるべきものであるかを宣言するものとされており、裁判所はまた、選任に際し公的清算人に与えられる保証の有無及び程度を決定することができるものとし、公的清算人が選任されず、又は公的清算人を欠いたとき、会社の全ての資産は裁判所の管理下に置かれます。

清算人は、会社の事業が完全に清算され次第、清算がいかに行われ、会社財産がどのように処分されたかを示した会計帳簿を作成し、その計算結果を提示して説明を行うための株主総会を招集します。最後の当該株主総会の招集は、会社の定款及び官報に掲載された方法により、少なくとも21日前に各出資者に通知されなければならない。

会社再建

会社再建又は合併の目的で招集された株主総会において、出席する株主、種類株主又は場合によっては債権者の75%に相当する多数により承認され、その後裁判所において認可された場合、会社再建又は合併を利用することができる旨の明文規定が存在します。他方で、これに反対する株主は、裁判所に対し、承認によって指向される取引はその株式につき株主に対して公平な価値を提供しない旨意見を述べる権利を有しており、裁判所はマネジメントを代理する詐欺的行為又は不実に関する証拠がないというのみの理由により、かかる取引を否決することは通常できません。

吸収合併及び新設合併

各構成会社の取締役は、吸収又は新設合併の計画を書面で承認する必要があり、また当該合併計画書は(a) 各構成会社の株主の特別決議及び(b) もしあれば、当該構成会社の付属定款において定められているその他の授權による承認を受ける必要があります。また、裁判所の免除がない限り、各構成会社に関する固定担保又は浮動担保の担保権者による同意が必要です。更に、合併に反対するケイマン会社の構成会社の株主は、保有する株式の公正な価格での買取りを求める権利を有しております。

強制買収

会社より他の会社の株式についての提案がなされ、その提案から4ヶ月以内に、提案の対象となった株式の90%以上の株式を有する株主がこれに賛成した場合、その提案者は当該4ヶ月経過後の2ヶ月以内に、規定の方法による通知により、これに反対する株主に対し、その株式を当該提案の条件で譲渡するよう要求することができるものとされており、反対株主は、かかる譲渡を拒絶する旨の通知から1ヶ月以内に、ケイマン諸島の裁判所に対し訴えを提起することができます。この場合、裁判所がその裁量権を行使すべきことは、当該反対株主がこれを示さねばならず、これは詐欺的行為又は不誠実、若しくは提案者と少数株主を不公平に排除する手段としての提案に承認した株主との間の通謀についての証拠がない限り認められることは困難であるといえます。

補償

ケイマン諸島法は、定款の補償に関する規定は裁判所において公共の政策（例えば、犯罪を犯した結果に対して補償を与えることを企図するなど）に反するものでない限り、会社の附属定款が役員及び取締役に対しどの程度の補償を与えるかにつき規定しておりません。

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

当社は、ケイマン会社法に基づき、有限責任の免除会社として、2004年1月5日付で、ケイマン諸島において設立されました。当社は免除会社であるため、当社の運営は主としてケイマン諸島外において行われる必要があります。

基本定款及び附属定款

株主総会

年次株主総会及び特別決議を得るために招集される臨時株主総会は、中21日以上前に書面により招集され、その他の臨時株主総会は、中14日以上前に書面により招集されます。いずれの株主総会の通知も、附属定款の条項又は当該株主が保有する普通株式及び優先株式の発行要項等において通知の受領権限がないものとされる株主を除き、全ての株主及びその時点における取締役及び監査人に対してなされることとなります。

なお、いずれの株主総会においても、採決が開始されたときに定足数を満たしていない限り、議長の選任を除き、いずれの決議も行われることはないこととされております。

定足数は、株主2名が、自ら又は委任状により出席することをもって足りるものとされております。但し、特別決議に付すべき議案については、定足数は総議決権の3分の1以上の議決権に相当する株式を有するものの出席を要するものとされます。

附属定款の目的上、株主である法人は、当該法人の取締役会その他の意思決定機関の決議により適法に授權された代表者により代表された者が、関連する株主総会又はその他の関連する種類株主総会において代表者として行為することにより、自ら出席したものとみなされます。これらの適法に授權された代表者は、自ら代表する当該法人に代わり、当該法人が個人株主である場合に行使することができる権限と同一の権限を行使することができるものとします。

当社株式のうちの別異の種類別の株主による種類株主総会の定足数は、以下の「権利の修正」に記載されております。

特別決議 - 特別多数の賛成が要請されるもの -

附属定款の規定に従い、特別決議は、特別決議による議案の提案を行う意思を明確にした中21日以上事前の通知が適法になされた株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、代理人による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。)出席株主の3分の2以上の多数の賛成により決議される必要があります。但し、これらの株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意した場合には、中21日以上事前の通知がなされない総会における特別決議事項として提案され決議されることができるものとします。また、特別決議に係る書面の写しは、決議の通過の日から15日以内に、ケイマン諸島における会社登記官に回付されなければならないものとされております。

なお、定款上、普通決議は、定款に従い開催される株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、代理人による出席が許容されている場合には代理人によるものとします。)出席株主の単純過半数の賛成により決議されるものを意味すると規定されております。

普通株式及び優先株式に付された議決権

普通株式及び優先株式に随時付された議決に関する特別の権利及び制限のもと、株主総会においては、自ら又は代理人(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、一議決権を保持します。そして、投票による場合、自ら又は代理人(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、当該株主が保有する全額払込がなされた株式ごとに一議決権を保持します。

但し、当該総会に係る一定の基準日において株主として登録され、当社から株主に対する期日が到来した全ての履行請求及び分割金の支払いがなされていない限り、いかなる株主も議決権を有さず又は定足数と認められないものとされております。

なお、特定のクリアリングハウス(又はその被指名者)が当社の株主となった場合、当該機関は、いかなる株主総会又は種類株主総会においても、当該機関が適当と認める者にその代表者として行為することを授權することができます。但し、複数の者が授權された場合には、当該授權は、その授權に係る株式数並びに普通株式及び優先株式の種類を特定してなされるものとします。当該条項に従い授權された者は、当該事実に関する別異の証拠を要することなく適法に授權されたものとみなされ、当該特定のクリアリングハウス(又はその被指名者)に代わって、その者がクリアリングハウス(又はその被指名者)により保持された普通株式及び優先株式の登録株主である場合と同一の権限(その者が挙手採決において個別に議決することができる権利を含みます。)を行使することができるものとします。

ケイマン法又は当社の定款には、居住地を理由とする株主による株式の保有又は議決権について課された制約は存在しません。但し、当社の定款は、宣言された配当の全て又は一部を充足するための株式の割当て、募集又はオプションの付与又は処分、若しくは株式の発行を行う際において、登録証その他の特別の様式が存在しないことによりこれらの割当て、募集、オプション又は株式発行が違法又は実務上不可能であると当社が判断した特定の地域

において、これらの割当て、募集、オプション又は株式発行を行うことを義務づけられるものではないこととされております。

先買権

ケイマン諸島法又は当社の基本定款及び附属定款上、新規に発行する普通株式及び優先株式に対して適用される先買権は存在しません。

清算に係る権利

発行要項に記載されている優先株式を有する株主の権利に従い、自発的であるか強制的であるかを問わず当社が清算、解散又は破産するとき、優先株式を保有する株主は、普通株式を有する株主に先立ちいかなる財産又は余剰金に対する分配及び当該優先株式に対して配当宣言がなされ未払の配当がある場合、当該株主は当該優先株式に申込み保有することとなった価格と同額（新株予約権の発行、株式配当、当該株式の併合又は分割を含むが、これらに限定されない株価に影響を与える資本金の調整により調整される）を香港ドルにて受けることができます。当該事象が発生した際、優先株式を保有する株主に分配される財産又は資金の額が、当該優先株式の株主に支払われるべき総額に達しない場合、法的に分配可能な財産又は資金の額を当該優先株式の株主間でその保有割合に応じて按分で分配するものとします。前述のとおり、優先株式を有する株主の権利に従い当該株主への支払いが全額なされた後、更に余剰分がある場合、当該余剰分は付属定款の定めに従い、以下のとおり法的に分配可能な財産又は資金の額を普通株式を有する株主間で分配されるものとします。

直前の段落の記載のとおり、普通株式及び優先株式の各種類の株式に随時付される清算中の残余財産の分配に関する特別の権利、特権及び制限に従い、(i)当社が清算され株主に分配され得る財産が、当該清算の開始時点において払込済みの資本の全額を充足する場合、当該超過分は、普通株式を保有する株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額の割合に応じ、株主間で按分して分配されるものとされてます。(ii)当社が清算され株主に分配され得る財産が、払込済みの資本の全額に足りない場合、これらの資産は、当該不足分が、普通株式を保有する株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額に応じて負担されるよう分配されるものとされてます。

当社が清算された場合、清算人は、特別決議の承認及びケイマン会社法が要求するその他の承認に従い、当社の資産の全部又は一部（資産が、1種類の財産から構成されるか否かを問いません。）を、株主間において正貨又は現物で分配することができ、また、分配目的において、1種類以上の財産につき清算人が公正とみなす評価を行うことができ、かつ、全株主間又は異なる種類の株主間における分配の実施方法を決定することができるものとされております。また、清算人は、同様の承認に従い、資産の一部を株主の利益のために、清算人が同様の承認に従い適切と考える信託に帰属させることができます。但し、これによりいかなる株主も、株式又はその他の証券のうち責任を伴うものに関して、受領を強制されないものとします。

権利の修正

株式資本（以下に規定されます。）に関するものや、登録事務所の所在地に関するものを除き、当社の基本定款及び附属定款並びに会社名の変更は、特別決議によらなければ、これを行うことができません。

ケイマン会社法に従い、種類株式に付されたいずれの特別の権利も（当該種類株式の発行要項において別異の規定がなされない限り）、当該発行済み種類株式の額面計算で4分の3以上の株主の書面による承諾により、若しくは当該種類株式の保有者による個別の株主総会において通過した特別決議による承認により、変更され、修正され、又は撤回される場合があります。

株主総会に関する当社の附属定款の規定は、全てのかかる個別の株主総会について準用されますが、その結果、延会を除く当該個別の株主総会の目的上、定足数が、関連する総会の日付において額面計算で当該発行済み種類株式の3分の1以上を（委任状による代理により）保有する2名であることとなった場合には、当該種類株式の全ての株主は当該株主によって保有される全てのこれらの株式につき1議決権を有する投票を行うことができるものとし、また、自ら又は委任状により出席する当該種類株式の株主は投票を要求することができるものとします。これらの株主総会の延会において、定足数は、自ら又は委任状により出席する2名の株主（当該株主が保有する普通株式及び優先株式の数を問いません。）とします。

いかなる種類の株式の株主に対して付与された特別の権利も、当該株式に付される権利又は当該株式の発行要項に明示的に規定される場合を除き、新たな同等の地位を占める普通株式及び優先株式の創設又は発行により、変更されるものとみなされません。

資本の変更

当社は、随時普通決議により、

- (a) 決議の定めるところにより、資本の合計額の当該種類株式に分割するため、増資し、
- (b) 資本の全部又は一部を当該種類の既存の株式よりも大きい金額の当該種類株式に併合し、分割し、
- (c) ケイマン会社法の規定に従い、決議が成立した日においていずれかの者によっても引受けられず又は引受同意もされていない株式を消却し、また、かかる消却のなされる株式の額だけ当社の資本の額を減じ、
- (d) 当社の株式又はその一部を、基本定款及び附属定款に定める（但し、ケイマン会社法に従う）金額よりも小さい金額の株式に再分割し、また、当該決議により、再分割によって生じた株式の保有者の間で、株式の一つ以上がかかる優先的又はその他の特別な権利を有することができるか又は他の株式と比べて当社が未発行株式若しくは新株式に付すことができる制約に従うことを定め、又は
- (e) その株式を数種に分割し、既存の株式の保有者に対して事前に付与された特別な権利を害することなく、優先的、劣後的、適格若しくは特別な権利、特権、条件又は株主総会における当社の決定がない場合には取締役が定める制限をそれぞれかかる株式に付すことができます。

当社は、ケイマン会社法により要求される確認又は承諾に従い、特別決議により、法令によって認められた方法に従い、当社の資本又はその他の資本償還準備金を減少させることができます。

株式の譲渡

当社の附属定款により適用される制約に従い、当社の株主は、通常若しくは共通の様式、当社の株式が上場される証券取引所が規定する様式、又は取締役会が承認するその他の様式の譲渡証書により、その株式の全部又は一部を譲渡することができます。

当社の取締役は、以下の事由による場合を除き、いかなる譲渡についても名義書換登録を拒絶することができます。

- (a) 譲渡証書が、関連する当該株式の証書及び取締役が合理的に要求する当該譲渡を行うための譲渡人の権限を示すその他の証拠とともに当社に保管されている場合
- (b) 譲渡証書が1つの種類の株式に関するものである場合
- (c) (押印が要求される場合において) 譲渡証書に適切に押印されている場合
- (d) 共同の保有者に対して譲渡される場合には、当該株式が譲渡される共同株主の数が4名を超えていない場合、及び
- (e) 当社の株式が上場される証券取引所が支払うべきであると定める最高金額（又は取締役会が随時要求するそれを下回る金額の費用）がそれに関連して当社に支払われる場合

取締役が譲渡に係る名義書換登録を拒絶する場合、当該取締役は、譲渡証書が保管された日から2ヶ月以内に、各譲渡人及び譲受人に対し、かかる拒絶通知を送付するものとします。

譲渡に係る名義書換登録は、1以上の日刊紙による公告又は電磁的方法により通知の上留保され、当該登録は、取締役が随時決定する時点において随時決定する期間閉鎖されることができるものとします。但し、譲渡人の登録は当社の取締役が決定するいかなる年においても30日以上留保又は閉鎖されないものとします。

自己株式の買取り

当社は、ケイマン会社法及び附属定款により、一定の制限のもと当社の株式を購入する権限を与えられております。当社の取締役は、ケイマン会社法、基本定款又は附属定款に従い、また本取引所又は他の一定の証券取引所により随時なされる要求に従い、当社に代わって当該権限を行使することしかできないものとします。

配当

ケイマン会社法に従い、株主総会において、当社はいかなる通貨によっても配当を宣言することができますが、かかる配当は当社の取締役によって上程された額を上回ることにはできないものとします。配当は、当社の利益（認識されているか否かを問いません。）又は利益から取り分けられた準備金のうち当社の取締役が不要と判断したものを原資として宣言され、支払うことができます。また、普通決議による承認により、株式払込剰余金勘定又はその他ケイマン会社法に従い当該目的のため許容された基金又は勘定を原資として宣言されることもできます。

株式に付された権利又は株式の発行要項に別異に規定される場合を除き、(i) 全ての配当は当該配当が支払われる株式の払込み額に応じて宣言され支払われるものとしますが、払込み要求に先立って株式につき払込まれる額は、当該目的上その株式につき払込済みであるとして取扱われないものとし、(ii) 全ての配当は、当該配当が支払われる一定の期間株式につき払い込まれた額に応じて按分にて分配及び支払われるものとします。

当社の取締役は、請求又は分割払いその他により株主が当社に対してその時点において支払うべき額の総額（もしあれば）につき、当該株主に対して支払うべき配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭を差し引きすることができます。

いかなる配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭も、利息が付されないものとします。当社の株式資本につき支払い又は宣言が提案される配当に関し、当社の取締役は、(i) かかる配当は、その全部又は一部につき、全額払込済みとして計上されている普通株式の割当の形態で行われるべきこと（但し、かか

る資格を有する株主はかかる配当をかける割当（又は取締役が配当の一部を普通株式の割当とする旨決議した場合には、当該一部）に代えて現金にて受取ることを選択する資格を有するものとします。）、又は(ii)かかる配当を受領する資格のある株主は、配当の全部又は取締役が適当と考える一部に代えて全額払込済みとして計上されている株式の割当を受領することを選択する資格を有すること、を決議し指示することができるものとします。また、取締役は、以上にかかわらず、株主総会における承認を得て、特定の配当に関し、普通株式による配当に代えて現金にて配当を受領することができる権利を与えずに、全額払込済みとして計上されている普通株式を割当する形態により、その全てを行うことを決議することもできるものとします。

配当に係る利益その他株式の株主に対して現金にて支払うべき金額の総額は、小切手又は支払証書により、株主の登録住所宛にて株主に対して、又は株主が指示する住所に宛ててその居住先の者に対して郵送することにより支払うことができるものとします。かかる小切手又は支払証書は、株主又は共同株主より別異の指示がない限り、株主（又は共同株主の場合には当該普通株式及び優先株式につき登録簿に最初に氏名が記載されている株主）の注文に従い、かかる株主の危険において支払われるものとし、引落としに係る銀行による小切手又は支払証書の支払により、当社の支払義務は本旨に従い履行されたものとします。

なお、かかる配当宣言がなされた日から6年間経過後も支払請求のない配当は、当社の取締役会により受領権限が失われるものとし、この場合、当該配当は、当社に戻されるものとします。

当社の取締役又は株主総会において株主が配当の支払又は宣言を決議したときはいつでも、取締役は、更に、かかる配当が直接払いにより、又はその全部又は一部につき特定の現物資産（特に支払済みの株式）、当社又は他社の証券の引受けに係る債券又はワラントによりなされるべきことを決議することができるものとし、かかる配当について特段の事情が発生した場合には、取締役は便宜的と考える方法（特に、端株証書を発行し、或る者にかかる端株を売却し引渡す権限を与え、若しくはかかる端株を否認し、分配のため特定の資産価値の修正を行い、株主に対する現金による支払が当事者間の権利を調整するために行われたかかる修正後の価値に基づき行われる旨決定し、かかる特定の資産につき取締役が便宜的と思われる方法にて受託者に授権するものとする）により決済することができるものとします。

所在不明の株主

当社は、以下の場合、所在不明の株主について、その株式を売却する資格を有しております。

- (a) 全ての小切手又は支払証書が合計3枚以上であり、当該株式の株主に対して現金により支払うべき額が12年間現金化されずに残された場合；及び
 - (b) 当該期間又は(c)に記載される期間満了の3ヶ月前までに、株主又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式につき権利を取得した者の所在又は存否につき指摘を受けなかった場合；
 - (c) 12年間の期間満了時に、当社が附属定款に規定される方法により日刊紙において公告を行い、当該株式を売却する旨を通知し、当該公告がなされて以降3ヶ月が経過し、本取引所にかかる旨が通知された場合
- かかる売却による正味手取金は当社に帰属するものとし、当社がかかる手取金を受領した場合、当社はかかる正味手取金に相当する額につき、売却前の株主に対して債務を負担することとなるものとします。

取締役会

(a) 総論

当社は二人以上の取締役により構成される取締役会によって運営されております。なお当社の取締役会は、現在3名の取締役で構成されており、2018年12月31日現在、その内2名が独立取締役です。当社の附属定款は、各年次株主総会において、当該時点での取締役（取締役会議長及び業務執行取締役を除きます。）の3分の1（又は、取締役の人数が3の倍数でない場合、3分の1を上回らない3分の1に最も近い人数）は、輪番制により退任するものとしております。但し、退任する取締役は、直ちに再任される資格を有するものとします。このような再任に関する仕組みは、株主が当社の意思決定の過程に参加することを保証するものです。なお、取締役会議長及び業務執行取締役は、5年ごとに同様の要件に服するものとされております。

取締役会の会議は、取締役会の構成員のいずれかにより必要であると判断された場合にはいつでも開催することができます。全ての取締役が出席し、又は関連する取締役会につき代理人が出席してかかる取締役会の開催につき承諾している場合には、取締役会に関する事前の通知は要求されません。

取締役会の会議は、取締役会の過半数の構成員が自ら又は代理人により出席した場合、適法かつ法的拘束力を有する決定を行う能力を有するものとします。また、いかなる取締役の会議においても、各取締役は、自ら出席しているか代理人による出席であるかを問わず、一議決権を有するものとされております。

取締役会の会議上にてなされた質疑は、当該取締役会の会議に自ら又は代理人により出席した構成員の単純過半数の賛成により決定されることが要求されるものとし、同票の場合、会議の議長は二度目の又は決定票を有するものとします。当社の取締役会は、取締役全員の書面による同意により、会議を開催せずに議案を通過させることもできるものとします。

ケイマン諸島法に従い、当社の取締役は忠実義務を負い、信義に従い誠実かつ当社の最善の利益のため行動しなければなりません。また、当社の取締役は、合理的な思慮のある人間が同等の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。取締役がかかる当社に対する義務を充足するにあたり、当社

の取締役は、基本定款及び附属定款並びに株式の株主につきかかる定款において付与された権利を遵守することを確約しなければなりません。株主は一定の場合には、取締役がその義務に違反した場合には損害賠償請求をする権利を有します。

(b) 借入権限

当社の取締役は、金銭の調達又は借入れ、当社の事業、(現在及び将来の)財産及び資産並びに履行請求がなされていない資本の全部又は一部に対して担保権を設定し、ケイマン会社法に従い、無条件であるか当社又は第三者の負債、債務その他の義務の履行のための担保としてであるかを問わず、債券、社債その他の証券を発行することに関する全ての権限を行使することができます。かかる借入権限は、一般に附属定款に共通して、当社の特別決議の承認により変更されることがあります。

当社が他の会社の子会社となることとなる当社の全ての株式の交換又は当社の事業の全部又は重要な部分の譲渡を伴う取引については、株主の特別決議が要求されます。

(c) 報酬

取締役の通常の報酬は、当社の取締役会によって決定され、その額は(議決のなされる決議により別異の指示がない限り)当社の取締役会において合意された割合及び方法により、かかる合意がなされないときは均等に(但し、報酬の支払に関し、一定の期間のみ在職した取締役は、当該取締役が在職した期間に応じたのみかかる分割がなされるものとします。)取締役間で分割されるものとします。また、取締役は、全ての出張費、宿泊費及び取締役が取締役会、委員会若しくは総会又は種類株主に係る個別の総会若しくは社債権者集会に出席する際に負担した又は負担したと合理的に想定される又はその他取締役としての義務を履行することに関連する付帯費用の前払いを受け又は支払を受ける資格を有するものとします。当社のため要求により海外に出張し又は居住した取締役、若しくは取締役会が取締役の通常の義務の範囲を超えると判断する役務を提供する取締役は、取締役会が決定する特別の報酬(月給、歩合、利益への参加その他の方法によるを問いません。)を受領することができます。当該特別報酬の支払いは、取締役としての通常の報酬に加え又はこれに代えてなされるものとします。

取締役会は、年金、疾病手当、特別手当、生命保険又はその他当社の雇い人(かかる表現は、この段落及び以下の段落において、当社又は当社の子会社とともに経営に係る業務に従事し又は従事していた取締役又は元取締役を含むものとします。)及び元雇い人並びにこれらの扶養家族又はこれらに相当する者に対する給付金を支給するための組織又は基金を設置し、これらに当社の金銭を供与するにあたり、他の会社(当社の子会社又は当社と事業提携を行う会社)を設立し、協力し又は参加することができます。

取締役会は、雇い人及び元雇い人並びにこれらの扶養家族又はこれらのいずれかの者に対し、年金又はその他の諸手当(かかる雇い人若しくは元雇い人又はその扶養家族が前段落に記載の組織若しくは基金に基づき受給資格を有し又は将来有することのある追加の年金又は給付金(もしあれば)を含みます。)を、支払い、支払うための契約を締結し、撤回可能又は撤回不能の(並びに一定の条件のもと又はかかる条件を付さずに)許諾を行うことができるものとします。これらの年金又は給付金は、取締役会が適切と考えるところに従い、当該雇い人が現に退職する前であってその見込があるとき、退職時又は退職後に与えられることもできるものとします。

(d) 利益相反

取締役は、当該取締役又はその関係者が重大な利害関係を有する契約、取決め又はその他の提案を承認する取締役会の決定において議決権を行使し、定足数として計算されることはできないものとされており、但し、当該取締役の議決能力が、当該取締役が定足数として計算されないか又は議決権を有しない会議において、当社の取締役会又はその適法に授権された委員会の決議により承認された場合を除きます。

2 【外国為替管理制度】

ケイマン諸島において、為替管理に関する規制及び通貨に関する制限はありません。

3 【課税上の取扱い】

ケイマン諸島法における租税軽減法(1999年改正)第6条に従い、当社は、総督より以下の約束を取得しております。

- (a) 利益、収益、利得又は評価増に課されるべき租税を課すケイマン諸島において制定された法律は、当社及び当社の運営に対して適用されないこと
- (b) 上記租税若しくは遺産税又は相続税の性質を有するいかなる租税も、当社の株式、債券その他の債務に対して支払う必要はないこと

当社に対する上記の約束は、2004年2月10日より20年間その効力を有します。

ケイマン諸島においては、現時点において、個人又は法人に対し、利益、収益、利得又は評価増に基づき租税は課されず、遺産税又は相続税の性質を有する課税も存在しません。また、ケイマン諸島の裁判管轄の範囲内において一定の法律文書を締結し、又はかかる法律文書を同範囲内に持ち込む場合に、随時一定の印紙税が適用されるほか、ケイマン諸島政府によって課される、当社にとって重大となり得るその他の租税も存在しません。

4 【法律意見】

ケイマン諸島における当社の法律顧問であるケイマン諸島に所在するConyers Dill & Pearman法律事務所が、大要以下の内容の法律意見書を提出しております。

- (a) 当社は、ケイマン諸島の法律に基づき、適法に設立され、また有効に存続しております。
 - (b) 本書におけるあらゆる記述は、ケイマン諸島の法律に関する限りいずれも真実かつ正確です。
- 以上の意見は、ケイマン諸島の法律に限定して述べられるものです。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
売上高	(千米ドル) (百万円)	3,697 (410)	4,878 (541)	7,528 (836)	10,160 (1,128)	12,152 (1,349)
経常利益又は経常損失 ()	(千米ドル) (百万円)	3,877 (430)	4,136 (459)	2,852 (317)	2,454 (272)	5,700 (633)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ()	(千米ドル) (百万円)	2,936 (326)	4,165 (462)	3,440 (382)	1,270 (141)	16,462 (1,827)
包括利益	(千米ドル) (百万円)	2,526 (280)	4,095 (455)	3,665 (407)	1,503 (167)	16,260 (1,805)
純資産額	(千米ドル) (百万円)	2,724 (302)	11,842 (1,314)	10,095 (1,121)	18,248 (2,026)	11,512 (1,278)
総資産額	(千米ドル) (百万円)	6,239 (693)	19,603 (2,176)	18,141 (2,014)	27,251 (3,025)	21,154 (2,348)
1株当たり純資産額	(米ドル) (円)	0.79 (87.69)	1.37 (152.07)	0.78 (86.58)	0.92 (102.12)	0.24 (26.64)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(米ドル) (円)	1.37 (152.07)	1.43 (158.73)	0.39 (43.29)	0.08 (8.88)	0.72 (79.92)
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(米ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	0.05 (5.55)	- (-)
自己資本比率	(%)	39.6	58.8	53.3	55.4	39.1
自己資本利益率	(%)	215.1	59.6	32.5	10.3	140.9
株価収益率	(倍)	-	-	-	19.8	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千米ドル) (百万円)	4,154 (461)	2,556 (284)	2,767 (307)	2,341 (260)	2,757 (306)
投資活動による キャッシュ・フロー	(千米ドル) (百万円)	1 (0)	2,034 (226)	148 (16)	501 (56)	582 (65)
財務活動による キャッシュ・フロー	(千米ドル) (百万円)	3,010 (334)	3,005 (334)	2,055 (228)	4,233 (470)	9,536 (1,058)
現金及び現金同等物の 期末残高	(千米ドル) (百万円)	3,570 (396)	1,876 (208)	989 (110)	2,352 (261)	8,420 (935)
従業員数	(人)	48	79	42	74	130
EBITDA	(千米ドル) (百万円)	3,121 (346)	2,823 (313)	2,733 (303)	16 (2)	2,786 (309)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2014年、2015年、2016年及び2018年における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3 2014年、2015年、2016年及び2018年における株価収益率(PER)については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=111.00円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

- 5 当社グループは日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを営業損益に減価償却費及びのれん償却額等を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。EBITDAは日本GAAPによる計算法ではなく、また、適用可能な一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項（減価償却及びのれん償却額等）は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されております。
- 6 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表等の開示規則に基づいて日本GAAPに準拠して作成されております。また、国際財務報告基準（IFRS）に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されております。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、株式交付費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却並びに株式報酬等に関連するものが挙げられます。詳細に関しては、「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
売上高	(千米ドル) (百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
経常利益又は経常損失 ()	(千米ドル) (百万円)	1,085 (120)	2,178 (242)	1,068 (119)	807 (90)	1,677 (186)
当期純利益又は当期純損失 ()	(千米ドル) (百万円)	19,664 (2,183)	2,144 (238)	932 (103)	744 (83)	1,649 (183)
資本金	(千米ドル) (百万円)	6,410 (712)	10 (1)	15 (2)	20 (2)	40 (4)
発行済株式数	(株)					
- 普通株式		2,275,000	7,939,449	11,524,159	15,759,482	31,226,815
- 優先株式		225,000	225,000	225,000	225,000	225,000
純資産額	(千米ドル) (百万円)	2,983 (331)	13,778 (1,529)	14,793 (1,642)	18,279 (2,029)	26,138 (2,901)
総資産額	(千米ドル) (百万円)	3,980 (442)	14,658 (1,627)	15,782 (1,752)	19,034 (2,113)	26,973 (2,994)
1株当たり純資産額	(米ドル) (円)	0.90 (99.90)	1.61 (178.71)	1.19 (132.09)	1.10 (122.10)	0.81 (89.91)
1株当たり配当額	(米ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
(うち1株当たり 中間配当額)	(米ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 ()	(米ドル) (円)	9.16 (1,016.76)	0.74 (82.14)	0.11 (12.21)	0.05 (5.55)	0.11 (12.21)
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(米ドル) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
自己資本比率	(%)	68.5	91.8	91.0	95.0	96.5
自己資本利益率	(%)	193.3	26.5	6.7	4.6	7.5
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	1	1	1	1	1
EBITDA	(千米ドル) (百万円)	1,249 (139)	712 (79)	1,088 (121)	841 (93)	1,482 (165)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3 株価収益率 (PER) については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4 当社の財務諸表及び当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=111.00円で換算された金額です。金額は千米ドル単位 (四捨五入) 及び百万円単位 (四捨五入) で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

5 当社グループは日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを営業損益に減価償却費及びのれん償却額等を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。EBITDAは日本GAAPによる計算法ではなく、また、適用可能な一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮

することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項（減価償却及びのれん償却額等）は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されております。

- 6 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表等の開示規則に基づいて、日本GAAPに準拠して作成されております。また、国際財務報告基準（IFRS）に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されております。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、株式交付費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却及び株式報酬等に関連するものが挙げられます。詳細については、「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。

2【沿革】

当社の前身であるXFNは、1999年11月17日に香港で登録、設立されました。XFNは、総合的かつ最も信頼のおける金融情報会社として設立され、中国の金融市場に関して投資判断を行うため必要なマーケット・インデックス、格付、金融ニュース及び分析を提供しておりました。

当社は、XFNの持株会社として2004年1月にケイマン会社法に基づいて設立されました。2004年3月に完了した株式交換取引により、XFNの全株式は当社に譲渡され、それと引換えに当社はXFNの旧株主に対して同等の数の当社の株式を発行いたしました。その結果、当社はXFNの単独株主となり、XFNの旧株主は当社の株主になりました。

当社の商品ラインと営業地域を拡大するため、当社は、2004年に以下の4社を買収いたしました。

- ・ MNI：米国及びヨーロッパに拠点を置く全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供する会社
- ・ マージェント：1900年に開始された、公開株式及び債券に関する全世界の企業・金融情報を提供する元ムードーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだ会社
- ・ SMRA：全世界の債券調査、経済調査及び統計分析を提供する会社
- ・ G7グループ：通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析を提供する会社

2005年度において、当社は、商品ラインと配信ネットワークを拡大するために以下の買収及び新会社の設立を行いました。

- ・ イーコンワールド（発行済株式の60%）：中国、香港及び台湾で「マネー・ジャーナル」という中国金融雑誌を発行している、香港を本拠地とする出版社
- ・ テイラー・ラファティエ：大手独立系のIR及び金融コミュニケーションのコンサルタント会社
- ・ ワシントン・アナリシス：定評ある経済・政治コンサルタント会社
- ・ トップスカイ：PRコンサルティングサービスを行う、北京を本拠とする会社
- ・ 北京・センチュリー・メディア・カルチャー：テレビ番組制作・放映、テレビ広告制作、アニメーション制作を行う、北京を本拠とする制作会社
- ・ POBO（株式資本の60%）：上海を拠点に、インターネット及び衛星を通じて情報システム製品を配信するリアルタイム金融情報プロバイダー
- ・ SFE（同社持分の50%）：上海を拠点とする、中国有数の格付提供会社

2006年度において、当社は、当社グループが提供する商品を更に拡大し、かつ配信ネットワークを拡張するため、主に以下の戦略的買収を行いました。

- ・ ミン・シン・インターナショナル・リミテッド（明聲国際有限公司）（後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更）：当社グループの中国広告事業についての持株会社
- ・ 北京アルファ：中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社
- ・ 北京経観信成広告有限公司：広告会社
- ・ 上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッド：市場調査会社
- ・ プレイディア・ソリューションズ・インク：企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。
- ・ GLC（同社持分の19.9%）：投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社

2007年度において、当社は、主に以下の買収及び売却を行いました。

- ・ 2007年1月、当社グループは、GLCの残りの持分80.1%を取得いたしました。その後2007年10月に、当社グループは、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退するという戦略的判断の一環として、同社を売却いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資する選択であると考えたことから、上記の決定に至ったものです。
- ・ 2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティック・インフォメーション・システムズ・サービス・リミテッド（以下「キネティック」といいます。）を買収しました。
- ・ 2007年3月、当社グループ子会社である新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド（以下「XSEL」といいます。）（NASDAQ：XSEL）（旧新華ファイナンス・メディア・リミテッド）が、ナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル（22,200百万円）の純手取金を調達しました。上場後、同社は、提供する商品を拡大するために企業数社を買収しました。XSELは、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色（ホールディングス）ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコン

ベイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド及び広告企業グループであるJCBNカンパニー・リミテッドを買収しました。

- ・ 2007年5月、当社は、グレーターチャイナ（大中華圏）市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンスに売却いたしました。
- ・ 2007年12月、当社グループの子会社であるマージェントは、幅広い債券のデータ及び時価評価サービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年7月、当社は、マージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月、当社は新華PRニュースワイア及びG7グループの一部資産を売却しました。2008年12月、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジア圏におけるニュース事業から撤退しました。2008年12月、当社は、当社が保有していたXSEL株式であるB種普通株式（以下「B種株式」といいます。）をA種普通株式（以下「A種株式」といいます。）に転換し、これによりXSELに対する複数議決権を放棄しました。

2009年1月、中国における規制の変更により、当社はSFEに対する持分を売却し、2009年12月に、信用格付け部門をすべて解散しました。2009年1月、中国において当社グループの中核事業に経営資源を集中しようという当社の継続的な企業努力の一環として、当社はMNIの売却を完了しました。2009年12月、当社は、FXIを連結子会社の範囲から除外しました。2009年12月1日より、FXIは当社の持分法適用関連会社となりました。2009年において、当社は、2011年満期利率10%保証付優先社債について、元本42百万米ドル（4,662百万円）を償還しました。

2010年1月、当社は、上海新華 - TZYD・メディア・カンパニー・リミテッドを設立しました。2010年9月、当社は、当社の100%子会社であるXFNを通じて間接的に保有するPOBOの全株式を売却し、当社がXFNを通じて間接的に保有するFXIの全株式をFTSEインターナショナル・リミテッドへ売却しました。2010年10月、当社は、社債の残高の全額を償還しました。2010年11月、XFNを通じて、学習進学塾を運営するGMSの株式の70%を取得しました。2010年12月には当社の経営戦略の見直しの一環として、新華ファイナンス・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドの株式の売却を完了しました。

2011年1月、当社は、学習進学塾を運営するキジューンの買収を完了しました。2011年3月、当社は、当社の100%子会社であるトップスカイを通じてトンシンの残りの20%の株式を取得しました。2011年6月、当社の商号を「新華ホールディングス・リミテッド」に正式に改めました。2011年7月、ケイマン諸島の裁判所は、XSELが裁判所により解散される旨命じました。

2012年4月、トンシンへの事業運営上及び財務上の支配力を喪失しているとの認識に至り、トンシンの財務成績を当社の連結財務諸表から除外しました。2012年6月、キジューン及びGMSがそれぞれ全ての事業活動を停止するに至りました。2012年11月、XFNを通じて保有するFCHKの50%の株式を売却しました。2012年9月、当社はキジューン及びGMSの清算決議を行いました。2012年12月、当社は米国におけるSMRAの実質的な資産と事業の売却を行い、マーケットリスク分析関連事業は中国国内でのみ継続して行うことにしました。

2013年9月、トップスカイ及びBOABCとその子会社に対する持分を売却したこと及び仲裁手続が終了したため、同社らを連結の対象から除外しました。当社は、同社の売却後にアプリケーション・ソリューション/リサーチ事業（農業関連事業）より完全に撤退しました。2013年11月、XFNを通じて間接的に保有していた北京アルファの100%の株式を売却しました。2013年12月、追加の運転資金、リストラクチャリング費用及び新規事業開拓費の資金を確保するため、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、行使価額修正条項付新株予約権を750,000個発行しました。

2014年1月、SMRA及びSMRAIを清算することを決議しました。2014年3月、子会社新華モバイルを設立し、新たにテレコム・プラットフォーム・製品、モバイル広告、モバイル・メッセージング及びモバイル・アプリケーションの事業分野（以下、「モバイル事業」といいます。）に参入することを決議しました。

2015年1月、当社は、新華モバイルが、GINSMSの54.57%の株式をGINSMSの3主要株主から取得することを決議しました。本取引の対価の一部として、当社の完全子会社であるXFNが所有する上海華財の持分の全てをRoyal Link Limited(以下「Royal Link」といいます。なお、Royal Linkの持分の5%は、当時GINSMSの取締役会長及び主要株主であった、Lai Man Kon氏(以下、「ライ氏」といいます。))が保有しており、残りの95%はライ氏の姻族であるIp Kam Hoi氏が保有しております。)に譲渡しました。

2015年5月、当社は、新華モバイルが、GINSMSの発行済無担保転換社債(以下、「転換社債」といいます。)の約68.67%に相当し、GINSMSの62,554,840株の普通株式に満期日前までいつでも転換することができる額面金額6,255千カナダドルの転換社債を取得することを決議しました。

2015年8月、追加の運転資金等を確保するため、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、行使価額修正条項付新株予約権を2,297,499個発行しました。

2015年9月、新華モバイルへの上記GINSMSの54.57%の株式及び額面金額6,255千カナダドルの転換社債の譲渡手続が完了し、GINSMSは当社グループの連結子会社となりました。また新華モバイルは、全ての転換社債を転換し、新華モバイルのGINSMSの株式の保有割合は、54.57%から63.58%に増加しました。

2016年9月、当社は、XFNが保有するFCHKの50%の持分の全てをFCHKの取締役の一人であるZhou Zong Zhen氏に譲渡することを決議しました。これに伴い、FCHK及びその完全子会社であるFCBJを、2016年9月30日より当社グループの連結の範囲から除外し、2016年12月期第4四半期より、当社グループの金融情報配信事業を廃止しました。

2016年12月、当社は、新華モバイルが、当社の最高経営責任者(CEO)であるレン・イー・ハン氏(以下「レン氏」といいます。)から、シンガポール及び中国を含むアジアにおいてヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報の提供及びデータ分析、ソフトの開発等に関するデジタル事業を行っているActivateの発行済株式総数(500,000株)の20%にあたる100,000株、2017年12月11日(契約締結日より1年以内)以前に、合計50万米ドル(56百万円)の対価をTask Right Limited(以下「Task Right」といいます。)に支払うことにより、Activateの発行済株式総数の23%にあたる115,000株を追加取得することができる権利、及び将来Activateが株式発行等を行う場合に、株式保有割合の希薄化を避けるためにActivateの株式を優先的に購入することができる権利を譲り受けることをそれぞれ決議いたしました。これによりActivateは同月に当社の関係会社となりました。

2017年8月、新華モバイルは、前段落に記載のActivateの株式23%(115,000株)を追加取得するオプションを行使し、その結果、新華モバイルはActivateの株式を合計43%保有することになりました。また、当社のファイナンシャル・コントローラーであるVivian Lau氏(以下「ラウ氏」といいます。)がActivateの3名の取締役の内の一人として新たに就任し、既にActivateの取締役であったJoel Chin氏(以下「チン氏」といいます。)氏と併せて、当社グループがActivateの取締役会をコントロールできる立場となったため、Activateは2017年度12月期第3四半期中に当社の連結子会社となりました。また同月に新華モバイルは、ライセンスング事業を開始しました。

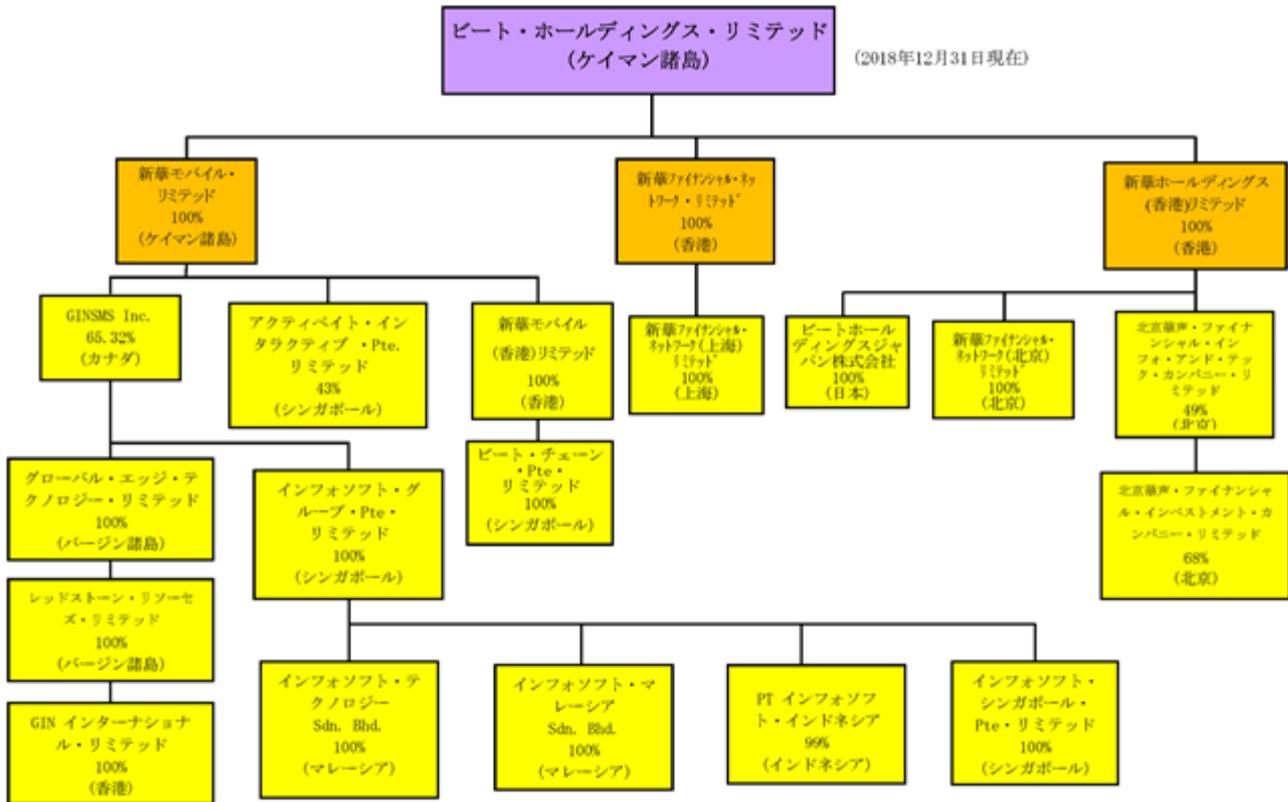
2017年12月、当社の商号をビート・ホールディングス・リミテッドに正式に変更しました。その後、当社グループを再編するため、2018年の上半期に当社の子会社である新華ファイナンス・ジャパン株式会社(現:ビートホールディングスジャパン株式会社)及び新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(北京)の持分、並びに当社の持分法適用会社である北京華声・ファイナンシャル・インフォ・アンド・テック・カンパニー・リミテッド及び北京華声・ファイナンシャル・インベストメント・カンパニー・リミテッドの持分を、どちらも当社グループの子会社であるXFNから、X Holdings HKに譲渡しました。

2018年3月、ブロックチェーン技術を応用した開発等を提供することを目的に、当社の連結子会社である新華モバイル(香港)の完全子会社としてBeat Chainをシンガポールにおいて設立しました。

2018年6月、当社の子会社である新華ファイナンス・ジャパン株式会社の商号をビートホールディングスジャパン株式会社に正式に変更しました。

2018年10月、財布機能が付いた暗号メッセージャー(以下「暗号メッセージャー及び財布機能」といいます。)、及び健康医療分野でのエコシステムの運営を可能にするブロックチェーン技術を利用したソフトウェア(以下「健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア」といいます。)を開発する資金を確保するため、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、二種類の行使価額修正条項付新株予約権を計13,000,000個発行しました。

2018年12月31日現在の当社グループの組織（重要性の低い子会社等を除きます。）は、以下のとおりです。



注：重要な子会社及び関連会社のみ表示しております。

当社グループの主要な出来事

当社グループの主な出来事は以下のとおりです。

年月	主要な出来事
1999年11月	XFNが香港で設立される。
2000年12月	新華FTSEインデックス共同提携事業が発足する(マーケット・インデックス)。
2004年1月	新華ファイナンス・リミテッド(現:BHL)を設立する。
2004年3月	株式交換を通じ、当社を持株会社化するための再編を行う。
2004年3月	MNIの買収を完了する(金融ニュース・分析)。
2004年6月	マージェント、G7グループ及びSMRAの買収を完了する(格付、金融ニュース・分析)。
2004年10月	東証マザーズに上場する(証券コード9399)。
2005年6月	当社のIRサービスを強化するため、主要な世界的IRサービス会社であるテイラー・ラファティエを買収する(IR)。
2005年7月	スポンサー付きレベル1の米国預託証券(ADR)ファシリティ(シンボル: XHFNY、CUSIP番号: 98417G105)を設定する。
2005年7月	主要な企業リサーチ会社であるワシントン・アナリシスを買収する(金融ニュース・分析)。
2005年12月	第三者割当による株式会社ニッシン(その後、NISグループ株式会社へ)への株式発行(これにより同社は当社の主要株主の一社となる。)
2006年8月	投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社であるGLCの持分19.9%を取得する(格付)。
2006年11月	1億米ドル(11,100百万円)の2011年満期利率10%保証付優先社債を発行する。
2007年1月	グローバルな委任状関連助言及び議決権行使助言の世界有数の独立系提供会社であるGLCに関し残りの80.1%の株式持分の取得を完了する(格付)。
2007年3月	子会社であるXSELがナスダック・グローバル・マーケットに上場し(銘柄記号:XSEL(旧XFML)、約200百万米ドル(22,200百万円)の純手取金を調達する(情報配信)。
2007年10月	GLCをオンタリオ教員年金基金に売却する(格付)。
2008年6月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルの保有者が社債の契約書の変更に同意する。
2008年7月	非中核資産の一部を売却して当社が優位性を持つ中国市場に集中するため、マージェント及びキネティックをプライベート・エクイティ・ファンドであるカラーセル・キャピタル・パートナーズ・III・エルピーに売却する(マーケット・インデックス)。
2008年9月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち49百万米ドル(5,439百万円)を償還する。
2008年12月	ワシントン・アナリシスをGLCに売却する(金融ニュース・分析)。
2008年12月	当社が保有するXSELのB種株式をA種株式に転換し、XSELに対する複数議決権を放棄する(情報配信)。
2009年1月	SFEの持分株式を売却する(格付)。
2009年1月	MNIをドイチェ・ボルサ・エージに売却する(金融ニュース及び分析)。
2009年3月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち39百万米ドル(4,329百万円)を償還する。
2009年4月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち300万米ドル(333百万円)を償還する。
2009年9月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち20万米ドル(22百万円)を償還する。
2009年12月	FXIを連結子会社の範囲から除外する(マーケット・インデックス)。
2010年9月	FXI株式のFTSEインターナショナル・リミテッドへの売却を完了する(マーケット・インデックス)。
2010年10月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルの残高の全額である1,010万米ドル(1,121百万円)を償還する。
2010年11月	学習進学塾を運営するGMS株式の70%を取得する(教育事業)。
2010年12月	新華ファイナンス・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドの株式を売却する。
2011年1月	学習進学塾を運営するキジューンの買収を完了(教育事業)。

年月	主要な出来事
2011年4月	スポンサー付レベル1の米国預託証券(ADR)ファシリティ(シンボル:XHFNY、CUSIP番号:98417G105)を廃止する。
2011年6月	当社の商号を「新華ホールディングス・リミテッド」(現:BHL)に正式に変更する。
2011年7月	XSELが、ケイマン諸島の裁判所より解散を命じられる。
2012年4月	トンシンの財務成績を当社の連結財務諸表から除外する。
2012年6月	キジューンが全ての事業活動を停止する。
2012年8月	GMSが全ての事業活動を停止する。
2012年9月	GMS及びキジューンの清算を決議する。
2012年12月	米国におけるSMRAの実質的な資産及び事業を売却する。
2013年9月	トップスカイ及びBOABCの全ての持分売却する。
2013年11月	北京アルファの持分100%を売却する。
2013年12月	マッコリー・バンク・リミテッドに第三者割当により1新株予約権当たり9円にて行使価額修正条項付新株予約権を750,000個発行する。
2014年1月	SMRA及びSMRAIの清算を決議する。
2014年3月	新華モバイルを設立する。
2014年8月	225,000株のA種優先株式を1株当たり23.24香港ドル(330円)にて発行する。
2015年1月	GINSMSの54.57%の株式を取得し、上海華財の全ての受益権をその対価の一部として譲渡することを決議する。
2015年5月	東京証券取引所のマザーズより市場第二部に移行する。 第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)により277,777株の普通株式を1株当たり512円にて発行する。
	GINSMSの額面金額6,255千カナダドルの転換社債を取得することを決議する。
2015年8月	マッコリー・バンク・リミテッドに第三者割当により1新株予約権当たり4円にて行使価額修正条項付新株予約権を2,297,499個発行する。
2015年9月	GINSMSの54.57%の株式及び額面金額6,255千カナダドルの転換社債の譲渡手続が完了し、GINSMSを連結子会社化する。 GINSMSの転換社債を同社の株式に転換し、同社に対する保有割合が63.58%に増加する。
2015年12月	第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)により4,905,631株の普通株式を1株当たり273円にて発行する。
2016年5月	第三者割当により500,000株の普通株式を1株当たり82円及び2,000,000個の新株予約権を1新株予約権当たり4.48円にて発行する。
2016年7月	第三者割当により570,000株の普通株式を1株当たり77円及び3,420,000個の新株予約権を1新株予約権当たり4.03円にて発行する。
2016年9月	XFNが保有するFCHKの50%の持分の全てを譲渡する。
2016年12月	第三者割当により500,000株の普通株式を1株当たり45円及び8,000,000個の新株予約権を1新株予約権当たり0.56円にて発行する。
2016年12月	Activateの20%の株式を取得する。
2017年8月	Activateの23%の株式を追加取得しActivateを連結子会社化する。
2017年12月	当社の商号を「ビート・ホールディングス・リミテッド」に正式に変更する。
2018年3月	新華モバイル(香港)の子会社としてBeat Chainを設立する。
2018年10月	マッコリー・バンク・リミテッドに第三者割当により二種類の行使価額修正条項付新株予約権をそれぞれ1新株予約権当たり3円及び1円にて計13,000,000個発行する。

3【事業の内容】

(1) 2018年 概要

当社は、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンス事業を行っております。また子会社のGINSMS（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。また、当社は、所有あるいはライセンスを受けている知的財産権及び技術に基づいて健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションや暗号メッセージング及び財布機能の開発に着手しました。

当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

2018年における当社グループの主要なサービスの概要は、以下のとおりです。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業は、当社の連結子会社であるActivateを通して、モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析を提供しております。

ライセンス事業

ライセンス事業は、モバイル機器やアプリケーションに関連した知的財産権及びその他の権利のライセンス・サービスを提供しております。ライセンス事業のオペレーションは、当社の完全子会社であり連結子会社である新華モバイル及びその完全子会社である新華モバイル（香港）により行われております。

メッセージング事業

メッセージング事業は、当社の連結子会社であるGINSMSを通して、A2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの分野においてサービスを提供しております。

(2) 当社グループの歩み

当社グループは、2004年3月までXFN及びその子会社を通じて業務を行っておりました。XFNは、中国に関する透明かつ信頼できる金融情報及びデータに対するニーズが増加することを予想して設立されました。当社グループは、設立以来、急速に成長して参りました。1999年から2003年にかけての発展初期段階においては、当社グループの成長戦略は、主に、当社グループの事業分野における国内・国際市場のリーダーとの戦略的パートナーシップを主眼としておりました。その後、当社グループは、個々の業界における国内・国際市場のリーディング企業の買収を基本とする積極的な買収戦略を追求して参りました。かかる買収により、当社グループは以下のことが可能となりました。

- ・ 金融商品の開発に関する世界的に確立された専門知識を中国に導入すること
- ・ 中国の投資家に対して国際市場を評価するための国際情報・データを提供すること
- ・ サービスの多様化及び内容の充実を図ること
- ・ 当社グループの国際販売ネットワークを拡張すること
- ・ 業務提携による収益分配よりも、100%の収益を確保すること

2004年には 米国及びヨーロッパに拠点を置き、全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供するMNI、1900年に起源が遡る公開株式及び債券に関連する全世界の企業・金融情報を提供する元ムーディーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだマーゼント、全世界の債券及び経済リサーチサービスと統計サービスの提供会社であるSMRA、通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析サービスの提供会社であるG7グループを買収いたしました。

当社グループは、2005年5月に中国語による幅広い出版物及び中国金融市場に関する雑誌を発行し、香港を本拠地とするメディア企業のイーコンワールドを、2005年6月にグローバルIR、海外金融コミュニケーションのコンサルタント会社であるテイラー・ラファティエを、及び2005年7月にワシントンD.C.を本拠地とする経済・政治コンサルタント会社であるワシントン・アナリシスをそれぞれ買収いたしました。2005年7月には、北京を本拠地としてPRコンサルティングサービスを行う会社であるトップスカイを設立しました。2005年9月に当社グループは、北京を本拠とするテレビコンサルティング会社である北京センチュリー・メディア・カルチャー及びインターネット及び衛星を通じて情報システム製品を送信する上海を本拠とするリアルタイム金融情報プロバイダーであるPOBOを買収しました。2005年11月に、当社はノミニエを通じてSFEの50%の持分を買収しました。中国における外国人株式保有規制により、北京センチュリー・メディア・カルチャー、SFE及びPOBOに対する当社の出資持分は、当社に代わって持分を保有する中国のノミニエ株主を通じて保有されております。当社は、これらのノミニエ株主との間で、一連の契約を締結しております。これらの契約の結果、当社は、かかるノミニエ株主の持分について、これらの会社の実質的保有者と考えられ、その結果、これらの会社の業績は、当社の連結財務諸表に含まれております。

2006年1月、当社グループは、当社グループの中国広告事業についての持株会社であるミン・シン・インターナショナル・リミテッド(後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更)の買収を完了しました。2006年7月、当社グループは、中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社である北京アルファを買収しました。2006年7月、当社グループの子会社であるマージェントは、企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社であるプレイディア・ソリューションズ・インクを買収しました。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。2006年8月、当社グループは、投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの手提供会社であるGLCの持分19.9%を取得しました。2006年9月、当社グループは、広告会社である北京経観信成広告有限公司及び市場調査会社である上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッドの買収を完了しました。

2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティックス・インフォメーション・システムズ・サービス・リミテッドを買収しました。同月、当社グループは、GLCの残りの持分80.1%を買い取るにより同社の買収を完了しました。その後2007年10月に、当社グループは、戦略的判断の一環として当社グループが保有する同社持分を売却し、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資すると考えたことから、上記の決定に至ったものであります。2007年3月9日、当社グループ子会社であるXSELがナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル(22,200百万円)の純手取金を調達しました。上場後、XSELは、提供する商品を拡大するために企業数社を買収しました。これらの被買収企業には、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色(ホールディングス)ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコンペイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド及び広告グループであるJCBNカンパニー・リミテッドが含まれております。

2007年5月、当社は、グレーターチャイナ(大中華圏)市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンシャルに売却いたしました。2007年12月には、当社グループの子会社であるマージェントは、株式及び債券のいずれをもカバーする幅広い値付けサービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年度において、当社は、当社の事業戦略を検証するファイナンシャル・アドバイザーを起用しました。かかる検証は、当社が最も強みとする中国の金融情報セクターに関する価値の高い情報を提供する事業に当社の経営資源を集中させることを目標に当社が株主価値を向上させる機会を評価することを目的としております。

これらの目標を念頭に置いて、当社は、2008年7月にマージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月、当社は新華PRニュースワイア及びG7グループの一部の資産を売却しました。2008年12月には、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジアニュース事業から撤退しました。

かかる一連の売却は、これらの事業が中国市場に重点を置く当社の全般的戦略にもはや適合せず、他方において、これらの事業の売却により、当社に最大限の価値がもたらされるとの判断に基づくものです。

2008年12月31日、当社はXSELの株式持分についてB種株式からA種株式に転換し、XSELに対する複数議決権を放棄いたしました。

2009年、当社は既存事業に注力する一方で、新しい事業の方向性を定めるために機会を探求するという保守的なアプローチをとりました。中国における規制の変更により、2009年1月、当社はSFEに対する持分を売却し、2009年12月に、信用格付け部門をすべて解散しました。さらに、2009年1月、中国において当社グループの中核事業に経営資源を集中する当社の継続的な企業努力の一環として、MNIの売却を完了しました。

2010年、当社は既存事業の強化に注力するとともに、中国において成長率の高い分野へ進出するため、幾つかのプロジェクトに着手いたしました。2010年11月には、韓国においてGMSの株式を取得し、成長を続ける中国の学習進学塾産業に進出する足がかりを築きました。

2011年1月、当社は学習進学塾を運営するキジューンの買収を完了しました。2011年3月、当社は当社の100%子会社であるトップスカイを通じてトンシンの残りの20%の株式を取得しました。2011年6月には、当社の商号を「新華ホールディングス・リミテッド」に正式に改めました。2011年7月、ケイマン諸島の裁判所は、XSELが裁判所により解散される旨命じ、共同公式清算人が手続の全ての必要な行為を行うべく選任されました。

2012年4月、トンシンへの事業運営上及び財務上の支配力を喪失しているとの認識に至り、トンシンの財務成績を当社の連結財務諸表から除外しました。2012年6月と8月、キジューン及びGMSがそれぞれ全ての事業活動を停止するに至りました。2012年9月、当社はキジューン及びGMSの清算決議を行いました。2012年11月、XFNを通じて保有するFCHKの50%の株式を売却しました。2012年12月、当社は米国におけるSMRAの実質的な資産と事業の売却を行い、マーケットリスク分析関連事業は中国国内でのみ継続して行うことにしました。

2013年9月、トップスカイ及びBOABCとその子会社に対する持分を売却したこと及び仲裁手続が終了したため、同社らを連結の対象から除外しました。当社は、同社の売却後にアプリケーション・ソリューション/リサーチ事業(農業関連事業)より完全に撤退しました。2013年11月、XFNを通じて間接的に保有していた北京アルファの100%の株式を売却しました。2013年12月、追加の運転資金、リストラクチャリング費用及び新規事業開拓費の資金を確保するため、マッコリー・バンク・リミテッドに対して、行使価額修正条項付新株予約権を750,000個発行しました。

2014年3月、子会社新華モバイルを設立し、新たにモバイル事業に参入することを決議しました(その後、モバイル事業はメッセージング事業に名称変更)。

2015年1月、当社は、新華モバイルが、GINSMSの54.57%の株式をGINSMSの3主要株主から取得することを決議しました。本取引の対価の一部として、当社の完全子会社であるXFNが所有する上海華財の持分の全てをRoyal Linkに譲渡しました。

2015年5月、当社は、新華モバイルが、GINSMSの発行済転換社債の約68.67%に相当し、GINSMSの62,554,840株の普通株式に満期日前までいつでも転換することができる額面金額6,255千カナダドルの転換社債を取得することを決議しました。2015年9月、新華モバイルへの上記GINSMSの54.57%の株式及び転換社債の譲渡手続が完了し、GINSMSは当社グループの連結子会社となりました。また新華モバイルは、GINSMSの全ての転換社債を転換し、新華モバイルのGINSMSの株式の保有割合は、54.57%から63.58%に増加しました。2016年9月、当社は、XFNが保有するFCHKの50%の持分の全てを譲渡することを決議しました。これに伴い、FCHK及びその完全子会社であるFCBJを、2016年9月30日より当社グループの連結の範囲から除外し、2016年12月期第4四半期より、当社グループの金融情報配信事業を廃止しました。

2016年12月、当社は、新華モバイルが、当社のCEOであるレン氏から、シンガポール及び中国を含むアジアにおいてヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報の提供及びデータ分析、ソフトの開発等に関するデジタル事業を行っているActivateの発行済株式総数(500,000株)の20%にあたる100,000株を譲り受けることをそれぞれ決議いたしました。これによりActivateは同月に当社の関係会社となりました。

2017年8月、新華モバイルは、前段落に記載のActivateの株式23%(115,000株)を追加取得するオプションを行使し、その結果、新華モバイルはActivateの株式を合計43%保有することになりました。また、当社のファイナンシャル・コントローラーであるラウ氏がActivateの3名の取締役の内の一人として新たに就任し、既にActivateの取締役であったチン氏と併せて、当社グループがActivateの取締役会をコントロールできる立場となったため、Activateは2017年度12月期第3四半期中に当社の連結子会社となりました。また同月に新華モバイルは、ライセンス事業を開始しました。

2017年12月、ヘルスケア事業及びライセンス事業を含む事業分野への新規拡大の方向性をより適切に表すものと変更するため、当社の商号をビート・ホールディングス・リミテッドに変更しました。

2018年6月、新華モバイル・リミテッド及び同社の子会社らは、当社のCEOであるレン・イー・ハン氏がその株式の100%を保有する英領バージン諸島法人のスマート・ビート・プロフィッツ・リミテッドより、同社が日本で取得したデータベースの構築方法及びデータベースに関する特許並びに情報処理システムに関する特許の計2件の特許を使用するライセンスの許諾を受けました。当該ライセンスを受けた特許に基づいて、Beat Chainは、メンタル、フィジカル・ヘルス・レコード及びその他の分野のデータをクロノロジカル(時系列)に保存・管理することを目的とした、健康医療分野でのエコシステムの運営を可能にするブロックチェーン技術を利用したソフトウェアの開発(注)に着手しました。

2018年10月、Beat Chainは、当社が新株予約権(注)の行使により調達した資金の範囲内で、暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア(以下「新規事業」といいます。)の開発(注)を進めております。

- (注) 当社グループが2018年10月から着手している「健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア」の開発の基礎となる開発、「健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア」を含む新規事業及び新株予約権のより詳細は、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.beatholdings.com/press-releases/>)に掲載の2018年10月9日付IR情報(適時開示資料)「第三者割当による2種類の修正条項付新株予約権の発行並びにコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 当社グループの強み

今後、当社はヘルスケア事業、ライセンス事業及びメッセージング事業の拡大並びに新規事業の開発に注力していく予定です。当社グループの主な強みは、以下のとおりであると考えております。

- ・ ヘルスケア事業：

Activateは、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報の提供及びデータ分析、ソフトの開発等に関するデジタル事業が主な事業です。Activateは、現在まで、ウェブ、モバイル及びテレビのプラットフォームの3百万人以上のユーザーに対して、200以上のデジタル・アプリケーションを開発してきました。

- ・ ライセンス事業：

将来的に、新華モバイルは、Activate以外の企業からも知的財産権又はその使用权を取得し、収集したそれらの知的財産権等をパッケージとして、第三者にライセンスすることを計画しております。

- ・ メッセージング事業：

GINSMSグループは、世界中のモバイル・アプリケーション・デベロッパー、ショート・メッセージング・サービスゲートウェイ及び世界中の企業に、A2Pメッセージング・サービスを提供しております。GINSMSグループは、現在まで世界中で200以上のモバイル・オペレーターと直接のパートナー関係を築き、顧客にSMSをより早く効率的に配信するための独自のインテリジェント・ルーティング技術を活用したGINOTAと呼ばれるクラウド・ベース・サービスを運用しております。

- ・ 新規事業の開発：

2018年10月、Beat Chainは、暗号メッセージングと財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発に着手しました。現在、当該開発は初期の段階です。

- ・ 国際経験豊富な経営陣：

国際的な上級経営陣は、上記の事業における豊富な経験・専門知識を有しております。また、当社グループは、当該事業分野における経験豊かな人材及びネットワークも擁しており、当該リソースを利用して、新規事業の開発を進める上で更に必要となる人材の採用を進めていく所存です。当社グループは、当社グループの経営陣が、ビジネス環境の変化に対応しつつ、事業戦略を効果的に発展させ、実行できると考えております。

(4) 当社グループの機会

(i) 現在の市場での地位

当社グループがアジア市場への注力によってこれまでに創造してきたネットワークにより、以下のことが可能となります。

- ・ アジア市場に、Activate、GINSMS及びBeat Chainが開発してきたた製品及びサービスを提供すること。
- ・ アジアの企業及び個人が持つ独自のニーズを満たすための製品及びサービスを開発すること。

(ii) 成長戦略

今後当社は、中国及びその他のアジア圏内におけるネットワーク及び基盤を活用し、ヘルスケア、ライセンシング及びメッセージング事業の拡大に注力していく予定です。また、新規事業の開発にも注力していく予定です。

(5) 当社グループのサービス

概要

- ・ ヘルスケア事業
ヘルスケア事業は、モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析を提供しております。
- ・ ライセンシング事業
ライセンシング事業は、モバイル機器やアプリケーションに関連した知的財産権及びその他の権利のライセンシング・サービスを提供しております。
- ・ メッセージング事業
メッセージング事業は、A2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの分野においてサービスを提供しております。

競合関係

ヘルスケア事業及びメッセージング事業の業界は成長を続けている業界で、当社は、Activate及びGINSMSの豊富なネットワーク及びノウハウ等を活用・融合することにより、同社らと共にマーケット・シェアを拡大していきたいと考えております。

4【関係会社の状況】(2018年12月31日現在)

(1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

(2) 連結子会社の状況

2018年12月31日現在の当社のグループの主要な連結子会社及び関連会社の状況は、以下のとおりです。

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド (GMS Education Co., Ltd.)*	韓国、ソウル市	学習進学塾の運営	70% (70%)	100,000,000.00 韓国ウォン	該当事項なし
ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク (Stone & McCarthy Research Associates, Inc.)*	アメリカ合衆国、ニュージャージー州、プリンストン	分析レポートの提供	100%	181.82 米ドル	該当事項なし
ビートホールディングスジャパン株式会社 (Beat Holdings Japan Limited)*	東京都港区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	10,000,000.00 円	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド (Xinhua Financial Network Limited)#	香港、上環	金融情報サービスの提供	100% (100%)	1,464,766.68 香港ドル	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ホールディングス(香港)リミテッド (Xinhua Holdings (HK) Limited)*	香港、上環	日本及び中国の子会社の親会社	100% (100%)	10,000.00 香港ドル	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド (Xinhua Financial Network (Beijing) Limited)#*	中華人民共和国、北京、朝陽区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	2,550,000.00 米ドル	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド (Xinhua Financial Network (Shanghai) Limited)#*	中華人民共和国、上海、盧湾区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	10,750,000.00 米ドル	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華モバイル・リミテッド (Xinhua Mobile Limited)#	香港、上環	ライセンシング関連サービスの提供	100%	1,000.00 米ドル	・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
新華モバイル(香港)リミテッド (Xinhua Mobile (HK) Limited) #	香港、上環	ライセンス グ関連サー ビスの提供	100%	10,000.00 香港ドル	・当社より経営・マーケ ティング・財務・法 務・運営その他の業務 を提供
アクティベート・イン タラクティブ・Pte・ リミテッド (Activate Interactive Pte. Ltd.) #	シンガポール	ヘルスケア関 連サービスの 提供	43% (43%)	500,000.00 シンガポール・ ドル	該当事項なし
GINSMS インク (GINSMS Inc.) #	カナダ、アルバー タ州カルガリー	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	11,415,709.00 カナダドル	該当事項なし
グローバル・エッジ・ テクノロジー・リミ テッド (Global Edge Technology Limited) #	イギリス領ヴァー ジン諸島	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	6,500,000.00 香港ドル	該当事項なし
レッドストーン・リ ソーセズ・リミテッド (Redstone Resources Limited) *	イギリス領ヴァー ジン諸島	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	2.00 米ドル	該当事項なし
GINインターナシヨナ ル・リミテッド (GIN International Limited) # *	香港、上環	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	100.00 香港ドル	該当事項なし
インフォソフト・グ ループ・Pte・リミ テッド (Inphosoft Group Pte. Limited) # *	シンガポール	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	1,614,500.00 シンガポール・ ドル	該当事項なし
インフォソフト・テク ノロジー Sdn. Bhd. (Inphosoft Technology Sdn. Bhd.) *	マレーシア、クア ラランプール	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	2.00 マレーシア・ リンギット	該当事項なし
インフォソフト・マ レーシア Sdn. Bhd. (Inphosoft Malaysia Sdn. Bhd.) # *	マレーシア、クア ラランプール	メッセージン グ関連サー ビスの提供	65.32% (65.32%)	100,000.00 マレーシア・ リンギット	該当事項なし
PTインフォソフト・イ ンドネシア (PT Inphosoft Indonesia) # *	インドネシア、 ジャカルタ	メッセージン グ関連サー ビスの提供	64.67% (64.67%)	962,500,000.00 インドネシア・ ルピア	該当事項なし

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
インフォソフト・シンガポール・Pte・リミテッド (Inphosoft Singapore Pte. Limited) # *	シンガポール	メッセージング関連サービスの提供	65.32% (65.32%)	300,000.00 シンガポール・ドル	該当事項なし
ビート・チェーン・Pte・リミテッド (Beat Chain Pte. Ltd.) *	シンガポール	ブロックチェーン技術関連の開発	100% (100%)	2,000.00 シンガポール・ドル	該当事項なし

- (注) 1 その他当社グループの子会社は1社存在しますが、重要性が小さいため記載を省略しております。
2 議決権に対する提出会社の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3 #を付している子会社は特定子会社です。
4 を付している子会社は現在、事業を行っておりません。
5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。
6 *を付した子会社は債務超過会社です。当社子会社のうち、債務超過会社の債務超過の額は、2018年12月末時点以下のとおりとなっております。なお、GINSMSグループは、連結ベースでは債務超過ですが、GINSMSインク (GINSMS Inc.) は、単体では、債務超過ではありません。

名称	千米ドル	百万円
GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド	667	74
ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク	4,410	489
ビートホールディングスジャパン株式会社	2,429	270
新華ホールディングス(香港)リミテッド	203	23
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド	7,713	856
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド	9,021	1,001
レッドストーン・リソースズ・リミテッド	14	2
GINインターナショナル・リミテッド	1,959	217
インフォソフト・グループ Pte・リミテッド	2	0
インフォソフト・テクノロジー Sdn. Bhd.	12	1
インフォソフト・マレーシア Sdn. Bhd.	903	100
PTインフォソフト・インドネシア	903	100
インフォソフト・シンガポールPte・リミテッド	1,914	212
ビート・チェーン・リミテッド	37	4

- 7 連結売上高(グループ会社間で発生した取引による売上高を除きます。)に占める割合が10%を超える当社子会社の主要な損益情報等

会社名	売上高		経常利益 / 経常損失 ()		当期純利益 / 当期純損失 ()		純資産額		総資産額	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
アクティブイト・インタラクティブ・リミテッド	8,717	968	370	41	334	37	1,749	194	4,359	484
GINインターナショナル・リミテッド	2,967	329	1,214	135	1,214	135	1,959	217	984	109

(3) 持分法適用の関連会社の状況

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
北京華声・ファイナ ンシャル・イン フォ・アンド・テッ ク・カンパニー・リ ミテッド	中華人民共和 国、北京、石影 山区	ニュース及びコン サルタントの提供	49% (49%)	20,410,000.00 人民元	-
北京華声・ファイナ ンシャル・インベス トメント・カンパ ニー・リミテッド	中華人民共和 国、北京、朝陽 区	プロジェクト投資 及び投資コンサル タントの提供	33% (33%)	15,000,000.00 人民元	-

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関連会社はありません。

(4) その他の関係会社の状況

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日の時点で、当社グループは130名の従業員を有しております。地域及びセグメントごとの従業員
の数は、以下の表のとおりです。従業員数には顧問を含めておりません。

地域	従業員数(人)
中国(香港を含む)	5
欧州	-
その他アジア	125
米国	-
計	130

事業セグメント	従業員数(人)
ヘルスケア事業	75
ライセンス事業	-
メッセージング事業	49
その他の事業	6
グループ全体	-
計	130

(注) 従業員数が前連結会計年度末に比べ増加しましたのは、主に2018年度にルスケア事業の従業員を増加したこと
によるものです。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日の時点で、当社は従業員を1名有しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合はありません。当社グループの従業員との労使協定又は団体交渉協約はありませんが、
労使関係は良好であり、雇用問題に関する重要な紛争、申立て、調査及び訴訟は存在しません。

第3【事業の状況】

以下の当社グループの財政状態及び経営成績の検討及び分析は、本報告書に添付された連結財務諸表及び注記に関連づけて読まれる必要があります。別段に示されない限り、当社グループの連結財務諸表及び以下に記載される財政状態及び経営成績の検討及び分析は、日本GAAPに従って作成されております。また、かかる財政状態及び経営成績の検討及び分析は、将来の事実及び経営成績に関する当社グループの現時点における見解を反映した予想を含んでおります。当社グループの実際の経営成績は、「事業等のリスク」における記述を含むいくつかの要因の結果によりこれらの予想と大きく異なる可能性があります。

1【業績等の概要】

「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

(1) 顧客所在地別売上高

当社グループの売上高を地域別に区分した百分比で示すと以下のとおりです。

地域	2018年12月期		
	(千米ドル)	(百万円)	構成比
アジア	11,013	1,222	90.6%
北米	828	92	6.8%
欧州	252	28	2.1%
日本	-	-	0.0%
その他	60	7	0.5%
計	12,152	1,349	100.0%

地域	2017年12月期		
	(千米ドル)	(百万円)	構成比
アジア	8,474	941	83.4%
北米	1,251	139	12.3%
欧州	194	21	1.9%
日本	-	-	0.0%
その他	242	27	2.4%
計	10,160	1,128	100.0%

(2) 2018年12月31日に終了した連結会計年度(2018年度)のキャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・フロー

2017年度12月期末現在における営業活動によるキャッシュ・フロー支出が2,341千米ドル(260百万円)であったのに対し、2018年度における営業活動によるキャッシュ・フロー支出は、2,757千米ドル(306百万円)となりました。2018年度における営業活動によるキャッシュ・フロー支出の増加は、主に営業損失の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

2017年度12月期末現在における投資活動によるキャッシュ・フロー支出は501千米ドル(56百万円)であったのに対し、2018年度における投資活動によるキャッシュ・フロー支出は、582千米ドル(65百万円)となりました。2018年度における投資活動によるキャッシュ・フロー支出の増加は、2017年度において子会社株式を追加で取得したことによる一部相殺はありますが、主として2018年度における無形資産の取得費用によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

2017年度12月期末現在における財務活動によるキャッシュ・フロー収入は4,233千米ドル(470百万円)であったのに対し、2018年度における財務活動によるキャッシュ・フロー収入は9,536千米ドル(1,058百万円)となりました。2018年度における財務活動によるキャッシュ・フロー収入の増加は、主として新株及び新株予約権の発行による手取金の増加によるものです。

現金及び現金同等物

上記の結果から、2018年度末の現金及び現金同等物残高は8,420千円ドル(935百万円)となりました。なお、連結貸借対照表上の現金及び預金残高は8,420千円ドル(935百万円)となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社グループはサービス提供会社であるため、該当する事項はありません。

(2) 販売の状況

「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

当社は、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンス事業を行っております。また子会社のGINSMS(トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV:GOK)を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。また、当社は、所有あるいはライセンスを受けている知的財産権及び技術に基づいて健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションや暗号メッセージング及び財布機能の開発に着手しました。

当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

当社グループが提供する主要な事業及びサービスの概要は、以下のとおりです。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業は、当社の連結子会社であるActivateを通して、モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析を提供しております。

ライセンス事業

ライセンス事業は、モバイル機器やアプリケーションに関連した知的財産権及びその他の権利のライセンス・サービスを提供しております。ライセンス事業のオペレーションは、当社の完全子会社であり連結子会社である新華モバイル及びその完全子会社である新華モバイル(香港)により行われております。

メッセージング事業

メッセージング事業は、当社の連結子会社であるGINSMSを通して、A2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの分野においてサービスを提供しております。

当社グループは、香港、シンガポール、日本及びその他のアジア圏内にオフィスを有します。2018年12月31日現在、当社グループは、130名(内、GINSMSグループは49名、Activateは75名)の従業員を有しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、業績並びに売上高、営業利益、経常利益、当期純利益及びキャッシュ・フローといった経営指標の変動率を重視しており、それは、当社グループが、これらの指標に照らして業績を評価していることによります。

(3) 中長期的な経営戦略

当社は、「ヘルスケア事業」及び「メッセージング事業」において、革新的な製品・サービスの提供及びソフトウェアの開発、並びに「ライセンス事業」を通して収入源の獲得を目指して参ります。また、新たな事業・サービスとして期待する「暗号メッセージング及び財布機能」及び「健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア」の開発にも注力しつつ、新しい収益源を獲得できる機会も模索して参ります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、事業に関する以下のような問題点を解決するため、引き続き適切な措置を講ずる予定です。

当社の深刻な財政状態が、本来事業開発のために利用されるべき経営資源を制限しております。

当社は過去に多大な損失を被り、多くの資金が失われました。当社グループは現在、深刻な財政状態の危機に瀕しております。

- 1) 当社グループの資産規模は非常に小さくなっており、事業の拡大に必要な資源が充分ではありません。その結果、収入が事業経費及び費用を賄いきれず、当社グループ全体に著しい損失をもたらしております。
- 2) 当社グループの事業がもたらす収入及びキャッシュ・フローは低水準もしくはマイナスとなっており、当社グループは資金不足の状態にあります。

対策

1. 事業の損失削減及び収益性の向上のため、全社的な費用及び営業費用の更なる削減。
2. 当社グループの限られた資金を活用しての重要な事業の促進。
3. 業務提携を含むがこれに限定せず、その他様々な手法により新たな発展の機会をもたらす潜在投資家・提携先の発掘。

(5) その他会社の経営上重要な事項

暗号メッセージャー及び財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発

現在、Beat Chainは、当社が新株予約権の行使により調達した資金の範囲内で、暗号メッセージャー及び財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発（注）を進めております。本日現在までに当社は当該新株予約権の行使により合計4.2百万米ドル（473百万円）を調達し、その内、Beat Chainが2018年12月31日までに使用した金額は、研究開発及び知的財産を取得するための費用等としての約150千米ドル（17百万円）となります。

近時の当社の株価の低迷により、2018年12月以降、当社は新株予約権の行使による資金を調達できていないため、現在、新規事業の計画の見直しを行っております。具体的には、開発に係るスケジュールを遅らせることや費用を削減することなどを検討しております。当該計画の見直しの内容は確定次第お知らせいたします。

（注） 新規事業及び新株予約権の内容については、当社ウェブサイト（アドレス

<https://www.beatholdings.com/press-releases/>）に掲載の2018年10月9日付IR情報（適時開示資料）「第三者割当による2種類の修正条項付新株予約権の発行並びにコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

4【事業等のリスク】

(1) 事業等のリスク

(a) 当社グループは、将来的に利益を計上することができなくなる可能性があります。

当社グループは、将来純損失を回避できる又は収益性を実現できることを保証することはできません。更に、のれんの増加を招く新たな買収、追加の売上高及び収入の発生減少若しくは遅れ、経営陣の再編又は買収した企業の統合の失敗は、将来、大幅な営業損失及び純損失を招く可能性があります。

(b) 将来における買収が当社グループの事業管理能力に悪影響を与える可能性があります。

選り抜いた企業買収は、当社グループの事業を更に拡大するための当社グループの戦略の一部となっております。将来における買収及びその後の当社グループへの被買収会社の統合に際し、当社グループの経営陣がかなりの注意を払うことが必要となる場合があります。当社グループの経営陣の注意の分散及び統合のプロセスで遭遇する何らかの困難により、当社グループの事業管理能力が悪影響を受けるおそれがあります。将来の買収は、当社グループを潜在的なリスクにさらすおそれがあります。こうしたリスクには、新たな事業、技術、及び人材の融合に伴うリスク、予見しえない又は隠れた債務が発生・存在するリスク、当社グループの事業及び技術からのリソースが分散するリスク、買収のコスト及び費用に見合う十分な収益を上げられないリスク、及び新規事業の統合の結果、従業員、顧客、及びサプライヤーとの関係を失い又は損なう可能性があるリスクが含まれます。

(c) 当社グループは、将来における企業の買収から期待する利益を得られない可能性があります。

戦略的な買収は、当社グループ全体の成長戦略の重要な部分を占めております。当社グループは、過去において、様々な商品、顧客基盤、市場アクセス及び人材の獲得にとって極めて重要な買収を行ってきました。このような買収先企業の統合には、経営陣の関与、従業員の熱心な努力及び有能なリーダーシップが大いに求められます。良好な統合プロセスは、買収による利益の実現において重要なものとなっております。当社グループは、統合過程を監視するため統合委員会を設置しましたが、当社グループが将来の買収先企業を統合するにあたり困難に直面した場合、これにより当社グループの事業が悪影響を受けることとなります。更に、当社グループは、買収から期待する収益及び費用に関するシナジーが実現されることを保証することはできません。買収が期待される当社の成長と発展という成果をもたらすとの保証はなく、また上記に記載した事項等により当該買収に関し、当社が重大な損失を被るおそれもあります。

(d) 当社グループが商品及びサービスを提供し改良する能力を維持しこれを更に発展させることができなかった場合、当社グループは収益成長を確保できない可能性があります。

当社の事業が属する産業は変化が激しく、当社グループのような企業は、投資決定にあたり当社グループが提供するような商品・サービスを利用する非常に要求水準の高い顧客基盤に対して、適時かつ適切なコンテンツ及び分析を提供する必要があります。当社グループがかかると維持できない場合、又は継続的に改良を行い顧客のニーズの変化に対応できなかった場合、当社グループの売上げ及び収益性が低下する可能性があります。

(e) 新規及び既存の競合他社との競争に勝てなかった場合、当社グループは市場シェアを失い、収益性に悪影響が生じる可能性があります。

当社グループは、主に他のグローバルな企業と競合しております。競合他社の多くは当社グループに比べ、長い営業実績、幅広い商品群、豊富な資金力及び国際的に高い認知度を有しております。今後、当社グループの事業分野における競争が激化することが予想されます。当社グループは、新規及び既存の競合他社との競争に勝つことを保証することはできません。

- (f) 当社グループは、他社による当社グループの知的財産の利用を阻止できない可能性があり、この場合当社グループの事業に悪影響が生じ、訴訟に巻き込まれる可能性があります。

当社グループは、当社グループのコンテンツ、ドメイン名、商号、商標及び類似する知的財産は、当社グループの成功に不可欠なものであると考えております。当社グループは、商標保護、著作権及び機密保持に関する法令及び契約に依拠することにより、当社グループの知的財産権の保護に努めております。中国における商標保護及び機密保護は、日本、米国その他の国々と同等の効力を有しない可能性があります。当社グループが専有する技術及び情報の不正利用を規制することは、困難でありかつ多額の費用を要します。

当社グループが講じてきた措置は、当社グループ専有の技術及び情報の不正利用の防止のためには十分でなかった可能性があります。いかなる不正利用も、当社グループの事業及び業績にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。更に、当社グループは、当社グループの知的財産権を主張するため法的手段を用いなければならなくなる可能性もあります。当社グループの知的財産に関連する訴訟は、多額の出費並びに経営資源及び経営陣の注意の分散を招く可能性があります。

- (g) 当社グループは、新規事業計画に取り掛かっておりますが、当該新規事業計画が成功するとは限りません。

当社グループは、新規事業計画に取り掛かっております。しかし、当該新規事業計画は、期待していた成長又は発展を遂げることができない可能性があり、そのような場合には、当社グループの事業及び経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

- (h) 当社グループの事業は、経営幹部による継続的な努力に大きく依拠しており、彼らの経営への関与が失われた場合、当社グループの事業に深刻な混乱を招く可能性があります。

当社グループの将来における成功は、当社の経営幹部の継続的な任務の遂行に大きく依拠しております。当社グループは、かかる経営幹部の専門知識、事業運営及び資金調達並びに株主、戦略的パートナー及び規制当局との関係に依拠しております。経営幹部のうちの1名又は複数が現在の地位を継続できなくなったか又はその意欲を失った場合、当社グループはかかる経営幹部の職務を容易に又は全く引継ぐことができない可能性があります。その結果、当社グループの事業が深刻に悪化し、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が生じ、当社グループが人員を確保し育成するための追加費用を負担しなければならなくなる可能性があります。

また、かかる経営幹部のいずれかが競合他社に加わるか又は競合会社を設立した場合、当社グループは、顧客及び戦略的パートナーを失う可能性があります。当社の経営幹部の各々は、当社との間で、機密保持及び競争禁止の規定を含む雇用契約を締結しております。当社の経営幹部と当社との間で何らかの紛争が生じた場合、当社は、かかる契約が有効に実施されるかにつき保証することはできません。

- (i) 当社グループが貴重な人材及び能力の高い従業員を採用、育成及び確保することができない場合は、当社グループの事業が悪影響を受ける可能性があります。

当社グループは、より綿密な分析を提供する従業員、配信プラットフォームを維持かつ拡充するための情報技術及びエンジニアリング社員、当社グループの商品を販売するためのマーケティング社員、及び経営をサポートする管理事務スタッフを追加的に雇用する必要があると考えております。当社グループがこのような分野において十分な従業員を発掘、採用、雇用、育成及び確保できない場合、又は既存社員に対し十分なインセンティブ等を提供できず、その結果彼らを確保しておくことができない場合は、当社グループの商品及びサービスは、ユーザーの期待に反し、その結果かかるユーザーが競合他社に流れ、ひいては、当社の事業及び経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

- (j) 現在及び将来の経営組織の拡大を適切に管理できない場合は、当社グループの事業は悪影響を受けるおそれがあります。

当社グループの今日までの成長は、当社グループの経営陣、システム及び経営資源に著しい負担を強いることとなります。当社グループの人材を育成し活用することに加え、財務及び経営管理並びに報告システム・手続を引続き改善、開発する必要があります。当社グループが、経営組織の拡大を効率的又は効果的に管理できることは保証されておらず、かかる管理ができない場合には当社グループの成長が制約され、当社グループの事業戦略が妨げられる可能性があります。

- (k) 必要となる追加的資本を調達できない可能性があります。

当社グループは、現在の現金及び現金同等物、営業活動からのキャッシュ・フロー及び資金調達活動による手取金が、当社グループの現金需要を満たすのに不十分である場合、新たな株式若しくは債券の発行をし、又は新たな信用枠の取得を図る可能性があります。追加的な株式の発行は、当社グループの株主にとって、さらなる希薄化をもたらすこととなります。新たな債務を負うことにより、元利金支払義務が増大し、債務の負担に伴い当社グループの事業活動を制約するような事業・財務制限条項を負う可能性があります。当社グループが受け入れられる金額又は条件による資金調達ができることの保証はありません。

- (l) 当社グループの商品及びサービスの中に含まれている情報のために提訴される可能性があり、防御に時間と多額の費用がかかる可能性があります。

当社グループの商品及びサービスの中に含まれている情報に誤り若しくは虚偽又は誤解を招く情報を含んでいた場合、第三者が、当該情報の使用に関連して被った損失について当社グループに対して法的手続を取る可能性があります。いかなる請求も、根拠の有無にかかわらず、防御に時間と多額の費用がかかり、訴訟になり、かつ経営陣の注意及び労力を分散させるおそれがあります。

- (m) 当社グループ資産の一部の価値が当社グループの連結財務諸表で計上した価額より減少する可能性があります。

当社グループの連結財務諸表に計上している、のれん、無形固定資産及び有価証券資産等の当社グループ資産の一部は、定期的な減損テスト及び評価替えの対象となります。当該テストにより、それらの資産が簿価より低い価値しかないと判断された場合、それらの価値は切下げられ、当社グループの財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

- (n) 当社グループ子会社の当社に対する配当金の支払が規制又は制限された場合、当社の株主に対する配当可能資金が減少することになります。

当社は持株会社であり、完全子会社及び関係会社等の出資持分以外は、重要な資産を有しておりません。その結果、当社の株主に対する配当金の支払は、子会社から支払われる配当金、経営指導料その他のフィーに依存しております。仮に将来において子会社が負債を負った場合、当該負債に関連する契約には当社に対する配当その他の支払を制限する条項が盛り込まれている可能性があります。また、子会社の設立準拠法に係る規制基準によっても、当社への支払能力が制限される可能性があります。

- (o) 当社は、過去に配当金の支払を宣言又は実行したことがなく、将来においてもこれを行わない可能性があります。

当社は、継続して純損失を計上しており、また将来、利益を計上できた場合においても企業価値を最大化するため、現時点においては、配当可能利益を事業に再投資し事業拡大のための資金に充当することを検討しております。従って、利益を計上し事業をある程度拡大できるまでは将来において配当金支払の宣言又は支払を行わない可能性があります。

- (p) 当社の事業及び経営成績は世界経済の動向によって悪影響を受ける可能性があります。

当社の製品及びサービスに対する顧客の需要は、世界的な経済によって影響されます。経済情勢の不振により、顧客の業績又は当社の製品及びサービスに対する需要が低下する可能性があります。

(q) 数多くの国で事業を行うことにより当社はより多くのリスクに直面します。

当社は、香港、シンガポール、日本及びその他のアジア圏内に事務所を有しており、その収益の過半をアジア圏内から得ております。異なる国々で事業を展開することにより、当社は、当社の営業若しくは顧客の当社の製品及びサービスの利用に影響するような法律及び規制上の要件の変更、通貨の移動に関する規制、輸出入の規制、並びに政治経済上の不安定さ等、数多くの法律、経済及び規制上のリスクに直面します。これらの要素により、当社の事業及び運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

(r) ハードウェア及びソフトウェアの不具合、コンピュータ及び通信システムの遅延、システム強化の失敗により当社の事業が害される可能性があります。

当社の成功は、当社のコンピュータ及び通信システムの効率的かつ連続した稼働に依存しております。当社のネットワーク又はデータ収集に不具合が発生した場合、データ、データベース及びサービスの配信、顧客注文並びに当社の事業の日々の運営の処理が阻害され、かつ、データの損傷及び喪失を生じる可能性があります。当社が必要とするデータ通信能力を提供する当社のコンピュータ環境に不具合が生じた場合、当社のサービスが中断する可能性もあります。また、システムの強化及び改善策が計画より大幅に遅延し、又は完成したシステムのパフォーマンスが不調に見舞われた場合、当社の評判が損なわれ、当社の事業を害する可能性があります。

(s) 当社は、特定の資金調達の場合に基づく制限及び誓約条項を遵守することができない可能性があり、それにより、資金調達の合意上の条項に基づきデフォルトに陥り、早期償還条項が発動される可能性があります。

当社が現在もしくは将来の資金調達その他の合意の制限及び誓約条項を遵守することが出来ない場合、それらの合意の条項に基づきデフォルトに陥る可能性があります。デフォルトが発生した場合、債権者は、状況に応じて、当社への貸付のコミットメントを中止し、早期償還条項を適用して既存債務の全額につき弁済期の到来を宣言し、又はかかる合意を終了するといった対応をとる可能性があります。これらの事態が発生した場合、当社の資産及びキャッシュ・フローが、全ての債務につき全額の弁済を行うのに十分である保証はなく、また、代替的な資金調達先が見つかるという保証もありません。仮に代替的な資金調達先が得られたとしても、当社にとって有利又は受け入れられる条件で資金が調達できるという保証はありません。

(2) 中国で事業を行うことに関するリスク

当社は、中国に子会社及び関連会社を有し、また当社グループの事業の売上高の一部は中国からのものとなります。そのため、中国に特有の一定のリスクにさらされます。このようなリスクのうち特に重要なものは以下のとおりです。

(a) 中国の市場に対する制約が当社グループの成長を妨げる可能性があります。

中国における市場の規制が今後厳しいものとなった場合、当社グループは、より制約された環境で事業を行うこととなる可能性があります。このことは、また、中国での当社グループの事業にマイナスの影響を与える可能性があります。

更に一般的には、中国における事業環境が悪化した場合、中国での当社グループの事業が悪影響を受ける可能性もあります。そのような悪化は、天災、テロ、国内及び国際的な政治問題、市場の沈滞、又は政府の政策変更を含む非常に多様な要因により起こされる可能性があります。

(b) 中国の法令及びその解釈・運用には不確定な要素があります。

外国投資及び市場に関連する新しい中国の法律及び規制が引き続き公布される可能性があります。当社グループは、現時点での出資構成、当社の完全子会社及び中国関連会社の出資構成や、当社とその完全子会社、中国関連会社及びこれらの株主との間の契約上の取決め、当社グループの事業運営、並びにこれを実施するための承認及びライセンスは、現時点におけるあらゆる中国の法令及び規則に適合していると確信しております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用、及び運用には多くの不確定要素があり、また、新たな法令の影響については未だ明らかではありません。従って、当社グループは、中国政府当局が最終的に当社グループの考えと異なる見解を有しないと保証することはできません。

(c) 中国からの支払は、制約され統制される場合があります。

当社は、中国において事業を傘下に持つ、ケイマン諸島において設立された持株会社です。当社の中国における子会社及びその他の会社からの配当及びその他の支払は、当社の株主に対する配当支払や中国国外での事業活動及び経費の支払の資金に充てるために、中国国外に送金する必要があります。現行の中国の規則は、当社の子会社が当社に対し中国の会計基準及び会計規則に従い算定される累積利益（もしあれば）からのみ配当を支払うことを認めております。また、中国における当社の子会社は、一定の準備金を調達するために、毎年累積利益（もしあれば）の10%以上を積立てなければなりません。そして、かかる準備金は現金配当として分配できません。中国における当社の子会社及び中国の関連会社から配当を全額受取れない場合は、当社グループ全体の財政状態及び当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。

中国国外への資金送金やその他の通貨に対する人民元の為替レートは、厳しく規制されております。為替レート管理体制及び中国国外への資金送金に影響を与える規制の変更が、中国国外における当社の支出への充当又は当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。更に、人民元とその他の通貨との間の為替レートの変動も、当社が中国から受ける他の通貨建ての資金額、ひいては投資家の投資価値に影響する可能性があります。当社株式における投資家の投資価値は、日本円と他の通貨の間の外国為替レートにも影響されます。

(d) 当社グループは中国では限られた範囲の事業保険にしか入っておりません。

当社グループは中国での経営に対し事業責任又は事業中断についての保険に入っておりません。何らかの事業中断、訴訟又は自然災害により、著しいコスト及び資源の分散という結果が生じる可能性があります。

(3) 株式に関するリスク

(a) 当社はケイマン諸島法に基づき設立されているため、同法制度上、投資家の利益を保護するのが困難である可能性があり、また投資家が日本の裁判所を通じて自己の権利を保護することが限られる可能性があります。

当社は、当社の基本定款及び附属定款並びにケイマン会社法及びその他のケイマン諸島の法体系に従うものとされており、ケイマン諸島法に基づく株主の権利及び取締役の受託者責任は、日本の制定法又は判例ほど明確に確立されておりません。特に、ケイマン諸島法は、日本法に比べて投資家保護が極めて限定的です。従って、かかる法制度上、当社の一般の株主は、経営陣、取締役、又は支配株主の関わる訴訟において自己の利益を保護することに関して、日本、米国又はその他の国で設立された会社の株主よりも困難となる可能性があります。更に、ケイマン諸島において設立された会社の株主は、日本の裁判所において株主代表訴訟を提起する資格を持たない可能性があります。

(b) 当社がケイマン諸島で設立され、当社の取締役及び経営幹部の過半数が日本国外に居住しているため、投資家が当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に対して訴訟を提起すること、又は当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に対する判決についての執行を行う能力は限定されます。

当社はケイマン諸島で設立され、その経営は、主に香港及びシンガポールにおける当社の子会社を通じて行っております。当社の取締役及び経営幹部の過半数は日本国外に居住しており、それらの者のほとんど全部の資産は日本国外にあります。その結果、投資家は自己の権利が金融商品取引法等の下で侵害されていると考えた場合であっても、当社又は当社の取締役及び経営幹部に対して訴訟を提起することは困難又は不可能である可能性があります。投資家がこのような訴訟を提起することができたとしても、関連する管轄地域の法律が当社の資産又は当社の取締役及び経営幹部の資産に対して判決を執行することができないと判断される可能性があります。より詳細な情報は、ケイマン諸島及び中国の関連する法律をご参照下さい。

(c) 将来、市場価格未満で当社の株式が発行された場合、当社の株式の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

ケイマン諸島の法律及び当社の定款のいずれも、市場価格未満による新株の発行につき株主の承認を必要としません。当社の経営陣が、企業買収又はその他の事業目的のために株式を市場価格未満で多数発行することを決定した場合、当社の株式の市場価格は、希薄化により悪影響を受ける可能性があります。

- (d) 当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に關与した行為を含みます。）に起因する損害につき補償を受けられない可能性があります。

当社の基本定款及び附属定款によると、当社の取締役、経営幹部、会計監査人等は、自らの義務又は予期される義務の履行に関する行為（不作為又は同意に關与した行為を含みます。）により発生するあらゆる訴訟、費用、損害等につき、当社の資産及び利益により保護されます。但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪に起因する場合は、この限りではありません。更に、当社の基本定款及び附属定款によると、当社の株主は、当社の取締役に対し、その義務の履行に関する作為又は不作為につき、請求又は訴訟を行うことができません（但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪につき行われる場合を除きます。）。従って、当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に關与した行為を含みます。）に起因する損害につき十分な補償を受けられない可能性があります。

(4) 当社の経営及び事業の継続性に関するリスク

当社グループは、当連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失16,462千米ドル（1,827百万円）を計上し、前連結会計年度から引き続き営業損失4,864千米ドル（540百万円）を計上しております。営業活動によるキャッシュ・フロー支出は2,757千米ドル（306百万円）となっております。

前連結会計年度の第3四半期にActivateが当社グループの連結子会社となってから同社の売上高を連結し、また、新華モバイル及び新華モバイル（香港）によるライセンス事業に伴う売上高も連結しておりますが、営業費用が依然として高いこと、そして、ライセンス事業に関しては本連結会計年度に想定していた契約の締結及びそれに伴う売上を実現できなかったことから、当社グループは当連結会計年度においても継続して営業損失を計上しております。また、当社グループのキャッシュ・フローは非常に厳しいため、引き続き既存の借入金を返済するための資金が不足しております。これらの状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

GINSMSは現在、A2Pメッセージング・サービスにフォーカスしております。GINSMSの事業は、成長してきましたが、主要な顧客の喪失により当第1四半期連結累計期間において減損損失を認識しております。GINSMSは現在保有している資金で新たな顧客を獲得することにより継続的な成長に注力する見込みです。

また、前連結会計年度第3四半期中に連結子会社化したActivateは、モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析のヘルスケア事業を提供しており、また新華モバイル及び新華モバイル（香港）は、前連結会計年度第3四半期よりライセンス事業を開始しました。

さらに、Beat Chainは、2018年度第2四半期連結累計期間にライセンス事業の一部として、メンタル、フィジカル・ヘルス・レコード及びその他の分野のデータをクロノロジカル（時系列）に保存・管理することを目的とした、健康医療分野でのエコシステムの運営を可能にするブロックチェーン技術を利用した健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発に着手しております。

2018年10月10日付で、当社は、今後10年間の当社グループの中核事業となることを企図している暗号メッセージ及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発するための資金を調達することを目的に、第三者割当によりマッコリー・バンク・リミテッド（以下「マッコリー」といいます。）に2種類の行使価額修正条項付新株予約権（以下「シリーズ1新株予約権」及び「シリーズ2新株予約権」又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行しました。最近の当社の株価の低迷により2018年12月から新株予約権の行使はありませんが、当社グループは、今後、当社の株価が早期に回復しできるだけ多くの新株予約権が行使されることで当社が資金を調達できることを期待しております。

上記のような各方策により当社グループの事業の成長と拡大を企図しておりますが、上記のとおり、当社グループのキャッシュ・フローは厳しいため、引き続き既存の借入金を返済するための資金が不足していることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況を解消するため、当社グループは継続的に経費削減を実施し、更に資金調達できる機会を模索し、また、当社の既存事業及び新規事業とのシナジーが期待できる潜在業務提携先の発掘も行っています。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・イン・フローの双方の観点から、新規事業の開発を着実に進めるほか、事業のリストラクチャリングも含めた様々な手法により成長の機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、新規事業の開発、本新株予約権の行使によって調達できる資金の額、事業のリストラチャリング及び事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

第三者割当による本新株予約権の発行及びコミットメント条項付買取契約の締結

2018年10月9日、当社の取締役会は、第三者割当により、マッコーリーに対して2種類の行使価額修正条項付新株予約権からなる本新株予約権を以下のとおり発行すること及び本新株予約権に関して下記に記載するコミットメント条項等を規定するコミットメント条項付買取契約（以下「本買取契約」といいます。）の締結を決議し、本買取契約を同日付で締結する共に、2018年10月10日に本新株予約権を発行しました。

(1) 割当日	2018年10月10日
(2) 発行新株予約権数	合計13,000,000個（本新株予約権1個につき1株） [内訳] シリーズ1新株予約権：6,500,000個（シリーズ1新株予約権1個につき1株） シリーズ2新株予約権：6,500,000個（シリーズ2新株予約権1個につき1株）
(3) 発行価額	合計26,000千円 [内訳] シリーズ1新株予約権1個当たり3円（総額19,500千円） シリーズ2新株予約権1個当たり1円（総額6,500千円）
(4) 当該発行による潜在株式数	合計：13,000,000株（本決議日である2018年10月9日現在の発行済普通株式総数に対する割合：48.78%） [内訳] シリーズ1新株予約権：6,500,000株（本決議日である2018年10月9日現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39%） シリーズ2新株予約権：6,500,000株（本決議日である2018年10月9日現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39%） なお、株価の変動により行使価額が修正された場合でも、本新株予約権にかかる潜在株式数は原則として13,000,000株（シリーズ1新株予約権につき6,500,000株及びシリーズ2新株予約権につき6,500,000株）で一定ですが、当社が時価以下で株式を発行することにより行使価額が調整される場合や株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合その他の発行要項に定める事象が発生した場合には潜在株式数が調整される場合があります。
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	合計2,434,854千円（差引手取概算額） [内訳] シリーズ1新株予約権：1,223,927千円（差引手取概算額） シリーズ2新株予約権：1,210,927千円（差引手取概算額） 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p><u>[1] シリーズ 1 新株予約権</u> 行使価額及び修正条件： 当初行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）：187円 行使価額は、シリーズ 1 新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されます（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。）。但し、行使価額は当初行使価額の50％に相当する額である94円が下限額となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。 （2018年10月5日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,215.5百万円</p> <p><u>[2] シリーズ 2 新株予約権</u> 行使価額及び修正条件： シリーズ 2 新株予約権は、シリーズ 1 新株予約権が全てが行使され、当社により取得され、あるいは、その他の理由で存在しなくなった日（以下「シリーズ 1 新株予約権全部完了日」という。）以後で行使可能となります。 当初行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）：187円。行使価額はシリーズ 1 新株予約権全部完了日に同日の終値に変更され、下記 で記載する修正がされない限り、同額で固定されます。 また、当社の取締役会が決議し保有者に通知した場合、当該通知日から3取引日目（同日を含む。）以降、行使価額は、シリーズ 2 新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されます（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。）。 但し、及び の行使価額に関しては当初行使価額の50％に相当する額である94円が下限額となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。 （2018年10月5日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,215.5百万円</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、マッコーリーに割り当てます。</p>

(8) コミットメント条項	<p>本買取契約に基づき、当社は、マッコーリーに対して最低1日前に書面にて通知することにより、本新株予約権の行使期間中に、株式買入保証期間を設定することができ、マッコーリーは、同期間中に、最低でも10億円（または、各行使請求書類の交付日の直前日の為替レートを基準に算出される香港ドル相当額）分の本新株予約権を行使することを保証します。株式買入保証期間は、20「適格取引日」（下記に記載する要件を充たす取引日）から構成されます。</p> <p>但し、()ある株式買入保証期間の初日において上記の金額を下回る本新株予約権が残存する場合には、マッコーリーは、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、()ある株式買入保証期間中に、行使期間の末日、本買取契約に基づく本新株予約権の取得事由が到来する場合、マッコーリーは当該時点において上記の金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務を負わないものとされます。最初の株式買入保証期間の完了後、前の株式買入保証期間の終了から次の株式買入保証期間の開始まで最低5取引日経過していることを条件に、最低1日前に書面にて通知することにより、当社は更に本新株予約権の株式買入保証期間を設定することができます。以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は「適格取引日」としてカウントされません。株式買入保証期間が継続中に、当社が、下記「(14) エクイティ性証券の発行に関する条項」に記載する例外事由のいずれかにしたがって、株式または証券の発行を公表し、または決定した場合、当該株式買入保証期間は直ちに失効します。</p> <p>以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は適格取引日としてカウントされません。</p> <ul style="list-style-type: none">() 当社の株価が、本シリーズ1新株予約権が残っている間は下限行使価額を10%超上回っていること、あるいは、本シリーズ2新株予約権のみが残っている間で、(x)本シリーズ2新株予約権の行使価額が本シリーズ1新株予約権の行使完了日の終値で固定されている間は同額、若しくは、(y)本シリーズ2新株予約権の行使価額が各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正された場合には下限行使価額を、それぞれ10%超上回っていること；() 当社の株価が直前の終値に比べ10%以上下落していないこと；() 有効に行使された日から3取引日以上、当該行使によって発行される株式が引渡されていないような本新株予約権が存在していないこと；() 株式買入保証期間中のいかなる行使も制限超過行使と見なされず、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第1項本文所定の制限に抵触しないこと；() 当該取引日が当社が要請する行使不可期間（下記で定義します。）ではないこと；() 当社によって行使拒否権（下記で記載する行使拒否権を指します。）が行使されていないこと；() 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに重要な点で表明保証時点において誤りがある場合又は重要な点で不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと；() 本買取契約に基づく当社の義務に重大な不履行がないこと；() 当該取引日における当社の株式の日次の取引高が200百万円を超えていること；並びに() 市場内外で混乱の事象が当該取引日のどの時点においても生じていないか、又は継続していないこと。 <p>株式買入保証期間は、当社がその設定を通知した日の直後に来る最初の「適格取引日」（上記条件が全て満たされた取引日）より開始され、「適格取引日」が20日経過するまで継続するものとします。</p>
---------------	--

(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリーは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリーからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約のマッコーリーとしての権利義務の一切を承継することとなります。</p> <p>当社とマッコーリーは、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリーが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じます。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">マッコーリーが制限超過行使を行わないこと、マッコーリーが本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、マッコーリーが本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、マッコーリーは、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、当社はマッコーリーによる制限超過行使を行わせないこと、当社は、マッコーリーからの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社とマッコーリーが合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。
(10) 行使不可期間に関する条項	<p>当社は、本買取契約に基づき、1取引日前に通知することにより、行使できない期間（以下「行使不可期間」といいます。）を設定することができます。行使不可期間の上限は20取引日とする。マッコーリーは当該行使不可期間中に行使を請求することができません。当社は、マッコーリーに書面により通知することにより行使不可期間をいつでも期限前に終了させることができます。ただし、当社は、行使不可期間中に新たな行使不可期間を通知することはできません。</p>
(11) 行使拒否権に関する条項	<p>当社は、本買取契約に基づき、()本新株予約権の30%の行使を完了した後、又は、()行使請求が発行済普通株式数の1%超に係る場合、電子メールにより、当該行使を拒絶するかあるいは当該行使請求に記される行使数を減らすこと請求することができます。適用法規に従い、マッコーリーは、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を市場外にて売却、譲渡又は処分する意向がある場合、事前に当社に知らせ、当社に当該売却、譲渡又は処分を拒否することができる十分な機会を与えることに同意します。</p>
(12) 買戻し	<p>当社は、取締役会決議により本新株予約権につき、いつでも、3取引日前に通知することにより、その発行価額を支払うことで買い戻す権利（以下「コールオプション」といいます。）を有します。</p>

(13) 先買権に関する条項	<p>当社は、本買取契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、当社がマッコーリーの保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月が経過する日までの間に、行使価額修正条項や行使による当社普通株式の取得を含むがこれらに限定されない条件面において本新株予約権に類似する新株予約権を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株予約権の発行に合意する前に、マッコーリーに対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務があり、マッコーリーが当該新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、マッコーリーに対して同条件にて当該新株予約権等を発行することに合意します。但し、当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象として、株式又はストック・オプションを発行する場合、及び、当社が他の事業会社又は個人との間で行う業務上の提携・与信枠の設定（既存の提携・与信枠の設定に限らず、新規又は潜在的な提携・与信枠の設定を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限りません。）には、適用されません。</p>
(14) エクイティ性証券の発行に関する条項	<p>当社は、本買取契約に基づき、本新株予約権が残存する間、当社はマッコーリーの事前の書面による同意がない限り、(1)株式、新株予約権、またはその他の証券で保有者が株式あるいは新株予約権に転換あるいはこれらを取得する権利を付与するようなものの発行、(2)保有者が株式あるいは株式の引受け又は購入あるいはこれらに転換することができる証券を取得する権利あるいはオプションの付与、並びに、(3)上記(1)及び(2)に関する契約の締結をしないことに合意します。ただし、(a)当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタントに対して株式又はストック・オプションを発行する場合、あるいは、(b)金融機関ではない投資家又は債権者に対して株式を発行する場合、及び、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限りません。）にはこの限りではない。なお、当社は、買い戻し権を有しているため、例えば、マッコーリーから本新株予約権を全て買い戻すことにより、株式に転換又は交換できる証券を第三者に割り当てることは（ただし上記先買権の適用を受けません）可能です。</p>
(15) 調達資金の用途	<p>暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発。これらの事業の詳細は、当社ウェブサイト（アドレス https://www.beatholdings.com/press-releases/）に掲載の2018年10月9日付IR情報（適時開示資料）「第三者割当による2種類の修正条項付新株予約権の発行並びにコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。</p>

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、新製品及び既存の製品の開発に注力しております。当社グループは、継続する事業活動の中で多くの資源を研究開発に費やし、当該活動に係る開発費は主にソフトウェア仮勘定として資産計上しております。製品又はサービスを市場に販売・提供開始する際に、当該開発費はソフトウェア仮勘定からソフトウェア勘定に振替えられ、見積耐用期間に渡り償却されます。一方、研究費は発生時に費用として認識されます。

個々の開発プロジェクトは、各会計期間の期末にその認識基準が適用できるかについてレビューがなされ、認識基準が適用できないと判断された場合、資産計上していたものを直ちに損益計算書上の費用として認識します。

なお、当連結累計年度において、ソフトウェア仮勘定として資産計上された研究開発費の金額は206千米ドル（23百万円）であり、費用として計上されたのは0千米ドル（0百万円）であります。

7【財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、日本GAAPに基づいて作成されております。当社の経営陣はこの連結財務諸表の作成にあたり、有価証券の減損、減価償却資産の償却年数の設定、繰延税金資産の評価等の重要な会計方針に関する重要な見積りを行い、これらの見積りは継続的に再評価が実施されております。但し、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当社グループの経営成績

以下の表は、日本GAAPに基づき、2017年12月31日及び2018年12月31日にそれぞれ終了した連結会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：(千米ドル、括弧内は百万円)

	2018年12月期		2017年12月期	
売上高	12,152	(1,349)	10,160	(1,128)
売上総利益	1,845	(205)	3,360	(373)
営業利益又は営業損失()	4,864	(540)	2,170	(241)
経常利益又は経常損失()	5,700	(633)	2,454	(272)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	16,462	(1,827)	1,270	(141)
EBITDA *	2,786	(309)	16	(2)

* EBITDAは営業損益に減価償却費及びのれん代償却額を加算したものと定義されております。

当社グループは、世界中の投資家ニーズに応えるため、IFRSに従った財務諸表も作成しております。後記「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。以下の表は、IFRSに基づき、2017年12月31日及び2018年12月31日にそれぞれ終了した連結会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：(千米ドル、括弧内は百万円)

	2018年12月期		2017年12月期	
売上高	12,152	(1,349)	10,160	(1,128)
売上総利益	1,819	(202)	3,367	(374)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	17,029	(1,890)	828	(92)
EBITDA*	15,243	(1,692)	2,537	(282)

* EBITDAは支払利息、税金、減価償却及び償却費控除前の当期損益として定義されております。

当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えております。当社グループの業界の特性及び当社グループの買収活動により、当社グループの資産の一部は、のれんから構成されております。のれんは、購入価格合計が買収対象事業の純資産の公正価格を上回る金額を表し、かつ日本GAAPに基づき償却されなければなりません。償却費は、現金支出を伴わない費用であるため、当社グループはEBITDAを当社グループのキャッシュ・フロー及び経営成績の概要を把握するための重要な尺度とみなしております。

(3) 2018年度(2018年12月31日に終了した会計年度)

売上高

売上高は、2017年12月期が10,160千米ドル(1,128百万円)であったのに対し、2018年12月期が12,152千米ドル(1,349百万円)でした。

2018年12月期における売上高の増加は、ライセンス事業セグメントの売上高が本年度はなかったことによる部分的な相殺はありますが、主として2017年12月期第3四半期よりヘルスケア事業セグメントの業績を連結したことによるものです。

2018年12月期におけるヘルスケア事業セグメントの売上高は8,717千米ドル(968百万円)、ライセンス事業セグメントの売上高は0千米ドル(0百万円)、メッセージング事業セグメントの売上高は3,433千米ドル(381百万円)及びその他の事業セグメントの売上高は3千米ドル(0百万円)でした。

売上原価

売上原価は、2017年12月期が6,800千米ドル(755百万円)であったのに対し、2018年12月期が10,307千米ドル(1,144百万円)でした。

2018年12月期における売上原価の増加は、主として2017年12月期第3四半期よりヘルスケア事業セグメントの業績を連結したことによりります。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの売上原価は7,281千米ドル(808百万円)、ライセンス事業セグメントの売上原価は0千米ドル(0百万円)、メッセージング事業セグメントの売上原価は3,026千米ドル(336百万円)及びその他の事業セグメントの売上原価は0千米ドル(0百万円)でした。

売上高総利益率

売上総利益率は、2017年12月期が33.1%であったのに対し、2018年12月期が15.2%でした。

2018年12月期における売上総利益率の減少は、主として2017年12月期第3四半期よりヘルスケア事業セグメントの売上総利益率が減少したこと及び売上高総利益率が高いライセンス事業セグメントの売上高が本年度はなかったことによりります。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの売上総利益率は12.0%、ライセンス事業セグメントの売上総利益率は0%、メッセージング事業セグメントの売上総利益率は23.3%及びその他の事業セグメントの売上総利益率は99.2%でした。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、2017年12月期が5,530千円ドル（614百万円）であったのに対し、2018年12月期が6,709千円ドル（745百万円）でした。

2018年12月期における販売費及び一般管理費の増加は、主として前年第3四半期よりヘルスケア事業セグメントの業績を連結したことによるものです。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの販売費及び一般管理費は2,410千円ドル（268百万円）、ライセンシング事業セグメントの販売費及び一般管理費は374千円ドル（42百万円）、メッセージング事業セグメントの販売費及び一般管理費は1,323千円ドル（147百万円）及びその他の事業セグメントの販売費及び一般管理費は2,601千円ドル（289百万円）でした。

営業損失

2017年12月期における営業損失2,170千円ドル（241百万円）に対し、2018年12月期は4,864千円ドル（540百万円）の営業損失となりました。

2018年12月期における営業損失の増加は、主としてヘルスケア事業セグメントの販売費及び一般管理費の増加並びにライセンシング事業セグメントの売上が本年度はなかったことによるものです。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの営業損失は974千円ドル（108百万円）、ライセンシング事業セグメントの営業損失は374千円ドル（42百万円）、メッセージング事業セグメントの営業損失は917千円ドル（102百万円）及びその他の事業セグメントの営業損失は2,598千円ドル（288百万円）でした。

経常損失

2017年12月期における経常損失が2,454千円ドル（272百万円）であったのに対し、2018年12月期は5,700千円ドル（633百万円）の経常損失となりました。

2018年12月期における経常損失の増加は、主としてヘルスケア事業セグメントの販売費及び一般管理費の増加及びライセンシング事業セグメントの売上が本年度はなかったことによるものです。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの経常損失は941千円ドル（104百万円）、ライセンシング事業セグメントの経常損失は372千円ドル（41百万円）、メッセージング事業セグメントの経常損失は1,319千円ドル（146百万円）及びその他の事業セグメントの経常損失は3,068千円ドル（341百万円）でした。

親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

2017年12月期における親会社株主に帰属する当期純利益が1,270千円ドル（141百万円）であったのに対し、2018年12月期における親会社株主に帰属する当期純損失は16,462千円ドル（1,827百万円）でした。

2017年12月期では親会社株主に帰属する当期純利益となっていたのに対し、2018年度においては親会社株主に帰属する当期純損失となった理由は、主に2018年12月期における経常損失の増加、2017年12月期に計上したActivateの段階取得に係る特別利益の計上が、2018年12月期にはなかったこと、及び2018年12月期におけるGINSMSの取得より生じたのれんの減損によるものです。

2018年12月期のヘルスケア事業セグメントの親会社株主に帰属する当期純損失は1,167千円ドル（130百万円）、ライセンシング事業セグメントの親会社株主に帰属する当期純損失は364千円ドル（40百万円）、メッセージング事業セグメントの親会社株主に帰属する当期純損失は11,890千円ドル（1,320百万円）及びその他の事業セグメントの親会社株主に帰属する当期純損失は3,040千円ドル（337百万円）でした。

(4) 流動性及び資本の財源

当社グループの流動性及び資本の財源に関する情報については「1 業績等の概要 - 2018年12月31日に終了した連結会計年度（2018年度）のキャッシュ・フロー分析」をご参照下さい。

(5) 日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの

上記分析には、日本GAAPによるほか、国際財務報告基準（IFRS）に基づく財務情報も記載されているため、以下に日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるものについて説明いたします。

本書に記載される監査済みの財務情報は日本GAAPに従い作成され表示されております。以下の要約は、完全なものではなく、日本GAAP及びIFRSのそれぞれについて公表される内容を別途確認いただく必要があります。以下の要約は監査を受けたものではなく、当社グループの財務情報に関連する全ての日本GAAP及びIFRSの相違点を含むものではないことにご留意下さい。本書の要約には、会計基準の変更による日本GAAPとIFRSの将来の相違点や、将来行われる取引や事象によって生じる日本GAAPとIFRSの相違点は考慮されておらず、それらを明らかにする目的のものでもありません。

1) のれん

日本GAAPでは、のれんを20年を上限とする期間で償却することを義務付けております。当社グループののれんは、定額法にて5年から20年間で償却されております。

国際会計基準 (IAS) 36の下では、2004年3月31日以降に買収した子会社に関連するのれんは償却されず、少なくとも年一回以上の減損テストを行います。

2) のれんの減損及び一括償却

IFRSで固定資産 (のれん及び無形資産を含む。) の減損判定の際に行われる割引キャッシュ・フローの方法に加え、日本GAAPでは、買収した子会社の純資産の回復可能性の検討が行われ、これに伴い、日本GAAPにおいては追加的なのれんの一括償却が発生することがあります。

3) 新株交付費

日本GAAPでは、新株交付費は支出時に費用処理を行うか、又は資産計上し3年を上限とする期間でこれを償却することが義務付けられております。IFRSでは、新株発行に直接的に起因する外部費用は、資本の控除 (税引き後) 項目として表示されます。

4) 上場関連費

日本GAAPでは、上場関連費は支出時に費用処理を行うことが義務付けられております。

IFRSでは、新株発行に際して上場に直接的に起因する外部費用は、資本の控除 (税引き後) 項目として表示されます。

5) 株式報酬

日本GAAPの下では、2006年5月1日以前に発生した株式による報酬取引に対する特定の会計基準はありませんでした。2006年5月1日以降に発生する株式による報酬取引については、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用も含む報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることが要求されます。

IFRS第2号では、株式による報酬取引の会計は、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用を含む、株式による報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることを要求しております。株式による報酬取引は付与日の時価によって測定されることとなります。測定された当該時価は償却期間中の株価変動の影響を受けず、権利確定期間に渡って定額法に基づき償却を行っていきます。なお、当該IFRS第2号を2005年1月1日に開始する会計年度より前に適用した場合は、当該事実を開示する必要があります。

6) 償還可能優先株式

日本GAAPでは、2014年8月に発行されたA種優先株式は、償還が可能となっておりますが、資本として計上されます。IFRSでは、当該A種優先株式は公正価値にて負債として計上されます。公正価値の変動は、損益計算書にて調整されます。

7) 新株予約権

日本GAAPでは、ストック・オプション等として、当該ストック・オプション等の付与時の価値を公正な評価額で認識することが求められております。ストック・オプション等に係る意図及び条件の変更がない限り、ストック・オプション等の価値は再評価されません。新株予約権の行使に伴い株式が発行された場合、予約権として計上されている部分は、資本剰余金として再分類されます。

IFRSでは、当該ストック・オプション等の付与時の価値として測定された公正価値は、オプション負債として認識されます。オプション負債は各報告期間の末日に再評価されその評価差額は、公正価値の変動として損益認識されます。新株予約権の行使に伴い株式が発行された場合、オプション負債として計上されている部分は、資本剰余金として再分類されます。

8) 関係会社株式

日本GAAPでは、持分法を適用した日に関係会社の貸借対照表において認識された資産及び負債の公正価値を測定し、当該関係会社の純資産は公正価値に調整されます。取得原価が当該関係会社の調整後純資産を超える部分は、のれんとして計上され、20年以内に償却されます。一方、当該関係会社の調整後純資産が取得原価を超える部分がある場合は、負ののれんとして認識され、損益勘定を通して、持分法による投資利益として認識されます。

IFRSでは、関係会社の持分は持分法が適用され、当初は取得原価で認識されます。関係会社の認識可能な資産及び負債の純公正価値のうち当社グループの持分が、投資額を超える部分は、のれんとして計上されます。のれんは、投資額の帳簿価格に含まれます。認識可能な資産及び負債の純公正価値のうち当社グループの持分が、取得原価を超える部分がある場合は、損益勘定を通して、関係会社株式の公正価値の評価益として認識されます。

(6) 当社の事業の継続の前提に関する重要な疑義を生じさせる事項

当社グループは、継続的に事業上のポジショニングの見直しを行い、前進します。また、更なる営業費用の削減を実施し、事業の収益性の向上を図ります。加えて、当社グループは、アジア市場に身を置く利点を活かしながら、独自のコア・コンピタンスを活用して、アジアにおける成長機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、今後の資金調達の成功並びに事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、主に、データ保存、ネットワーク化目的及び顧客に対する情報提供のためのコンピュータ機器の購入です。2018年12月期の総設備投資は、138千米ドル（15百万円）となりました。

2【主要な設備の状況】（2018年12月31日現在）

(1) 提出会社

所在地：ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア

(注) 当社は免除会社である持株会社であるため、当社の業務は、主にケイマン諸島外において行なわれており、事業本部は香港にあります。

香港事業本部（当社及びX Holdings HK）

所在地：Suite 2103, Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Central, Hong Kong

目的：地域拠点

面積：160.3㎡（賃貸借、2020年12月26日満了）

従業員の人数：4人

2018年賃料*：141千米ドル（15.7百万円）

(2) シンガポール及びマレーシアにおける子会社の主なオフィス

シンガポールのオフィス（インフォソフト・シンガポールPte・リミテッド、Activate及びBeat Chain）

所在地：10 Eunos Road 8, #13-16A and #13-08, Singapore Post Centre, Singapore 408600

目的：オフィス

面積：327.1㎡（賃貸借、2021年5月15日満了）

従業員の人数：80人

2018年賃料*：165千米ドル（18.3百万円）

マレーシアのオフィス（インフォソフト・マレーシア Sdn. Bhd.）

所在地：B-3-2, Level 3, Tower B, North Point Offices, Mid Valley City, No.1, Medan Syed Putra Utara, 59200 Kuala Lumpur, Malaysia

目的：オフィス

面積：131.0㎡（賃貸借、2018年11月30日満了し、現在、新たな賃貸オフィスを検討しており、賃借人より一年間は月単位での延長を可能とする許可を得ております。）

従業員の人数：17人

2018年賃料*：19千米ドル（2.1百万円）

(注) 1. 賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

2. *賃料は資産税及び管理費を控除した年額の契約上の賃料債務額を表示しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】(2018年12月31日現在)

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

授權株式数	発行済株式総数	未発行株式数
20,000,000,000.00株 (うち、普通株式分 18,200,000,000.00株 優先株式分が1,800,000,000.00株)	31,451,814.79株 (うち、普通株式 31,226,814.79株 優先株式 225,000.00株)	19,968,548,185.21株 (うち、普通株式 18,168,773,185.21株 優先株式 1,799,775,000.00株)

従業員株式報酬制度に基づき将来発行を約束している株式 買取権の普通株式相当数 #	0.00
潜在株発行後株式総数	31,451,814.79株 (普通株式31,226,814.79株 優先株式 225,000.00株)

(注) 1 当社は、報酬委員会が管理する従業員株式報酬制度を設立しております。この制度は、従業員、取締役、コンサルタント又はアドバイザー、及び役員会が判断するその他の者を対象とします。株価又は新株予約権行使価額(いずれか該当する場合)は報酬委員会によって決定されますが、額面価額を下回ることはありません。株式プールは調整の対象となっておりますが、当社の増枠授權資本の20%を超えることはありません。増枠授權資本は、当社の潜在株発行後株式総数として定義されます。

2 一個の新株予約権の行使により発行される普通株式数は1株です。

3 当社は、2007年8月31日付で、当社グループの一部の役員及び従業員に対して、27,000株を上限とする当社普通株式を発行することを決定しました。当該27,000株のうち10,753株を上限として3回に分けて割当が行われるものとされ、うち実際に10,743株について、2007年12月31日、2008年12月31日、及び2009年12月31日付で、それぞれ3,675株、3,486株、及び3,582株の発行が可能となりました(残りの10株は将来発行される予定です)。一方、残りの16,247株は、必要に応じて当社CEOの決定により随時発行されることになっております。

上記の27,000株のうち、2009年12月31日現在において、2007年12月31日に発行が可能となった3,265株、2008年12月31日に発行が可能となった279株、2009年12月31日に発行が可能となる予定であった株式のうち2009年5月15日に早期に発行が可能となった75株、及びCEOの決定により随時発行される株式のうち14,788株の合計18,407株がすでに発行されております。この結果、上記の27,000株のうち、2009年12月31日現在における未発行株式数は8,593株となっております。

なお、当該8,593株のうち、2009年12月31日に発行が可能となった150株及びCEOの決定により発行される487株の合計となる637株が2010年2月24日に発行されております。

4 2014年10月7日、当社の2014年度定時株主総会にて、授權資本を増加させることに関する議案が特別決議により可決されました。これにより発行可能株式総数は、2,500,000株から10,000,000株(うち、普通株式分が9,100,000株、優先株式分が900,000株)に増加しました。

また、同定時株主総会において、額面20香港ドルの払込済株式の額面を1株あたり19.99香港ドル減額し、1株あたり払込済額面を0.01香港ドルとすることにより、発行済普通株式の株式資本を45,499,995.80香港ドルから22,750.00香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を4,500,000.00香港ドルから2,250.00香港ドルにそれぞれ減額し、当該減額分を発行可能株式資本として、額面0.01香港ドルの新たな株式の発行を可能とすること(以下、「発行済株式の額面の減少」といいます。)が特別決議にて承認されました。なお、これは発行済株式の額面のみを減少するものであり、発行済株式数は減少しません。ただし、この発行済株式の額面の減少は、ケイマン諸島の一般裁判所(以下「裁判所」といいます。)にて許可されること、またケイマン諸島における会社登記局により、裁判所の承認が登記されることが条件となっております。

なお、同定時株主総会において、発行済株式の額面の減少とあわせて、1株につき額面20香港ドルの未発行の発行可能株式を額面0.01香港ドルの2,000株に変更し、授權株式を総額200,000,000香港ドル、額面0.01香港ドル18,200,000,000株の普通株式及び額面0.01香港ドル1,800,000,000株の優先株式に変更し、一株あたりの額面価額を減少(以下、「未発行株式の額面の減少」といいます。)することについても普通決議にて承認されておりますが、これについても、発行済株式の額面の減少の効力と同時に効力が発生いたします。

2015年2月27日、発行済株式の額面の減少と未発行株式の額面の減少がいずれも裁判所にて承認され、登記手続が完了したことにより、2015年3月3日付で有効となりました。1株当たりの額面が0.01香港ドルとなったことから、当該時点以後に株式が新たに発行される場合には、発行価額(払込額)にかかわらず、1株当たり0.01香港ドルが当社の払込資本(資本金)として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれます。従って新株発行の際、1株当たり0.01香港ドルが、200,000,000香港ドルの授權資本から使用されることとなります。変更後の授權資本(200,000,000香港ドル)は、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株及び1株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,800,000,000株により構成されております。

従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権数並びにその行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額は以下のとおりです(2018年12月31日現在)。

	新株予約権の数 (個)	発行価額 (1株当たり)	資本組入額 (1株当たり)
従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	-	-	-

発行済株式

記名・無記名の別 額面・無額面の別	種類	事業年度末現在発行 数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
額面価額0.01香港ドル の記名株式	普通株式	31,226,814.79株	31,226,814.79株	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権を有する当社の 普通株式
額面価額0.01香港ドル の記名株式	優先株式 - A種	225,000.00株	225,000.00株	非上場	完全議決権を有する当社の 優先株式

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

マッコーリー・バンク・リミテッドに発行された2種類の行使価額修正条項付新株予約権(シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権)の新株予約権数並びにその行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額は以下のとおりです(2018年12月31日現在)。

(i) シリーズ1新株予約権

割当日	未行使新株予約権 数	種類	株式発行数	発行価額 (1株当たり)	資本組入額 (1株当たり)	行使期間	譲渡	その他
2018年 10月10日	1,924,000	普通株式	1,924,000	各行使請求の効力発 生日の直前取引日の 当社普通株式の終値 の90%	0.01香港ドル	2018年10月10日から 2020年10月9日まで	譲渡可	-

(ii) シリーズ2新株予約権

割当日	未行使新株予約権 数	種類	株式発行数	発行価額 (1株当たり)	資本組入額 (1株当たり)	行使期間	譲渡	その他
2018年 10月10日	6,500,000	普通株式	6,500,000	行使価額はシリーズ 1新株予約権全部完 了日(注)の終値、 又は行使価額修正条 項付新株予約権に転 換された場合、各行 使請求の効力発生日 の直前取引日の当社 普通株式の終値の 90%	0.01香港ドル	シリーズ1新株予約権 全部完了日(注)から 2020年10月9日まで	譲渡可	-

(注) シリーズ1新株予約権が全てが行使され、当社により取得され、あるいは、その他の理由で存在しなくなった日。なお、シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権のより詳細は「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数及び資本金等の推移】(2018年12月31日現在)

年 月 日	概要	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金等増減額 (米ドル)*	資本金等残高 (米ドル、括弧内は円) *
2010年2月24日	取締役及び従業員報酬制度に 関連する株式発行	普通株式 1,362	1,515,305.79	181,938	384,004,236 (42,624,470,205)
2013年12月20日から 2014年7月2日まで	行使価額修正条項付新株予約 権に関連する株式発行	普通株式 706,594	2,221,899.79	3,789,372	387,793,608 (43,045,090,520)
2014年3月4日から 2014年6月5日まで	取締役及び従業員報酬制度に 関連する株式発行	普通株式 53,100	2,274,999.79	342,998	388,136,606 (43,083,163,263)
2014年8月6日	A種優先株式に関連する株式 発行	優先株式 225,000	2,499,999.79	670,385	388,806,991 (43,157,575,956)
2015年5月4日	第三者割当(デット・エクイ ティ・スワップ)により株式 発行	普通株式 277,777	2,777,776.79	1,176,279	389,983,269 (43,288,142,898)
2015年8月19日から 2015年12月29日まで	行使価額修正条項付新株予約 権に関連する株式発行	普通株式 481,041	3,258,817.79	877,505	390,860,774 (43,385,545,921)
2015年12月22日	第三者割当(デット・エクイ ティ・スワップ)により株式 発行	普通株式 4,905,631	8,164,448.79	11,090,076	401,950,850 (44,616,544,370)
2016年1月1日から 2016年12月30日まで	行使価額修正条項付新株予約 権に関連する株式発行	普通株式 14,710	8,179,158.79	20,841	401,971,691 (44,618,857,731)
2016年5月24日	第三者割当により株式発行	普通株式 500,000	8,679,158.79	371,795	402,343,486 (44,660,126,963)
2016年7月13日	第三者割当により株式発行	普通株式 570,000	9,249,158.79	424,577	402,768,063 (44,707,255,001)
2016年12月22日	第三者割当により株式発行	普通株式 500,000	9,749,158.79	192,618	402,960,681 (44,728,635,568)
2016年12月23日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 2,000,000	11,749,158.79	801,028	403,761,709 (44,817,549,730)
2017年1月11日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 2,442,000	14,191,158.79	1,325,139	405,086,848 (44,964,640,142)
2017年1月1日から 2017年8月17日まで	行使価額修正条項付新株予約 権に関連する株式発行	普通株式 1,793,323	15,984,481.79	3,077,484	408,164,332 (45,306,240,816)
2018年5月11日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 1,144,100	17,128,581.79	495,571	408,659,903 (45,361,249,207)
2018年6月14日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 1,855,900	18,984,481.79	779,445	409,439,347 (45,447,767,571)
2018年6月21日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 5,891,333	24,875,814.79	3,147,245	412,586,593 (45,797,111,804)
2018年6月22日	新株予約権に関連する株式発 行	普通株式 2,000,000	26,875,814.79	841,592	413,428,185 (45,890,528,505)
2018年10月10日から 2018年11月29日まで	行使価額修正条項付新株予約 権に関連する株式発行	普通株式 4,576,000	31,451,814.79	4,333,723	417,761,908 (46,371,571,743)

(注) 1 * 資本金等には、資本金及び資本準備金が含まれております。

2 2018年度において、行使価額修正条項付新株予約権の行使により増加した株式数は4,576,000株で、増加した資本金の額は、4,334千米ドル(481百万円)です。

3 2018年12月31日現在における新株予約権及びオプションの残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額については、「(1)株式の総数等」の注記をご参照下さい。

(5) 【所有者別状況】

(2018年12月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府、地方政府 及び公共団体	個人	金融機関	証券会社	その他法人	非居住者	計
実質株主数 (人)	2	18,193	5	4	95	173	18,472
所有株式数 (株)	12,030,000	26,100,888,000	263,108,247	278,499,000	1,763,466,825	3,033,822,719	31,451,814,790
所有株式数の割合 (%)	0.038%	82.987%	0.837%	0.885%	5.607%	9.646%	100.000%

(注) ホースフォード・ノミニーズ・リミテッドにより所有されている株式数は、その実質株主に基づき区分されております。

(6) 【大株主の状況】

(2018年12月31日現在)

	氏名又は名称	住所	株式の種類	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) ¹
1	LIE WAN CHIE	GREENWOOD AVENUE, SINGAPORE	普通株式	1,210,000	3.85%
2	ONE HEART INTERNATIONAL LIMITED 2	TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS	普通株式	804,488	2.56%
3	KOTEGAWA TAKASHI	東京都港区	普通株式	550,000	1.75%
4	WATANABE SADA0	東京都板橋区	普通株式	340,000	1.08%
5	JIYO PIYOU	埼玉県川口市	普通株式	275,919	0.88%
6	日本証券金融株式会社	東京都中央区	普通株式	256,550	0.82%
7	CBHK-FUBON SEC CO LTD-グ ローバル	東京都新宿区	普通株式	245,291	0.78%
8	SGPITAKUGUCHI	東京都中央区	普通株式	229,212	0.73%
9	ESTHER MO PEI PEI	SUMMER PLACE, SINGAPORE	優先株式	225,000	0.72%
10	UBS AG シンガポール	東京都新宿区	普通株式	208,057	0.66%
			合計	4,344,517	13.81%

(注) 1 . 2018年12月31日付で当社の発行済株式総数は31,451,814.79 (普通株式及び優先株式) 株です。

2 . One Heart International Limitedの持分は、当社CEOのレン氏が100%保有しております。

2 【配当政策】

当社は、まだ配当の宣言及び支払を行ったことはありません。

当社は、過去において、事業の拡大を配当の分配に優先させて参りました。現在、当社は、現経営陣のもとで、事業を拡大し、配当の宣言及び支払を可能とするため努めております。

なお、配当の決定機関については「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要」をご参照下さい。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月	最高(円)	最低(円)
第11期事業年度	2014年12月	1,000	406
第12期事業年度	2015年12月	870	171
第13期事業年度	2016年12月	490	49
第14期事業年度	2017年12月	348	158
第15期事業年度	2018年12月	894	62

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場及び市場第二部におけるものです。(当社は、2015年5月1日に市場第二部に移行しました。)

(2)【当該事業年度における最近6月間の月別最高・最低株価】

年月	最高(円)	最低(円)
2018年7月	539	224
2018年8月	389	192
2018年9月	342	219
2018年10月	296	97
2018年11月	134	79
2018年12月	102	62

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

4【役員状況】

(1) 取締役及び経営幹部の経歴及び所有株式数等(2019年3月28日現在)

取締役の経歴及び所有株式数等

男性2名、女性1名(役員のうち女性の比率:33.33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式の種類	所有株式数(株)	就任日	
取締役会長兼最高経営責任者(Chairman of the Board of Directors and Chief Executive Officer)及び最高財務責任者(Chief Financial Officer)	レン・イー・ハン (Lian Yih Hann)	1970年3月22日生	1994年	ペンシルバニア大学 (University of Pennsylvania)卒業(優等の成績)(上智大学に交換留学)	なし	普通株式*	804,488	2013年5月23日
			1994年 - 1996年	日鐵商事株式会社(エナジー・プロジェクト・オフィサー)				
			1996年 - 2000年	Nomura/JAFCO Investment (Hong Kong) Limited(インベストメントマネージャー)				
			2000年 - 2001年	Inphomatch Asia(台湾)の共同創業者兼CEO。Inphomatch(米国:主に携帯電話におけるインタラクティブメッセージング事業を世界で展開)に出資。同社よりアジア地域における独占的ライセンスを受けて台湾でInphomatch Asiaを設立し、アジアで事業展開。Inphomatch(米国)は最終的には2006年にSybaseに425百万ドルで買収された。				
			2004年 - 2007年	BBMF Corporation(2006年まで米国ナスダックOTCブリテンボードに上場)の共同創業者兼CEO。携帯ゲーム等の開発・配信のライセンスを他社から受け(例えば下記のようにアトラスやテレビ東京ブロードバンド等)、中国等の開発拠点で廉価なコストで携帯ゲーム等を開発しその配信(直接NTT Docomo等の携帯キャリアに配信)により利益をあげるというビジネスモデルにより事業を積極的に展開した。				

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式の種類	所有株式数(株)	就任日
			<ul style="list-style-type: none"> ・2004年には株式会社ビービーエムエフ (BBMF Corporationの100%子会社) の社長就任。2010年に社名をmenue株式会社に變更、現在の株式会社ビーグリー (2017年3月に東証マザーズ上場)。(http://www.beaglee.co.jp/) 株式会社ビービーエムエフには2007年12月末まで在籍。 ・2004年には、BBMF Corporationは株式会社アトラス (株式会社インデックス・ホールディングス (ジャスダック上場) の子会社となった後同社に吸収合併) から総額6.7百万ドルの出資を受け、同時に、株式会社ビービーエムエフが、BBMF Corporationを通じて株式会社アトラスからモバイル事業及び女神転生その他一切のゲームタイトルについての開発・配信権を取得し、携帯ゲーム等の携帯用アプリ配信事業を展開。 ・2005年には株式会社アーティストハウス (メディアコンテンツ事業) (東証マザーズ上場。ただし2009年にマザーズ上場廃止) との間で資本提携を実施。 ・2006年には株式会社ビービーエムエフは日興アントファクトリー株式会社 (現在はアント・キャピタル・パートナーズ株式会社) による24億円の出資を受け入れて事業拡大。 ・2005年にテレビ東京ブロードバンド株式会社との間でテレビ東京の管理するコンテンツに関する携帯用ゲームの開発・配信の5年間の独占ライセンスの付与を受けた。 				

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式の種類	所有株式数(株)	就任日
			<p>・2006年にはデザインエクスチェンジ株式会社 (Web コマース事業) (東証マザーズ上場。ただし2011年にマザーズ上場廃止) との間で資本提携を実施。</p> <p>・2003年、中国の最大手のインターネット企業である Tencent Holdings Ltd. との間で、Tencent に対して日本及び韓国の携帯ゲームを配信する独占的なパートナーとなる4年契約を締結した。</p>				
			2005年2月 - 12月	株式会社アトラスモバイル (株式会社ビービーエムエフの100%子会社で、モバイル用ゲームソフトウェアの開発及び販売。2007年11月に清算) を設立し、同社代表取締役。			
			2005年6月 - 8月	ボーステック株式会社 (株式会社ビービーエムエフの子会社で、Webコマース事業。2009年にmenue株式会社に吸収合併) 取締役。			
			2005年6月 - 12月	ボーステックモバイル株式会社 (ボーステック株式会社の100%子会社で、Webコマース事業。2007年に清算) 取締役。			
			2005年8月	マーベラス・グループ・リミテッド (BBMF Corporation の100%子会社。証券投資業) を設立し、同社取締役就任。			

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式の種類	所有株式数(株)	就任日
			2005年 - 2006年	デザインエクステンジ株式会社 の社外取締役(2005年12月 - 2006年3月)及び取締役(2006年6月 - 2006年8月)就任。なお、同社は2011年に民事再生手続の申請。				
			2012年 - 2013年	Inphosoft Pte. Ltd. (Inphosoftグループの持株会社)の取締役に2012年6月1日就任。当社への経営参画を視野に入れ2013年4月17日に退任。				
			2012年 - 2013年	トロント証券取引所のベンチャーボードに上場しているGinsms Inc.(携帯会社に対するショートメッセージサービスの提供等を展開している。)の取締役に2012年12月3日就任。当社への経営参画を視野に入れ2013年4月15日に取締役辞任届出を提出し、同月30日に正式に同社取締役会から退任の承認を受ける。				
取締役	原野 直也 (Harano Naoya)	1952年12月5日生	1971年3月	長崎県立佐世保北高等学校卒業	なし	該当なし	-	2013年7月8日
			1986年4月	株式会社アトラス代表取締役社長(プリント倶楽部(プリクラ)や女神転生等のヒット作を生み出すことに貢献)				
			2001年4月 - 2007年6月	株式会社アトラス取締役会長				
			2003年6月 - 2005年6月	株式会社タカラ(現株式会社タカラトミー)取締役				
			2005年6月	株式会社タカラ(現株式会社タカラトミー)取締役退任				
			2013年1月	CARLEMANY AIRLINE S.A顧問				

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式の種類	所有株式数(株)	就任日
取締役	チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing)	1970年9月26日生	1992年2月	南カリフォルニア大学 (University of Southern California) 卒業2007年同大学にてMBAを取得	なし	該当なし		2013年7月8日
			1993年 - 1994年	PRO-TECH POWER INCORPORATED (カリフォルニア) (製造受託事業) でマネージング・ディレクター付きの秘書役				
			1994年 - 1998年	INGRID MILLET PARIS (台湾) (化粧品医療品事業) でCEO付きの秘書役				
			1998年 - 2000年	William E. Connor (Taiwan) Ltd. (人材派遣及びマーケティング業) でマネージング・ディレクター付きの秘書役				
			2000年 - 2005年	Contempo (Taiwan) Ltd. (衣料ファッション関連事業) でCEO付きの秘書役				
			2005年 - 2007年	Contempo Ltd. (衣料ファッション関連事業) でヴァイス・プレジデント				

(注) 当社の附属定款は、各年次株主総会において、当該時点での取締役(取締役会議長及び最高経営責任者を除きます。)の3分の1(又は、取締役の人数が3の倍数でない場合、3分の1を上回らない3分の1に最も近い人数)は、輪番制により退任し、年次株主総会において再任されることがあります。下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照下さい。

* レン氏が持分を100%保有するOne Heart International Limitedを通して保有。

(2) 取締役の報酬

2018年度取締役の報酬

	合計(千米ドル)	(百万円)
取締役の報酬	200	22
給料	-	-
交際費	-	-
株式報酬	-	-
賞与	-	-
その他	-	-
合計	200	22

(注) 上記の数字は、2018年12月31日に終了した事業年度における当社の取締役についてのものであり、当社グループによる雇用に基づく給与、諸手当その他の手当が含まれております。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

経営体制

当社グループの業務は、究極的には当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在3名の取締役で構成されており、2018年12月31日現在その内2名が独立取締役です。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。当社の取締役会は、各独立取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会会長又は業務執行取締役以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会会長及び業務執行取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたるCEO、当社の財務会計業務にあたる最高財務責任者（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任することができます。取締役会によって構成される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の取締役1名及び独立取締役1名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社は2005年11月17日の取締役会決議により、2名の取締役によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル（222百万円）未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による義務の履行は、常に当社の取締役会によって監視・監督されます。

当社グループは、このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、経営陣と株主との間での利益の均衡を図っております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）及び実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、当社及び子会社の内部統制の確立を図っております。日本版SOX法及び2018年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、当社の内部監査チームが財務部門と共同で2018年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。また、同法を遵守し、2018年度における財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、当社経営陣及び財務部門は自己評価を行っただけでなく、独立監査人であるRSM清和監査法人及びRSM香港らとともに、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行うため協力しました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書はRSM清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

監査体制

当社は、監査委員会を設置し、2018年12月31日現在監査委員会は当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成されております。監査委員会の目的は、() 当社の四半期及び年次の財務情報、() 外部及び内部の監査報告書、並びに() 経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

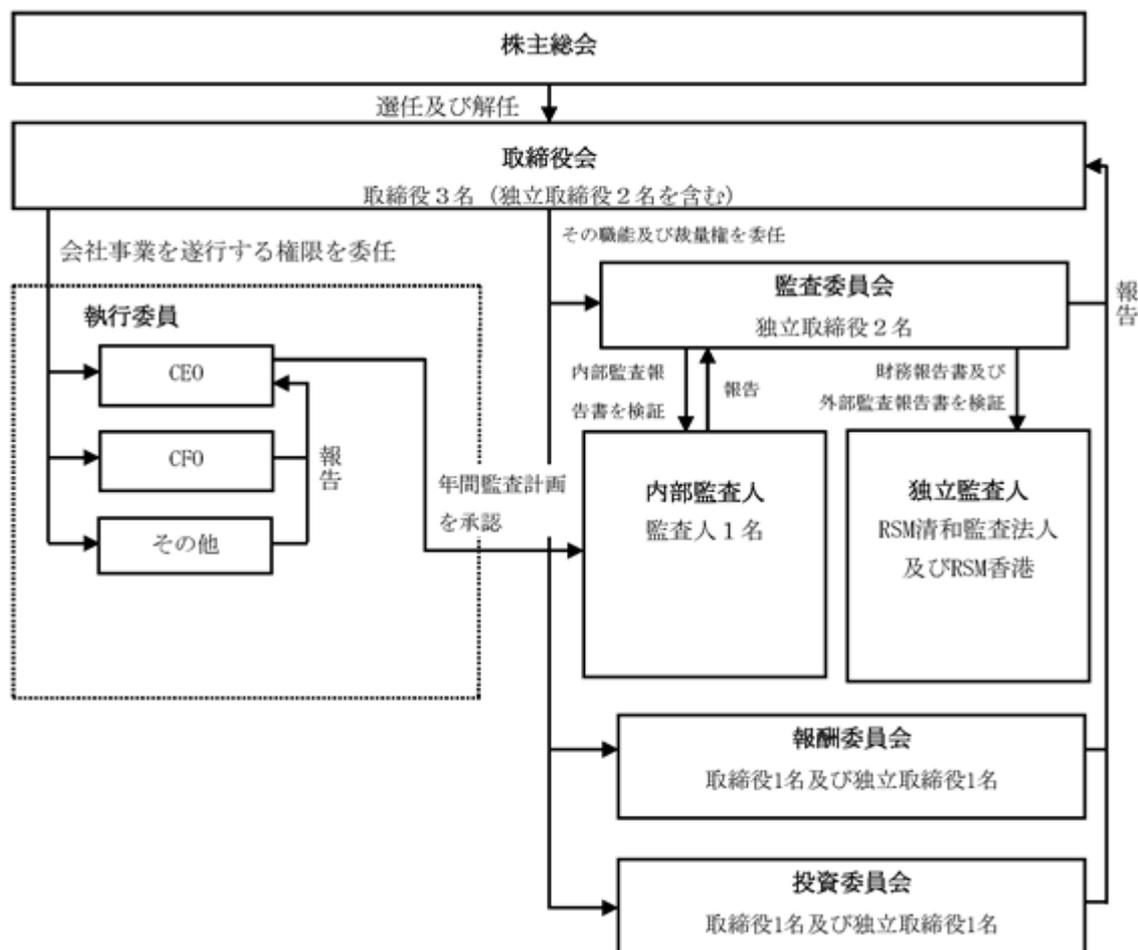
監査委員会は、最低2名の取締役によって構成されます。監査委員会の最低半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (a) 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役会に提供すること。
- (b) 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (c) 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、RSM清和監査法人が、当社の独立監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本における一般に公正妥当と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本GAAPに基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。RSM清和監査法人及びRSM香港は、2018年12月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書はRSM清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

2018年12月31日現在



独立取締役に関する事項

(a) 独立取締役の人数

当社は2013年7月に、2名の独立取締役を任命しております。

(b) 独立取締役と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係

2018年に独立取締役、監査委員会委員と当社の間には、人的関係及び取引関係はありません。資本関係については、「4 役員の方況」に記載されております。

(c) コーポレート・ガバナンスにおける独立取締役の職務及び役割並びに当社の方針における独立取締役の選任状況における考え方

当社取締役会は、独立取締役の独立性に関して以下の基準を適用しております。

取締役としての判断の独立性や取締役会での協議において説得的かつ有益な貢献を果たす能力を著しく制限する、又は取締役として当社利益を最大化するよう行動する能力を制限する事業上の関係を有していないこと。

通常の事業運営において当社と取締役が関与する企業との間に何らかの契約が存在する場合、これらの契約は双方の企業にとっての重要性に基づき審査されます。これらの基準を適用することにより、当社取締役会は、全ての非業務執行取締役についてその独立性が担保されるものと認識しております。

2018年12月31日現在、当社の2名の独立取締役は、上記の独立取締役の独立性に関する基準に基づき選任されていることから、当社はこれら2名の独立取締役の独立性は満たされていると考えております。

当社独立取締役の役割は、当社のディスクロージャーに関する透明性を高めることを促進するとともに、債権者、サプライヤー及び従業員に関する経営陣の決定を評価することにあります。独立取締役は、取締役会の構成員として、高度な経営戦略、リスク評価及び業績評価に関わる経営陣の決定にその経験や知見を提

供しております。非業務執行取締役は、その地位の独立性により、取締役の報酬、M&A、後継人事の策定及び監査といった重要な事項に関する評価の際には、当社に客観的な視点をもたらしております。

当社独立取締役の有する幅広い専門性と特定分野における専門的知見に照らして、当社は、2名の独立取締役は当社のコーポレート・ガバナンス体制を実効的に機能させるのに十分な人数であると考えております。

- (d) 独立取締役による監督及び監査と内部監査、監査委員会による監査及び会計監査との相互連携、並びに独立取締役による監督及び監査と内部統制システムとの関係

監査委員会委員である独立取締役は、監査委員会による監査を通じて監査を行います。内部監査人は、経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、監査報告書を監査委員会へ提出し、監査委員会は同報告書の確認及び検討を行います。また、監査委員会は独立監査人による監査報告書を検証します。

監査委員会は、経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査を行っております。

監査委員会委員でない独立取締役がいる場合、当該独立取締役は、当社の日常的な監査及び監督を直接行いませんが、当社の運営に関する重要事項について定期的に報告を受けます。

取締役の報酬等の額

- (a) 当社から取締役に対して支給されている報酬等の額

自2018年1月1日 至2018年12月31日

		報酬の種類			取締役の数
		報酬合計	基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (独立取締役を除く)	(千米ドル)	-	-	-	1
	(百万円)	-	-	-	
独立取締役	(千米ドル)	200	200	-	2
	(百万円)	22	22	-	

- (b) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

該当事項はありません。

- (c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の定款によると、取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。当社取締役は、当社の取締役の報酬の額の決定に関する方針に基づき、規模において当社と類似し国際的視野を有する企業と同程度の基本報酬を受領しており、報酬委員会が定める業績目標を達成することにより、より多くの報酬総額を受けることができます。報酬委員会は、取締役会の決議により決定される2名以上の構成員で構成されるものとし、かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会(場合に応じます。)が合意する割合・方法で(かかる合意がない場合には均等に)取締役会の構成員間で分配されます。2018年12月31日現在、報酬委員会は2名の取締役により構成されており、内1名は執行役員ではない独立取締役です。但し、報酬算定期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、在職期間に関する報酬について当該一部期間分のみ受領する権利を有するものとし、かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。

内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されております。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、CEOの承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続を()計画、()実施、()報告及び()フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、()誠実性、()客観性、()正確性、()分析、()丁寧さ及び()秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としております。内部監査人は、実査をする際には、()運営上の統制を監視し、()かかる統制がどのように管理されているかを調査し、()統制状況を証明する原始書類まで遡り項目を追跡し、()ウォークスルーテストを行った上、()実証・詳細のテストを実施するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。独立監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、独立監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

当社の内部監査チームは、日本版SOX法及び2018年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、財務部門と共同で2018年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。

株式の保有状況

- (a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの
該当事項はありません。
- (b) 投資株式のうち保有目的が純投資目的であるもの
該当事項はありません。

監査法人について

- (a) RSM清和監査法人（RSMインターナショナルの加盟法人）に所属する公認会計士である、大塚貴史及び金城琢磨が2018年12月期の監査業務を行いました。
- (b) 補助者の構成
公認会計士 2名
その他 3名
(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千米ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (千米ドル(百万円))	監査証明業務に基づく報酬 (千米ドル(百万円))	非監査業務に基づく報酬 (千米ドル(百万円))
提出会社	283 (31)	34 (4)	296 (33)	34 (4)
連結子会社	143 (16)	5 (1)	148 (16)	4 (0)
計	426 (47)	39 (4)	444 (49)	38 (4)

(注) 当社及び連結子会社は、当社の会計監査人であるRSM清和監査法人と同一のネットワークに属するRSMの監査を受けており、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額には、当該監査報酬を含めております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	提出会社 (千米ドル(百万円))	連結子会社 (千米ドル(百万円))	提出会社 (千米ドル(百万円))	連結子会社 (千米ドル(百万円))
会計関連報酬	34 (4)	4 (0)	34 (4)	3 (0)
税務報酬	- (-)	1 (0)	- (-)	1 (0)
その他の報酬	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	34 (4)	5 (1)	34 (4)	4 (0)

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務書類は、財務諸表等規則第131条第4項の規定の適用を受けております。
- (4) 当社の財務書類は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=111.00円で換算された金額であります。金額は、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、RSM清和監査法人により監査を受けております。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表等】

【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2017年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 2018年12月31日 (単位：百万円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2,352	261	8,420	935
売掛金	1,376	149	14,007	1,445
未収入金	95	11	42	5
その他	545	60	657	73
流動資産合計	6,768	751	13,127	1,457
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	204	23	227	25
減価償却累計額	191	21	198	22
建物及び構築物(純額)	13	1	30	3
工具、器具及び備品	659	73	503	56
減価償却累計額	566	63	377	42
工具、器具及び備品(純額)	94	10	126	14
有形固定資産合計	107	12	156	17
無形固定資産				
のれん	15,656	1,738	4,454	494
ソフトウェア	479	53	367	41
ソフトウェア仮勘定	44	5	206	23
顧客関連無形資産	1,373	152	842	93
契約関連無形資産	1,981	220	1,549	172
無形固定資産合計	19,534	2,168	7,417	823
投資その他の資産				
関係会社株式	842	93	453	50
投資その他の資産合計	1,842	193	1,453	150
固定資産合計	20,483	2,274	8,027	891
資産合計	27,251	3,025	21,154	2,348
負債の部				
流動負債				
買掛金	1,118	124	1,314	146
短期借入金	660	73	662	73
未払法人税等	473	52	430	48
未払金	1,087	121	1,315	146
未払費用	2,173	241	2,249	250
前受収益	59	7	7	1
その他	59	7	120	13
流動負債合計	5,629	625	6,097	677
固定負債				
長期借入金	3,327	369	3,528	392
繰延税金負債	46	5	17	2
固定負債合計	3,373	374	3,545	393
負債合計	9,002	999	9,642	1,070
純資産の部				
株主資本				
資本金	20	2	40	4
資本剰余金	432,059	47,959	441,637	49,022
利益剰余金	382,099	42,413	398,561	44,240
株主資本合計	49,981	5,548	43,116	4,786
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定	2 34,880	2 3,872	2 34,853	2 3,869
その他の包括利益累計額合計	34,880	3,872	34,853	3,869
新株予約権	198	22	108	12
非支配株主持分	2,949	327	3,140	349
純資産合計	18,248	2,026	11,512	1,278
負債純資産合計	27,251	3,025	21,154	2,348

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：百万円)
売上高	10,160	1,128	12,152	1,349
売上原価	6,800	755	10,307	1,144
売上総利益	3,360	373	1,845	205
販売費及び一般管理費				
役員報酬	175	19	200	22
給料及び手当	992	110	1,330	148
広告宣伝費	5	1	24	3
減価償却費	446	50	966	107
のれん償却額	1,595	177	863	96
貸倒引当金繰入額	6	1	20	2
支払手数料	1,168	130	1,673	186
地代家賃	345	38	412	46
その他	798	89	1,221	136
販売費及び一般管理費合計	5,530	614	6,709	745
営業損失()	2,170	241	4,864	540
営業外収益				
受取利息及び配当金	0	0	7	1
為替差益	286	32	-	-
受取手数料	18	2	-	-
補助金収入	25	3	67	7
営業外収益合計	329	37	74	8
営業外費用				
支払利息	459	51	315	35
為替差損	-	-	227	25
持分法による投資損失	114	13	368	41
その他	40	4	-	-
営業外費用合計	613	68	910	101
経常損失()	2,454	272	5,700	633
特別利益				
固定資産除売却益	2	0	-	-
段階取得に係る差益	4,513	501	-	-
新株予約権戻入益	64	7	28	3
特別利益合計	4,579	508	28	3
特別損失				
固定資産除売却損	-	-	3	0
減損損失	-	-	10,568	1,173
特別損失合計	-	-	10,572	1,173
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,125	236	16,243	1,803
法人税、住民税及び事業税	401	45	28	3
法人税等合計	401	45	28	3
当期純利益又は当期純損失()	1,724	191	16,272	1,806
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	454	50	190	21
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,270	141	16,462	1,827

【連結包括利益計算書】

	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：百万円)
当期純利益又は当期純損失()	1,724	191	16,272	1,806
その他の包括利益				
為替換算調整勘定	1 268	1 30	1 32	1 4
持分法適用会社に対する持分相当額	1 47	1 5	1 21	1 2
その他の包括利益合計	220	24	11	1
包括利益	1,503	167	16,260	1,805
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益	1,035	115	16,435	1,824
非支配株主に係る包括利益	468	52	175	19

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	15	427,662	383,369	44,308	34,645	34,645
当期変動額						
新株の発行	5	4,397	-	4,403	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,270	1,270	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	235	235
当期変動額合計	5	4,397	1,270	5,673	235	235
当期末残高	20	432,059	382,099	49,981	34,880	34,880

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	432	-	10,095
当期変動額			
新株の発行	158	-	4,244
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	75	2,949	2,639
当期変動額合計	234	2,949	8,153
当期末残高	198	2,949	18,248

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	2	47,470	42,554	4,918	3,846	3,846
当期変動額						
新株の発行	1	488	-	489	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	141	141	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	26	26
当期変動額合計	1	488	141	630	26	26
当期末残高	2	47,959	42,413	5,548	3,872	3,872

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	48	-	1,121
当期変動額			
新株の発行	18	-	471
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	327	293
当期変動額合計	26	327	905
当期末残高	22	327	2,026

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	20	432,059	382,099	49,981	34,880	34,880
当期変動額						
新株の発行	20	9,578	-	9,598	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	16,462	16,462	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	27	27
当期変動額合計	20	9,578	16,462	6,865	27	27
当期末残高	40	441,637	398,561	43,116	34,853	34,853

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	198	2,949	18,248
当期変動額			
新株の発行	291	-	9,306
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	16,462
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	201	190	419
当期変動額合計	90	190	6,737
当期末残高	108	3,140	11,512

(単位 : 百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	2	47,959	42,413	5,548	3,872	3,872
当期変動額						
新株の発行	2	1,063	-	1,065	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,827	1,827	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	3	3
当期変動額合計	2	1,063	1,827	762	3	3
当期末残高	4	49,022	44,240	4,786	3,869	3,869

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	22	327	2,026
当期変動額			
新株の発行	32	-	1,033
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,827
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	22	21	47
当期変動額合計	10	21	748
当期末残高	12	349	1,278

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失()	2,125	236	16,243	1,803
減価償却費	592	66	1,215	135
のれん償却額	1,595	177	863	96
段階取得に係る差損益(は益)	4,513	501	-	-
受取利息及び受取配当金	0	0	7	1
支払利息	459	51	315	35
新株予約権戻入益	64	7	28	3
為替差損益(は益)	213	24	64	7
持分法による投資損益(は益)	114	13	368	41
固定資産売却損益(は益)	2	0	3	0
減損損失	-	-	10,568	1,173
売上債権の増減額(は増加)	2,382	264	231	26
仕入債務の増減額(は減少)	113	13	195	22
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,048	116	112	12
その他の流動負債の増減額(は減少)	927	103	366	41
小計	2,282	253	2,662	295
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	60	7	95	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,341	260	2,757	306
投資活動によるキャッシュ・フロー				
利息及び配当金の受取額	0	0	7	1
有形固定資産の取得による支出	91	10	138	15
無形固定資産の取得による支出	57	6	450	50
子会社株式の追加取得による支出	3 353	3 39	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	501	56	582	65
財務活動によるキャッシュ・フロー				
新株発行による収入	4,244	471	9,306	1,033
新株予約権の買入による支出	11	1	-	-
新株予約権の発行による収入	-	-	229	25
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,233	470	9,536	1,058
現金及び現金同等物に係る換算差額	28	3	129	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,363	151	6,068	674
現金及び現金同等物の期首残高	989	110	2,352	261
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,352	1 261	1 8,420	1 935

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失16,462千円(1,827百万円)を計上し、前連結会計年度から引き続き営業損失4,864千円(540百万円)を計上しております。営業活動によるキャッシュ・フロー支出は2,757千円(306百万円)となっております。

前連結会計年度の第3四半期に、Activate Interactive Pte. Ltd. (以下「Activate」といいます。)が当社グループの連結子会社となってから同社の売上高を連結し、また、新華モバイル・リミテッド(以下「新華モバイル」といいます。)及び新華モバイル(香港)リミテッド(以下「新華モバイル(香港)」といいます。)によるライセンス事業に伴う売上高も連結しておりますが、営業費用が依然として高いこと、そして、ライセンス事業に関しては本連結会計年度に想定していた契約の締結及びそれに伴う売上を実現できなかったことから、当社グループは当連結会計年度においても継続して営業損失を計上しております。また、当社グループのキャッシュ・フローは非常に厳しいため、引き続き既存の借入金を返済するための資金が不足しております。これらの状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

GINSMS Inc. (以下「GINSMS」といいます。)は現在、A2Pメッセージング・サービスにフォーカスしております。GINSMSの事業は、成長してきましたが、主要な顧客の喪失により当第1四半期連結累計期間において減損損失を認識しております。GINSMSは現在保有している資金で新たな顧客を獲得することにより継続的な成長に注力する見込みです。

また、前連結会計年度第3四半期中に連結子会社化したActivateは、モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析のヘルスケア事業を提供しており、また新華モバイル及び新華モバイル(香港)は、前連結会計年度第3四半期よりライセンス事業を開始しました。

さらに、Beat Chain Pte. Ltd.は、2018年度第2四半期連結累計期間にライセンス事業の一部として、メンタル、フィジカル・ヘルス・レコード及びその他の分野のデータをクロノロジカル(時系列)に保存・管理することを目的とした、健康医療分野でのエコシステムの運営を可能にするブロックチェーン技術を利用した健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発に着手しております。

2018年10月10日付で、当社は、今後10年間の当社グループの中核事業となることを企図している暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発するための資金を調達することを目的に、第三者割当によりマッコーリー・バンク・リミテッドに2種類の行使価額修正条項付新株予約権(以下「シリーズ1新株予約権」及び「シリーズ2新株予約権」又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行しました。最近の当社の株価の低迷により2018年12月から新株予約権の行使はありませんが、当社グループは、今後、当社の株価が早期に回復しできるだけ多くの新株予約権が行使されることで当社が資金を調達できることを期待しております。

上記のような各方策により当社グループの事業の成長と拡大を図ることを企図しておりますが、上記のとおり、当社グループのキャッシュ・フローは厳しいため、引き続き既存の借入金を返済するための資金が不足していることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況を解消するため、当社グループは継続的に経費削減を実施し、更に資金調達できる機会を模索し、また、当社の既存事業及び新規事業とのシナジーが期待できる潜在業務提携先の発掘も行っています。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・イン・フローの双方の観点から、新規事業の開発を着実に進めるほか、事業のリストラクチャリングも含めた様々な手法により成長の機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、新規事業の開発、本新株予約権の行使によって調達できる資金の額、事業のリストラクチャリング及び事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

アジア

新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド

新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)・リミテッド

新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)・リミテッド

新華モバイル(香港)リミテッド

GIN International Limited

Inphosoft Singapore Pte. Ltd.

Activate Interactive Pte. Ltd.

Beat Chain Pte. Ltd.

その他：8社

カナダ

GINSMS Inc.

米国

ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク

その他の地域：3社

Beat Chain Pte. Ltd.を新たに設立したため、連結範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2社

持分法適用会社の名称

北京華声・ファイナンシャル・インフォ・アンド・テック・カンパニー・リミテッド

北京華声・ファイナンシャル・インベストメント・カンパニー・リミテッド

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～20年

工具、器具及び備品 1～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

顧客関連無形資産 3年

契約関連無形資産 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、主として個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により機能通貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により米ドルに換算し、収益及び費用は期中平均相場により米ドルに換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。また、負ののれんは発生時に特別利益として計上していません。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結財務諸表等の円換算額

「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信相場（仲値）、1米ドル=111円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

前連結会計年度における日本円表示は当期のレートを使用して換算しております。

機能通貨の変更

当社の機能通貨は、2007年度の連結会計年度から人民元であり、報告通貨は米ドルで表示されておりますが、2016年9月にフォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド及びその子会社を売却したこと及び2017年8月にActivateの連結子会社化が完了したことをもって、当社の主たる経営環境は大きく変わりました。それ以来、当社の主な収益は、機能通貨を人民元としていた中国で事業を行う子会社の営業活動から得られなくなっております。従って、当社は2018年1月1日から機能通貨を人民元から香港ドルに変更しております。

親会社の機能通貨の報告通貨への換算

外国会社である当社は、会計処理を行う通貨（以下「機能通貨」といいます。）として香港ドルを使用しておりますが、財務報告において用いる通貨（以下「報告通貨」といいます。）には米ドルを使用しております。連結財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、資産、負債、収益及び費用を含む全ての項目は1米ドル=7.8香港ドルの為替相場で換算されております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
(為替差額) 当社グループは、在外事業体に対する債権債務により生じた為替差額について、為替差損益として表示してきましたが、関連する在外事業体に対する債権債務の決済が予定されておらず、かつ、予見しうる将来において決済が発生しない可能性が高い為替差益については、為替換算調整額に含めて表示しております。当連結会計年度における当該為替差益の発生額は563千米ドル(62百万円)であり、この方法により、当連結会計年度における営業外収益は同額増加しております。	

(連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 14 (2)	1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 33 (4)
投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 883 (98)	投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 883 (98)
2 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおります。	2 同左

(連結損益計算書関係)

(単位：千円、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)																								
1	<p>1 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="778 405 1396 831"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール</td> <td>事業用資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>26 (3)</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>事業用資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>161 (18)</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>事業用資産</td> <td>ソフトウェア 仮勘定</td> <td>43 (5)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>のれん</td> <td>10,339 (1,148)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>10,568 (1,173)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として会社単位でグルーピングを行っております。ただし、独立してキャッシュ・フローが把握可能な資産については当該資産単位としております。</p> <p>上記資産につきましては、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	シンガポール	事業用資産	工具、器具及び備品	26 (3)	シンガポール	事業用資産	ソフトウェア	161 (18)	シンガポール	事業用資産	ソフトウェア 仮勘定	43 (5)	-	-	のれん	10,339 (1,148)	合計			10,568 (1,173)
場所	用途	種類	減損損失																						
シンガポール	事業用資産	工具、器具及び備品	26 (3)																						
シンガポール	事業用資産	ソフトウェア	161 (18)																						
シンガポール	事業用資産	ソフトウェア 仮勘定	43 (5)																						
-	-	のれん	10,339 (1,148)																						
合計			10,568 (1,173)																						

(連結包括利益計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額	1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額
為替換算調整勘定：	為替換算調整勘定：
当期発生額 268	当期発生額 32
(30)	(4)
組替調整額 -	組替調整額 -
(-)	(-)
税効果調整前 268	税効果調整前 32
(30)	(4)
税効果額 -	税効果額 -
(-)	(-)
為替換算調整勘定 268	為替換算調整勘定 32
(30)	(4)
持分法適用会社に対する持分相当額：	持分法適用会社に対する持分相当額：
当期発生額 47	当期発生額 21
(5)	(2)
その他の包括利益合計 220	その他の包括利益合計 11
(24)	(1)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)(注)	11,524,159	4,235,323	-	15,759,482
優先株式(株)	225,000	-	-	225,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により普通株式4,235,323株の発行したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は198千米ドル(220万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)(注)	15,759,482	15,467,333	-	31,226,815
優先株式(株)	225,000	-	-	225,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により普通株式15,467,333株の発行したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は108千米ドル(120万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
2,352	8,420
(261)	(935)
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
2,352	8,420
(261)	(935)
2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳	2
株式の取得により新たにActivateを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社の株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。	
流動資産	
1,406	
(156)	
固定資産	
4,082	
(453)	
のれん	
5,189	
(576)	
流動負債	
910	
(101)	
固定負債	
200	
(22)	
非支配株主持分	
2,495	
(277)	
株式の取得価額	
7,071	
(785)	
現金及び現金同等物	
147	
(16)	
20%の株式及びオプションの公正価値	
6,571	
(729)	
差引：子会社株式の追加取得による	353
支出	(39)

(リース取引関係)

(単位：千ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
オペレーティング・リース取引 (借手側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借手側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料
1年以内	1年以内
203	377
(23)	(42)
1年超	1年超
-	430
(-)	(48)
合計	合計
203	806
(23)	(89)

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金を借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金については、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外の売上から生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。買掛金の内、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、当社グループの稟議決裁に基づき実行され、その管理は担当取締役の管掌事項になっており、これに関する報告は、取締役会にて行っております。

なお、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外国為替リスク

当社の一部の子会社では外貨建取引を行っておりますが、現在のところ外国為替取引について外貨をヘッジする明確な方針がありません。当社グループは、外貨変動リスクのモニタリングを通じ、必要が生じた場合に先物為替予約等の利用を検討します。

金利リスク

管理部門により、金利変動リスクのモニタリングが行われております。当社グループでは正式なヘッジ方針について定めておりませんが、必要に応じて金利リスクのヘッジについて検討します。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクの管理において、当社グループは、事業資金の調達とキャッシュフローの変動の影響を軽減する為に、現金及び現金同等物が十分な水準となる様にモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（2017年12月31日）

（単位：千米ドル、括弧内は百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,352	2,352	-
	(261)	(261)	(-)
(2) 売掛金	3,776	3,776	-
	(419)	(419)	(-)
(3) 未収入金	95	95	-
	(11)	(11)	(-)
(4) 破産更生債権等	883	-	-
	(98)	(-)	(-)
貸倒引当金(1)	883	-	-
	(98)	(-)	(-)
資産計	6,223	6,223	-
	(691)	(691)	(-)
(1) 買掛金	1,118	1,118	-
	(124)	(124)	(-)
(2) 短期借入金	660	660	-
	(73)	(73)	(-)
(3) 未払法人税等	473	473	-
	(52)	(52)	(-)
(4) 未払金	1,087	1,087	-
	(121)	(121)	(-)
(5) 長期借入金	3,327	2,970	357
	(369)	(330)	(40)
負債計	6,665	6,308	357
	(740)	(700)	(40)

(1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位 : 千米ドル、括弧内は百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,420 (935)	8,420 (935)	- (-)
(2) 売掛金	4,007 (445)	4,007 (445)	- (-)
(3) 未収入金	42 (5)	42 (5)	- (-)
(4) 破産更生債権等	883 (98)	- (-)	- (-)
貸倒引当金 (1)	883 (98)	- (-)	- (-)
資産計	12,470 (1,384)	12,470 (1,384)	- (-)
(1) 買掛金	1,314 (146)	1,314 (146)	- (-)
(2) 短期借入金	662 (73)	662 (73)	- (-)
(3) 未払法人税等	430 (48)	430 (48)	- (-)
(4) 未払金	1,315 (146)	1,315 (146)	- (-)
(5) 長期借入金	3,528 (392)	3,150 (350)	378 (42)
負債計	7,249 (805)	6,871 (763)	378 (42)

(1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金、

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 : 千米ドル、括弧内は百万円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
関係会社株式	842 (93)	453 (50)

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,352 (261)	- (-)	- (-)	- (-)
売掛金	3,776 (419)	- (-)	- (-)	- (-)
未収入金	95 (11)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	6,223 (691)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 破産更生債権等883千米ドル(98百万円)については、償還予定額の見込みが困難なため、上記の表に含めておりません。

当連結会計年度(2018年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,420 (935)	- (-)	- (-)	- (-)
売掛金	4,007 (445)	- (-)	- (-)	- (-)
未収入金	42 (5)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	12,470 (1,384)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 破産更生債権等883千米ドル(98百万円)については、償還予定額の見込みが困難なため、上記の表に含めておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2017年12月31日)

(単位 : 千米ドル、括弧内は百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	- (-)	3,295 (366)	28 (3)	4 (0)	- (-)	- (-)
合計	- (-)	3,295 (366)	28 (3)	4 (0)	- (-)	- (-)

当連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位 : 千米ドル、括弧内は百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	- (-)	3,518 (390)	10 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	- (-)	3,518 (390)	10 (1)	- (-)	- (-)	- (-)

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

前連結会計年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

当連結会計年度における費用及び収益計上額及び科目名

売上原価	117千米ドル	(13百万円)
販売費及び一般管理費・その他	64千米ドル	(7百万円)

2 退職給付債務に関する事項(2017年12月31日)

該当事項はありません。

3 退職給付費用に関する事項

該当事項はありません。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

当連結会計年度における費用及び収益計上額及び科目名

売上原価	302千米ドル	(34百万円)
販売費及び一般管理費・その他	93千米ドル	(10百万円)

2 退職給付債務に関する事項(2018年12月31日)

該当事項はありません。

3 退職給付費用に関する事項

該当事項はありません。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション、新株予約権及び株式報酬関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当連結会計年度における費用及び収益計上額及び科目名

販売費及び一般管理費・役員報酬	- 千米ドル	(- 百万円)
販売費及び一般管理費・その他	- 千米ドル	(- 百万円)
特別利益・新株予約権戻入益	64千米ドル	(7百万円)

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当連結会計年度における費用及び収益計上額及び科目名

販売費及び一般管理費・役員報酬	- 千米ドル	(- 百万円)
販売費及び一般管理費・その他	- 千米ドル	(- 百万円)
特別利益・新株予約権戻入益	28千米ドル	(3百万円)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社グループの社外取締役4名、当社グループの役員1名及び当社グループの従業員17名
目的となる株式の種類及び数	普通株式157,830株
付与日	2009年5月22日
権利確定条件	2009年12月31日、2010年12月31日及び2011年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*1)
対象勤務期間	自 2009年5月22日 至 2011年12月31日
権利行使期間	自 2009年12月31日 至 2019年12月31日

(*1) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 全ての権利確定後の権利は、対象者の退職日から12ヶ月以内かオプションの失効日の何れか早い日までに行使できます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

(単位:株)

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・オプション
権利確定前	
期首	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・オプション
権利行使単価	1,703円
行使時平均株価	-
公正な評価単価 (付与日)	1,816円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日に行使されるものと推定し、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 自社株式オプション、新株予約権及び株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプション、新株予約権及び株式報酬の内容

会社名	当社	当社	当社	当社	当社	当社
年度	2007年	2016年	2016年	2016年	2018年	2018年
種類	株式報酬	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)	行使価額修正条項付 新株予約権 (シリーズ1)	行使価額固定新株予 約権 (シリーズ2)
付与対象者の 区分及び人数	当社の役員1名及び 当社の従業員145名	第三者の投資家1名	第三者の投資家1名	第三者の投資家1名	第三者の投資家1名	第三者の投資家1名
目的となる 株式の 種類及び数	普通株式10,591株	普通株式 2,713,333株 (2,000,000新株予 約権)(*3)	普通株式 4,620,000株 (3,420,000新株予 約権)(*4)	普通株式 8,000,000株 (8,000,000新株予 約権)	普通株式 6,500,000株 (6,500,000新株予 約権)(*6)	普通株式 6,500,000株 (6,500,000新株予 約権)(*7)
付与日(*1)	2007年8月31日	2016年5月24日	2016年7月13日	2016年12月22日	2018年10月10日	2018年10月10日
権利確定条件	2007年12月31日、 2008年12月31日及 び2009年12月31日 にそれぞれ3分の 1の権利が確定し ます。(*2)	2016年5月24日に それぞれ権利が確 定します。(*3)	2016年7月13日に それぞれ権利が確 定します。(*4)	2016年12月22日に それぞれ権利が確 定します。(*5)	2018年10月10日に それぞれ権利が確 定します。(*6)	2018年10月10日に それぞれ権利が確 定します。(*7)
権利行使期間	-	自 2016年5月24日 至 2026年5月23日	自 2016年7月13日 至 2026年7月12日	自 2016年12月22日 至 2026年12月21日	自 2018年10月10日 至 2020年10月9日	シリーズ1新株予 約権全部完了日 (*7)から2020年10 月9日まで

(*1) 自社の株式の付与については契約日が2007年8月31日であり、新株予約権の契約日はそれぞれ2015年8月17日、2016年5月24日、2016年7月13日及び2016年12月22日です。

(*2) 2008年12月26日、全ての制限付株式の権利保有者に対して、一株当たり60.90米ドルの現金買取を提案しました。1,967株の権利未確定株式については、当該権利は行使されました。

(*3) 行使価額(1株当たり)は、2016年12月23日より同82円から60円に調整され、同日の新株予約権1個当たりの割当株式数は、1株から1.356667株に調整され、目的となる株式の総数は最初の2,000,000普通株式から2,713,333普通株式に変更しております。行使条件は2016年12月7日に満たしております。

(*4) 行使価額(1株当たり)は、2016年12月23日に同77円から57円に調整され、同日の新株予約権1個当たりの株式数は、1株から1.350877株に調整され、目的となる株式の総数は最初の3,420,000普通株式から4,620,000普通株式に変更しております。行使条件は2016年12月7日に満たしております。

(*5) 行使価額(1株当たり)は45円です。2017年1月31日までに自由に行使することができます。2017年2月1日以降、行使期間が終了する日までの間株式の株価が一度でも74円以上となった場合にのみ、残りの本新株予約権を行使することができるものとします。行使条件は2017年2月1日に満たしております。

(*6) 行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。

(*7) シリーズ2新株予約権は、すべてのシリーズ1新株予約権を行使され、当社により取得され、あるいは、その他の理由で存在しなくなった日(「シリーズ1新株予約権全部完了日」)以後で行使可能となります。当初行使価額はシリーズ1新株予約権全部完了日に同日の終値に変更され、取締役会が行使価額修正条項付新株予約権への変更を決議しない限り、かかる初期行使価額に固定されます。行使価額修正条項付新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。

(2) 自社の株式及び新株予約権等の規模及びその変動状況

() 自社の株式及び新株予約権の数

(単位:株)

会社名	当社	当社	当社	当社	当社	当社
年度	2007年	2016年	2016年	2016年	2018年	2018年
種類	株式報酬	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)	行使価額修正条項 付新株予約権 (シリーズ1)	行使価額固定新株 予約権 (シリーズ2)
権利確定前						
期首	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首	91	271,333	4,620,000	6,000,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	6,500,000	6,500,000
権利行使	-	-	(4,620,000)	(6,000,000)	(4,576,000)	-
失効	(91)	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	1,924,000	6,500,000

() 単価情報

会社名	当社	当社	当社	当社	当社
年度	2016年	2016年	2016年	2018年	2018年
種類	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)	行使価額修正条項付 新株予約権 (シリーズ1)	行使価額固定新株予 約権 (シリーズ2)
権利行使単価	60円 (2016年12月23日に 82円から60円に調 整)	57円 (2016年12月23日に 77円から57円に調 整)	45円	各行使請求の効力発 生日の直前取引日の 当社普通株式の終値 の90%	当初行使価額はシ リーズ1新株予約権 全部完了日の終値に 変更されます
行使時平均株価	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)	4.48円	4.03円	0.56円	3円	1円

6. 新株予約権等の評価方法

当連結会計年度において新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法

新株予約権：モンテカルロ法

新株予約権の主な基礎数値及び見積方法

会社名	当社	当社
種類	行使価額修正条項付新株予約権 (シリーズ1)	行使価額固定新株予約権 (シリーズ2)
期間	2年	2年
株価変動率(*1)	117.65%	117.65%
予想配当(*2)	なし	なし
無リスク利率(*3)	0.000%	0.000%

(*1) 2年間の株価実績に基づいて算定しております。

(*2) 過去の実績より、配当金の支払はないものと仮定しております。

(*3) リスクフリーレートは、該当する国債の利回りを基準に算定しております。

(税効果会計関係)

(単位：千円、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2017年12月31日)		当連結会計年度 (2018年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
	税務上の繰越欠損金		税務上の繰越欠損金
	14,553		15,106
	(1,615)		(1,677)
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	14,553		15,106
	(1,615)		(1,677)
	評価性引当額		評価性引当額
	14,553		15,106
	(1,615)		(1,677)
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	-		-
	(-)		(-)
	(繰延税金負債)		(繰延税金負債)
	再評価差額金		再評価差額金
	46		17
	(5)		(2)
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	46		17
	(5)		(2)
	繰延税金資産 (負債) の純額		繰延税金資産 (負債) の純額
	46		17
	(5)		(2)
	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
	流動資産 - 繰延税金資産		流動資産 - 繰延税金資産
	-		-
	(-)		(-)
	固定資産 - 繰延税金資産		固定資産 - 繰延税金資産
	-		-
	(-)		(-)
	流動負債 - 繰延税金負債		流動負債 - 繰延税金負債
	-		-
	(-)		(-)
	固定負債 - 繰延税金負債		固定負債 - 繰延税金負債
	46		17
	(5)		(2)
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	16.5%		16.5%
	(調整)		(調整)
	永久に損金に算入されない項目		永久に損金に算入されない項目
	18.1%		16.1%
	永久に益金に算入されない項目		永久に益金に算入されない項目
	38.5%		0.2%
	連結子会社との税率の差異		連結子会社との税率の差異
	1.5%		0.0%
	評価性引当額の増減		評価性引当額の増減
	21.2%		0.9%
	税効果会計適用後の法人税率等の負担率		税効果会計適用後の法人税率等の負担率
	18.9%		0.2%

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

Activateはシンガポールに設立され同国に拠点を持つ有限責任会社であります。

(2) 被取得企業の事業の内容

ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報の提供及びデータ分析に関するデジタル事業を行っております。

(3) 企業結合を行った主な理由

Activateは、近年急成長を遂げており、売上高は順調に増加する一方、利益もある程度確保できております。現在、Activateが同社の既存の事業を拡大しており、また同じくヘルスケアの分野において事業を行う他社との協力関係を築いていることにより、これらの傾向は今後もさらに続くことがActivateにより予想されております。

そこで、当社及び新華モバイルは、Activateの売上高及び利益の当社グループの連結売上高及び利益に対する貢献を考慮すると、Activateをより早い段階において当社の連結子会社とすることが、新華モバイルの将来性ひいては企業価値を高めることにつながり、当社グループの利益に資すると考えました。

(4) 企業結合日

2017年 8月10日

2017年 7月31日 (みなし取得日)

(5) 企業結合の法的形式

新華モバイルは、2016年12月に取得したActivateの20%の株式 (当時は関係会社株式) 及び2017年 8月にJoel Chin氏 (以下「チン氏」といいます。) より2016年12月に付与されたオプションを行使することにより、Activate株式を追加で23%取得し、Activateの発行済株式総数の43%に相当する株式を保有することとなりました。また、当社のファイナンシャル・コントローラーであるVivian Lau氏がActivateの 3名の取締役の内の一人として新たに就任することにより、チン氏が既にActivateのCEOであり取締役であることと併せて、当社グループがActivateの取締役会をコントロールできる立場となり、Activateは当社の連結子会社となりました。

(6) 企業結合後企業の名称

Activate Interactive Pte. Ltd.

(7) 取得した議決権比率

取得した株式により43%

(8) 取得企業を決定するに至った主な理由

現金を対価として43%の株式を取得したことによるものであります。

2. 連結累計期間に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2017年8月1日から2017年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

取得の対価	
現金	500 (56)
20%の株式及びオプションの公正価値	6,571 (729)
取得原価	7,071 (785)

4. 主要な取得関連費用の性質及び金額
弁護士等専門家費用 54千米ドル(6百万円)

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

- (1) 発生したのれん

5,189千米ドル(576百万円)

- (2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

- (3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

流動資産	1,406 (156)
固定資産	4,082 (453)
資産合計	5,488 (609)
流動負債	910 (101)
固定負債	200 (22)
負債合計	1,111 (123)

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

売上高	1,618
	(180)
営業損失	678
	(75)
経常損失	673
	(75)
税金等調整前当期純損失	673
	(75)
当期純損失	790
	(88)

(単位：米ドル、括弧内は円)

1株当たり当期純利益金額又は当期純	0.05
損失金額 ()	(5.55)

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、グループ全体の戦略機能を担い、各子会社が取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、各子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「メッセージング事業」「ヘルスケア事業」「ライセンス事業」「その他の事業」を報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービスは次のとおりであります。

ヘルスケア事業

モバイルの分野において、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末、センサー、メディカル情報、データ分析の提供

ライセンス事業

モバイル機器やアプリケーションに関連した知的財産権及びその他の権利のライセンス・サービスの提供

メッセージング事業

クラウド・ベースのA2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの提供

その他の事業

ニュース、金融情報の提供等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失をベースとした数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント					調整額	連結損益計算書計上額
	ヘルスケア事業	ライセンスング事業	メッセージング事業	その他の事業	合計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	2,929	1,800	5,429	2	10,160	-	10,160
	(325)	(200)	(603)	(0)	(1,128)	(-)	(1,128)
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	243	200	190	-	633	633	-
	(27)	(22)	(21)	(-)	(70)	(70)	(-)
合計	3,172	2,000	5,619	2	10,793	633	10,160
	(352)	(222)	(624)	(0)	(1,198)	(70)	(1,128)
セグメント利益又は損失 ()	4,230	1,162	2,394	1,728	1,270	-	1,270
	(470)	(129)	(266)	(192)	(141)	(-)	(141)
セグメント資産	10,859	24,370	12,293	41,139	88,661	61,411	27,251
	(1,205)	(2,705)	(1,365)	(4,566)	(9,841)	(6,817)	(3,025)
その他の項目							
減価償却費	659	-	1,525	2	2,186	-	2,186
	(73)	(-)	(169)	(0)	(243)	(-)	(243)
受取利息	0	0	0	0	0	-	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)
支払利息	7	-	452	-	459	-	459
	(1)	(-)	(50)	(-)	(51)	(-)	(51)
持分法による投資損失又は利益 ()	37	-	-	151	114	-	114
	(4)	(-)	(-)	(17)	(13)	(-)	(13)
特別利益							
(段階取得に係る差益)	4,513	-	-	-	4,513	-	4,513
	(501)	(-)	(-)	(-)	(501)	(-)	(501)
(新株予約権戻入益)	-	-	-	64	64	-	64
	(-)	(-)	(-)	(7)	(7)	(-)	(7)
(固定資産除売却益)	2	-	0	0	2	-	2
	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)
税金費用	152	249	0	1	401	-	401
	(17)	(28)	(0)	(0)	(45)	(-)	(45)
持分法適用会社への投資額	-	-	-	842	842	-	842
	(-)	(-)	(-)	(93)	(93)	(-)	(93)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	144	4	148	-	148
	(-)	(-)	(16)	(0)	(16)	(-)	(16)

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位 : 千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント					調整額	連結損益計算書計上額
	ヘルスケア事業	ライセンスिंग事業	メッセージング事業	その他の事業	合計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	8,717 (968)	- (-)	3,433 (381)	3 (0)	12,152 (1,349)	- (-)	12,152 (1,349)
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	79 (9)	- (-)	695 (77)	- (-)	774 (86)	774 (86)	- (-)
合計	8,796 (976)	- (-)	4,128 (458)	3 (0)	12,927 (1,435)	774 (86)	12,152 (1,349)
セグメント利益又は損失 ()	1,167 (130)	364 (40)	11,890 (1,320)	3,040 (337)	16,462 (1,827)	- (-)	16,462 (1,827)
セグメント資産	11,326 (1,257)	26,130 (2,900)	805 (89)	53,153 (5,900)	91,414 (10,147)	70,260 (7,799)	21,154 (2,348)
その他の項目							
減価償却費	1,679 (186)	- (-)	397 (44)	2 (0)	2,078 (231)	- (-)	2,078 (231)
受取利息	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	7 (1)	- (-)	7 (1)
支払利息	11 (1)	- (-)	303 (34)	- (-)	315 (35)	- (-)	315 (35)
持分法による投資損失	- (-)	- (-)	- (-)	368 (41)	368 (41)	- (-)	368 (41)
特別利益							
(新株予約権戻入益)	- (-)	- (-)	- (-)	28 (3)	28 (3)	- (-)	28 (3)
特別損失							
(固定資産除売却損)	0 (0)	- (-)	3 (0)	- (-)	3 (0)	- (-)	3 (0)
(減損損失)	- (-)	- (-)	10,568 (1,173)	- (-)	10,568 (1,173)	- (-)	10,568 (1,173)
税金費用	36 (4)	8 (1)	0 (0)	1 (0)	28 (3)	- (-)	28 (3)
持分法適用会社への投資額	- (-)	- (-)	- (-)	453 (50)	453 (50)	- (-)	453 (50)
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	535 (59)	- (-)	26 (3)	28 (3)	588 (65)	- (-)	588 (65)

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
8,474 (941)	1,251 (139)	194 (21)	242 (27)	10,160 (1,128)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

(2) 有形固定資産

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
107 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	107 (12)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
A社	2,889 (321)	メッセージング事業
B社	1,800 (200)	ライセンス事業
C社	1,250 (139)	メッセージング事業
D社	1,065 (118)	ヘルスケア事業

(注) 1. 顧客との契約上守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
11,013 (1,222)	828 (92)	252 (28)	60 (7)	12,152 (1,349)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

(2) 有形固定資産

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
156 (17)	- (-)	- (-)	- (-)	156 (17)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
A社	6,440 (715)	ヘルスケア事業
B社	1,521 (169)	メッセージング事業

(注) 1 顧客との契約上守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております。

【報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(のれんの金額の重要な変動)

「メッセージング事業」セグメントにおいて、GINSMSの事業環境の変化により、当初想定した超過収益力が認められなくなったのれんについての減損損失を特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は10,339千米ドル(1,148百万円)であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント				合計	全社・消去	合計
	ヘルスケア事業	ライセンス事業	メッセージング事業	その他の事業			
(のれん)							
当期償却額	216 (24)	- (-)	1,379 (153)	- (-)	1,595 (177)	- (-)	1,595 (177)
当期末残高	4,972 (552)	- (-)	10,683 (1,186)	- (-)	15,656 (1,738)	- (-)	15,656 (1,738)

(注) 第3四半期連結会計期間において、Activateの株式を追加取得し、同社を連結子会社としたことにより、「ヘルスケア事業」セグメントにおいて、のれん5,189千米ドル(576百万円)を計上しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	報告セグメント				合計	全社・消去	合計
	ヘルスケア事業	ライセンス事業	メッセージング事業	その他の事業			
(のれん)							
減損損失	- (-)	- (-)	10,339 (1,148)	- (-)	10,339 (1,148)	- (-)	10,339 (1,148)
当期償却額	519 (58)	- (-)	345 (38)	- (-)	863 (96)	- (-)	863 (96)
当期末残高	4,454 (494)	- (-)	- (-)	- (-)	4,454 (494)	- (-)	4,454 (494)

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員、主要株主及び関連会社等

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	Chin Siang Hui (注)2	-	-	子会社の取締役会長	-	-	資金の貸借	- (-)	長期借入金	2,549 (283)
							利息の支払	331 (37)		
							資金の前受	142 (16)	未払金	325 (36)
							返済	379 (42)		
役員が議決権の過半数を所有している会社	Inphoshoft Pte. Ltd. (注)2 & 3	-	-	投資持株	-	-	資金の貸借	- (-)	長期借入金	690 (77)
							利息の支払	87 (10)		
							約束手形の振出	37 (4)	短期借入金	376 (42)
							資金の前受	43 (5)	未払金	45 (5)
返済	- (-)									

(注) 1 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の借入の取引条件は、市場金利等を勘案しております。

3 子会社の取締役会長兼取締役であるChin Siang Hui氏、子会社の取締役であるWang XianXiang氏及び子会社の取締役であるXu Hongwei氏がInphoshoft Pte.Ltd.(以下「IPL」といいます。)の議決権の32.85%、32.85%及び22.82%をそれぞれ直接保有しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員、主要株主及び関連会社等

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
役員	Chin Siang Hui (注)2	-	-	子会社の取締役会長	-	-	資金の貸借	-	長期借入金	2,870 (319)	
							利息の支払	326 (36)			
							資金の前受	43 (5)	未払金		
							返済	146 (16)			
役員が議決権の過半数を所有している会社	Inphoshoft Pte. Ltd. (注)2 & 3	-	-	投資持株	-	-	資金の貸借	-	長期借入金	621 (69)	
							未払利息の戻入(注)4	60 (7)			
							約束手形の振出	37 (4)	短期借入金		401 (45)
							資金の前受	-	未払金		
	返済	7 (1)									
	Playtivate Pte Ltd (旧会社名 Roboki Pte.Ltd.) (注)5	-	-	-	-	-	-	コンサルタント管理費	185 (21)	買掛金	20 (2)
								Activate Malaysia Sdn Bhd (注)6	-	未収入金	3 (0)

(注)1 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の借入の取引条件は、市場金利等を勘案しております。

3 子会社の取締役会長兼取締役であるChin Siang Hui氏、子会社の取締役であるWang XianXiang氏及び子会社の取締役であるXu Hongwei氏がIPLの議決権の32.85%、32.85%及び22.82%をそれぞれ直接保有しております。

4 2018年度第2四半期中、IPLは、2017年4月1日より、有利子ローンの利息を無利息とすることに合意しました。その結果、当連結会計年度はIPLからのローンに利息は発生せず、2017年4月1日から2017年12月31日までの未払利息の戻入れがありました。

5 子会社の取締役であるWou Li Sing氏がPlaytivate Pte Ltd.の議決権の100%を直接保有しております。

6 子会社の取締役であるWou Li Sing氏がActivate Malaysia Sdn Bhd.の議決権の91%を直接保有しております。

(1株当たり情報)

(単位：米ドル、括弧内は円)

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	0.92 (102.12)	0.24 (26.64)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	0.08 (8.88)	0.72 (79.92)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	0.05 (5.55)	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益又は当期純損失()	1,270 (141)	16,462 (1,827)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()	1,270 (141)	16,462 (1,827)
普通株式及び優先株式の期中平均株式数(株)	15,337,373.61	22,717,363.71
普通株式	15,112,373.61	22,492,363.71
優先株式	225,000.00	225,000.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	- (-)	- (-)
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	8,297,829 (8,297,829)	- (-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額	18,248 (2,026)	11,512 (1,278)
純資産の部の合計額から控除する 金額	3,818 (424)	3,918 (435)
(うちA種優先株式払込金額)	670 (74)	670 (74)
(うち新株予約権)	198 (22)	108 (12)
(うち非支配株主持分)	2,949 (327)	3,140 (349)
普通株式に係る当連結会計年度末 の純資産額	14,431 (1,602)	7,593 (843)
期末の普通株式の数(株)	15,759,481.79	31,226,814.79

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結附属明細表
【借入金等明細表】

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	660 (73)	662 (73)	16.16%	-
長期借入金	3,327 (369)	3,528 (392)	8.92%	-
合計	3,987 (443)	4,190 (465)	10.14%	-

(注) 1 . 「平均利率」については、期末借入金の期中残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 . 長期借入金 (1 年以内に返済予定のものを除く) の連結決算日後 5 年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
長期借入金	3,518 (390)	10 (1)	- (-)	- (-)

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	連結会計年度
売上高	2,446 (272)	4,343 (482)	7,662 (850)	12,152 (1,349)
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 又は税金等調整前四半期 (当期) 純 損失 ()	11,759 (1,305)	13,482 (1,496)	15,016 (1,667)	16,243 (1,803)
親会社株主に帰属する四半期 (当 期) 純利益又は親会社株主に帰属す る四半期 (当期) 純損失 ()	11,811 (1,311)	13,338 (1,481)	14,933 (1,658)	16,462 (1,827)
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金 額又は四半期 (当期) 純損失金額 () (米ドル、括弧内は円)	0.74 (82.14)	0.79 (87.69)	0.74 (82.14)	0.72 (79.92)

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は四半期 純損失 () (米ドル、括弧内は円)	0.74 (82.14)	0.09 (9.99)	0.06 (6.66)	0.06 (6.66)

(3) 【財務諸表等】

【貸借対照表】

	前事業年度 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	前事業年度 2017年12月31日 (単位：百万円)	当事業年度 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	当事業年度 2018年12月31日 (単位：百万円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	348	39	3,279	364
関係会社未収入金	14,658	1,627	19,667	2,183
その他	81	9	79	9
流動資産合計	15,087	1,675	23,025	2,556
固定資産				
投資その他の資産				
関係会社株式	3,948	438	3,948	438
投資その他の資産合計	3,948	438	3,948	438
固定資産合計	3,948	438	3,948	438
資産合計	19,034	2,113	26,973	2,994
負債の部				
流動負債				
未払金	365	40	520	58
未払費用	390	43	315	35
流動負債合計	755	84	835	93
負債合計	755	84	835	93
純資産の部				
株主資本				
資本金	20	2	40	4
資本剰余金				
資本準備金	408,144	45,304	417,722	46,367
資本剰余金合計	408,144	45,304	417,722	46,367
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	351,994	39,071	353,643	39,254
利益剰余金合計	351,994	39,071	353,643	39,254
株主資本合計	56,170	6,235	64,119	7,117
評価・換算差額等				
為替換算調整勘定	1 38,089	1 4,228	1 38,089	1 4,228
評価・換算差額等合計	38,089	4,228	38,089	4,228
新株予約権	198	22	108	12
純資産合計	18,279	2,029	26,138	2,901
負債純資産合計	19,034	2,113	26,973	2,994

【損益計算書】

	前事業年度	前事業年度	当事業年度	当事業年度
	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：千米ドル)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 (単位：百万円)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：千米ドル)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 (単位：百万円)
売上高	-	-	-	-
売上原価	-	-	-	-
売上総利益	-	-	-	-
販売費及び一般管理費				
役員報酬	175	19	200	22
支払手数料	554	62	1,153	128
保険料	110	12	92	10
その他	2	0	37	4
販売費及び一般管理費合計	841	93	1,482	165
営業損失()	841	93	1,482	165
営業外収益				
受取利息及び配当金	0	0	1	0
為替差益	33	4	-	-
営業外収益合計	33	4	1	0
営業外費用				
為替差損	-	-	195	22
営業外費用合計	-	-	195	22
経常損失()	807	90	1,677	186
特別利益				
新株予約権戻入益	64	7	28	3
特別利益合計	64	7	28	3
特別損失				
関係会社株式評価損	11	10	-	-
特別損失合計	11	10	-	-
税引前当期純損失()	744	83	1,649	183
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
法人税等調整額	-	-	-	-
法人税等合計	-	-	-	-
当期純損失()	744	83	1,649	183

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千米ドル)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15	403,747	403,747	351,250	351,250	52,512
当期変動額						
新株の発行	5	4,397	4,397	-	-	4,403
当期純損失()	-	-	-	744	744	744
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	5	4,397	4,397	744	744	3,658
当期末残高	20	408,144	408,144	351,994	351,994	56,170

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	38,150	38,150	432	14,793
当期変動額				
新株の発行	-	-	158	4,244
当期純損失()	-	-	-	744
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62	62	75	14
当期変動額合計	62	62	234	3,486
当期末残高	38,089	38,089	198	18,279

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2	44,816	44,816	38,989	38,989	5,829
当期変動額						
新株の発行	1	488	488	-	-	489
当期純損失()	-	-	-	83	83	83
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	1	488	488	83	83	406
当期末残高	2	45,304	45,304	39,071	39,071	6,235

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,235	4,235	48	1,642
当期変動額				
新株の発行	-	-	18	471
当期純損失()	-	-	-	83
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7	7	8	2
当期変動額合計	7	7	26	387
当期末残高	4,228	4,228	22	2,029

当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)

(単位 : 千米ドル)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20	408,144	408,144	351,994	351,994	56,170
当期変動額						
新株の発行	20	9,578	9,578	-	-	9,598
当期純損失 ()	-	-	-	1,649	1,649	1,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	20	9,578	9,578	1,649	1,649	7,949
当期末残高	40	417,722	417,722	353,643	353,643	64,119

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	38,089	38,089	198	18,279
当期変動額				
新株の発行	-	-	291	9,306
当期純損失 ()	-	-	-	1,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	0	0	201	201
当期変動額合計	0	0	90	7,859
当期末残高	38,089	38,089	108	26,138

(単位 : 百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2	45,304	45,304	39,071	39,071	6,235
当期変動額						
新株の発行	2	1,063	1,063	-	-	1,065
当期純損失 ()	-	-	-	183	183	183
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	2	1,063	1,063	183	183	882
当期末残高	4	46,367	46,367	39,254	39,254	7,117

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,228	4,228	22	2,029
当期変動額				
新株の発行	-	-	32	1,033
当期純損失 ()	-	-	-	183
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	0	0	22	22
当期変動額合計	0	0	10	872
当期末残高	4,228	4,228	12	2,901

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において営業損失841千米ドル(93百万円)、当期純損失744千米ドル(83百万円)を計上し、当事業年度におきましても、営業損失1,482千米ドル(165百万円)、当期純損失1,649千米ドル(183百万円)を計上しております。

当事業年度において売上が無かったこと及び営業費用が依然として高いことから、当社は当事業年度においても営業利益がマイナスとなっており、収益性のある事業への参入の不確実性等が当事業全体の収益性を圧迫しております。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2018年10月10日付で、当社は、今後10年間の当社グループの中核事業となることを企図している暗号メッセージャー及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発するための資金調達することを目的に、第三者割当によりマッコリー・バンク・リミテッドに2種類の行使価額修正条項付新株予約権(以下「シリーズ1新株予約権」及び「シリーズ2新株予約権」又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行しました。最近の当社の株価の低迷により2018年12月から新株予約権の行使はありませんが、当社グループは、今後、当社の株価が早期に回復しできるだけ多くの新株予約権が行使されることで当社が資金調達できることを期待しております。

上記のような各方策により当社グループの事業の成長と拡大を図ることを企図しておりますが、上記のとおり、当社グループのキャッシュ・フローは厳しいため、引き続き既存の借入金を返済するための資金が不足していることにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。このような状況を解消するため、当社は継続的に経費削減を実施し、更に資金調達できる機会を模索し、また、当社の既存事業及び新規事業とのシナジーが期待できる潜在業務提携先の発掘も行っていきます。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・イン・フローの双方の観点から、新規事業の開発を着実に進めるほか、事業のリストラクチャリングも含めた様々な手法により成長の機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社の事業の継続可能性は、新規事業の開発、本新株予約権の行使によって調達できる資金の額、事業のリストラクチャリング及び事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上することとしております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

財務諸表の円換算額

「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=111円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

前会計年度における日本円表示は当期のレートを使用して換算しております。

機能通貨の変更

当社の機能通貨は、2007年度の会計年度から人民元であり、報告通貨は米ドルで表示されておりますが、2016年9月にフォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド及びその子会社を売却したこと及び2017年8月にActivate Interactive Pte. Ltd.の連結子会社化が完了したことをもって、当社の主たる経営環境は大きく変わりました。それ以来、当社の主な収益は、機能通貨を人民元としていた中国で事業を行う子会社の営業活動から得られなくなっております。従って、当社は2018年1月1日から機能通貨を人民元から香港ドルに変更しております。

親会社の機能通貨の報告通貨への換算

外国会社である当社は、会計処理を行う機能通貨として香港ドルを使用しておりますが、財務報告において用いる報告通貨には米ドルを使用しております。連結財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、資産、負債、収益及び費用を含む全ての項目は1米ドル=7.8香港ドルの為替相場で換算されております。

(追加情報)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
(為替差額) 当社は、在外事業体に対する債権債務により生じた為替差額について、関連する在外事業体に対する債権債務の決済が予定されておらず、かつ、予見しうる将来において決済が発生しない可能性が高い為替差損益については、為替換算調整勘定に含めて表示しております。当事業年度における当該為替差益の発生額は563千米ドル(62百万円)であり、この方法により、当事業年度における当社の営業外収益は同額増加しております。	

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1 機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を計上しております。	1 同左

(損益計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社株式評価損 1 (0) 当社の子会社である新華ゲームズ(香港)リミテッドに対するものであります。	1

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)及び

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

事業年度末までに取得または保有している自己株式はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)及び

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社はリース取引を利用していないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

区分	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
関係会社株式	3,948 (438)	3,948 (438)

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(単位：米ドル、括弧内は円)

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	1.10 (122.10)	0.81 (89.91)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	0.05 (5.55)	0.07 (7.77)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失	744 (83)	1,649 (183)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純損失	744 (83)	1,649 (183)
普通株式及び優先株式期中平均株式数(株)	15,337,373.61	22,717,363.71
普通株式	15,112,373.61	22,492,363.71
優先株式	225,000.00	225,000.00

(注) 優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額	18,279 (2,029)	26,138 (2,901)
純資産の部の合計額から控除する金額	869 (96)	779 (86)
(うちA種優先株式払込金額)	670 (74)	670 (74)
(うち新株予約権)	198 (22)	108 (12)
(うち非支配株主持分)	- (-)	- (-)
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額	17,411 (1,933)	25,360 (2,815)
期末の普通株式の数(株)	15,759,481.79	31,226,814.79

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細表

【引当金明細表】

該当事項はありません。

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

添付の財務書類及び財務書類に対する注記をご参照下さい。

3 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

過去5年間の米ドルと日本円の為替レートは、日本の日刊紙2紙以上に掲載されているため、省略いたします。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概況】

(1) 本邦における株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては、当社株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人は存在いたしません。実質株主によって保有されている当社株式は、株式会社証券保管振替機構（JASDEC）の外国株券等保管振替決済制度に従って、現地保管機関により香港内において、JASDEC又はそのノミニー名義で保管されております。三菱UFJ信託銀行株式会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に基づき株式事務取扱機関として指定されております。

本取引所における当社株式の取引は、買主と売主が同一の取引参加者である証券会社の顧客である場合には、原則、買主と売主の各外国証券取引口座間の振替により行われ、買主と売主が異なる証券会社の顧客である場合には、JASDECに開設した当該証券会社の口座間の振替が行われます。これらの場合には、保管機関によって香港内で保有される株式数は変わりません。

以下に記載するものは、特に、締結されているか又は締結が予定されているJASDEC及び現地保管機関間の保管契約及び保管契約に関する覚書、JASDEC、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、JASDEC、配当金支払取扱銀行及び当社間の支払事務委任に関する契約、及び総合取引参加者である証券会社及び各実質株主間の外国証券取引口座約款に基づく、実質株主の配当受領権及び議決権などの権利をJASDECを通じて間接的に行使することを含む、株式保有に関する事項の概要です。

(2) 株主に対する特典

原則としてありません。

(3) 株式の譲渡制限

原則としてありません。

(4) その他株式事務に関する事項

(a) 決算日

毎年12月31日

(b) 定時株主総会

当社の定時株主総会は、毎年、当社の取締役会が決定する日時及び場所において開催されます。

(c) 株主名簿の閉鎖

株主に関わる外国若しくは国内又はその他の支店の名簿を含む株主名簿は、指定証券取引所の要件に従い指定された新聞又はその他の新聞において公告を行うことにより、又は指定証券取引所が認める方法により電子的に行うことによりその旨の通知がなされた後、一般的に又は種類株式に関して、当社の取締役会が定める時期又は期間（1年に30日を超えてはならない。）について閉鎖することができるものとされております。

(d) 基準日

配当、分配、割当又は発行を受ける権利を有する株主は、かかる配当、分配、割当若しくは発行につき発表又は支払等がなされる日又はかかる日の前後30日以内の、当社又は取締役が、中14日以上事前に指定証券取引所に対して行う通知により定める日における株主名簿上の登録名義人です。

配当を受領する権利を有する実質株主は、通常同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人です。

(e) 株券の種類

株主として株主名簿に氏名が記載される者は全て、株式割当の際、自己の所有する株式につき株式の種類ごとに1枚の株券を無償で受け取る権利を有し、取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用の支払を行う場合には、当該種類の1つ以上の株式につきそれぞれ複数の株券を受け取る権限を有します。複数の者により共有される株式に関しては、当社は、それに関し2枚以上の株券を発行する義務を負わないものとし、また、複数の共同保有者の1名に対する1枚の株券の交付により、共同保有者全員に対して交付したものとすることができるものといえます。

(f) 株式に関する手数料

実質株主は、外国証券取引口座約款に従って、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり年間手数料を、また特定取引の執行に関して手数料を支払う必要があります。ケイマン諸島においては、上記のとおり、株式割当の場合、株主は2枚目以降の各株券を受け取るためには取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用を支払うことが必要となります。また、株券に記載される株式の一部を譲渡する場合に、残りの株式に関わる新株券の発行を受けるためにも費用を負担することが必要となります。更に、株券が損傷若しくは汚損され、又は紛失、盗難若しくは破棄の申立があった場合、新株券の発行には、証拠及び補償に関する規定（もしあれば）に従い、また取締役会が適切と考える証拠の調査及び補償の準備のために当会社が負担した経費及び合理的な自己負担費用を支払うことを前提に、取締役会が定める手数料を支払うことが必要となります。

(g) 公告を掲載する新聞

当社は、株主総会に関する株主への招集通知等の一定の事項について、日本国内で発行されている主要日刊紙に掲載して公告いたします。

2【本邦における実質株主による議決権の行使等】

(1) 実質株主による議決権の行使に関する手続

実質株主は、株主総会の招集通知等を郵便にて受領するか、又は議決権を行使するための情報も記載された日本国内で発行されている主要日刊紙における公告により株主総会等について通知されます。JASDECは、実質株主の指示がない場合には、実質株主を代理して議決権を行使いたしません。

(2) 利益の配当請求に関する手続

株式事務取扱機関は、当社から配当の支払についての通知を受領した場合は、これを実質株主に通知いたします。

当社は、必要な合計額をJASDECを代理する現地保管機関に支払い、現地保管機関はこれを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、郵便為替又は直接実質株主の銀行口座に交付する、又は他の支払銀行を通じて間接的に実質株主に交付いたします。実質株主は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に記載された実質株主です。

(3) 株式の譲渡に関する手続

日本においては、実質株主は、当社株式の株券を保有せず、当社株式に関する権利を本取引所における取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、総合取引参加者である証券会社に開設された口座間の振替が又はJASDECに開設された同証券会社の口座間の振替によって行われます。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(a) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得とみなされます。配当に関する課税は、以下のとおりです。日本国の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当については、ケイマン諸島における配当支払額からケイマン諸島又はその地方公共団体における源泉徴収税（もしあれば）が徴収された後の残高が、以下の源泉徴収税率による日本の所得税課税の対象となります。

なお、当社株式の3%未満を保有する日本の居住者たる個人は申告分離課税を選択できます。

配当を受けるべき期間	日本の法人	当社株式の3%以上を保有する日本の居住者たる個人	当社株式の3%未満を保有する日本の居住者たる個人
平成26年1月1日以降	所得税15.315%	所得税20.42%	所得税15.315%、住民税5%

上記の配当は海外の会社から支払われるものであるため、個人株主に関しては配当控除は適用されず、法人株主の場合には配当の益金不算入が認められません。

なお、ケイマン諸島において徴収される税金がある場合には、日本国の税法に従って外国税額控除が認められる可能性があります。

(b) 売買損益

当社株式の日本における取引から生じる売買損益に対する課税は、国内会社の株式取引の売買損益課税と同様です。したがって、法人株主に該当する場合には、その譲渡損益は法人税の課税所得に含めて課税が行われます。

(c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本に居住する実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課されます。但し、一定の状況下において外国税額控除が認められる可能性があります。

(5) その他の通知及び報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社からこれを受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行います。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び確認書

金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を2018年3月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の2第1項に基づく確認書を2018年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく内部統制報告書を2018年3月29日関東財務局長に提出。

(3) 確認書の訂正確認書

金融商品取引法第24条の4の8第2項に基づく確認書の訂正確認書を2018年4月2日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年4月17日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2018年5月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2018年5月15日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月17日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月25日関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年6月15日関東財務局長に提出。

(9) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年6月25日関東財務局長に提出。

(10) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年7月13日関東財務局長に提出。

(11) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年7月27日関東財務局長に提出。

(12) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2017年8月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2017年8月13日関東財務局長に提出。

(13) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月11日関東財務局長に提出。

(14) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年10月11日関東財務局長に提出。

(15) 臨時報告書の訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第5項において準用する法第7条第1項の規定により、臨時報告書の訂正報告書を2018年10月15日関東財務局長に提出。

(16) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2018年11月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2018年11月13日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年3月28日

ビート・ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

R S M清和監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 貴史
業務執行社員指定社員 公認会計士 金城 琢磨
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビート・ホールディングス・リミテッドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビート・ホールディングス・リミテッド及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失を継続的に計上し、営業活動によるキャッシュ・フローについても大幅なマイナスとなっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ビート・ホールディングス・リミテッドの平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ビート・ホールディングス・リミテッドが平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月28日

ビート・ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

R S M清和監査法人

指定社員 公認会計士 大塚 貴史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金城 琢磨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビート・ホールディングス・リミテッドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビート・ホールディングス・リミテッドの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失を継続的に計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象に含まれていません。